

平成24年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成24年6月4日（開会）

平成24年6月22日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第二回定例会会議録

(平成二十四年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6 月 4 日）（月曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 34 号～議案第 36 号 一括上程	6
説明、質疑	
議案第 34 号～議案第 36 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 37 号 上程	8
説明、休憩、全協、質疑、表決（同意）	
1. 議案第 38 号 上程	9
説明、質疑	
議案第 38 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 39 号 上程	13
説明、質疑	
議案第 39 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 8 号・陳情第 9 号 一括上程	14
総務常任委員会付託	
1. 日程報告	15
1. 散 会	15

第 2 号（6 月 12 日）（火曜日）

1. 開 議	18
1. 一般質問	18
大 藪 藤 幸 議 員	18
環境整備班の所管、稼働状況及び予算を問う	
中央地区の側溝の清掃は梅雨入り前に	
土砂処分場の状況及び今後の利用を問う	
堀内貴志議員	25
市民が活用できる屋内温水プールの必要性について	
(1) 中学校のプール建設の計画の進捗状況について	
(2) 健康づくり、高齢者保健福祉の観点から屋内温水プールを活用する効果について	
(3) 中学校のプール建設の計画を市民も活用できる屋内温水プールにしてはどうか	

今後の観光振興について

- (1) 道の駅たるみずの経営状況について
- (2) 協定書第24条「売上総利益の50%については垂水市に納付、20%については垂水ふるさと応援基金等に拠出」となっているが、使用目的はあるのか

入湯税について

感王寺耕造議員 35

各小学校の危険箇所、生徒数増対策、小学校の統合について

- (1) 各小学校、施設整備（改修、補修）の年次計画は
- (2) 児童数増に向けた取組みは
- (3) 小学校統合についての考えは

空き家条例と空き家バンク制度について

- (1) 本市の空き家件数、また、崩壊のおそれ等の状況を把握しているのか
- (2) 空き家バンク制度の成果と現状は

情報システムについて

- (1) 使い勝手が悪いとの職員の声を聞くが、システム構築上の問題点はないのか
- (2) 固定資産評価に面積等の錯誤があるが、入力ミスか。原因は

堆肥センターについて

- (1) 原料生ゴミ中のビニール、プラスチックの未処理量は
- (2) 廃液の活用は

持留良一議員 47

原発再稼働について

- ・ 原発再稼働についての市長の見解は
再稼働を押し付けるのは道理がない。原発から撤退を決断してこそ、原発に依存した地域経済の再生も電力需給問題も解決できる。（自然エネルギーへの転換や省エネルギーに力を尽くすことこそ重要）

生活支援対策について

- ア 減免制度の改善と充実について（市民税／固定資産税）
 - ・ 公私の扶助の考え方（公私の内容）と運用
 - 一 国の考え方
 - 一 本市の運用について
 - 国の方針に沿って対応すべきではないか
 - ・ 固定資産税の減免の基準の問題
 - 一 公私の扶助を受けていない、生活保護基準以下の恒常的な低所得者の減免も対象にすべきであるが。（条例第71条第1項（4）に該当するのでは）
- イ 延滞金の減免
 - ・ 取扱規定や減免に関する規則はあるのか
 - ・ ない場合の問い合わせや手続への対応は

- ・ ない場合、減免の基準はどのようにしていくのか
- ウ ア、イの周知徹底を図る必要があるが、方法は
- エ 学童保育料の減免を（他の制度の整合性の確保）
- ・ 全国での実施状況と保護者の生活実態は
- ・ なぜ保育料の減免がないのか
- ・ 他の制度の整合性や経済的理由等で入所できない児童がうまれないためにも保育料の減免を

保育所入所問題について

- ・ 児童福祉法施行令第27条に関して
 - 「昼間労働することが常態としていること」とあるが、飲食関係者の入所対象者としての見解は。他市はどのように対応しているか。
 - 同居の親族その他が保育することができないとはどのようなことか（就労保障と子どもの健全育成のためにも対象の拡大が保育所の目的ではないか。）

生活保護行政について

- ・ 「事件」のケースは「不正受給」で法律違反なのか。基本は道義的な問題で、制度の欠陥ではないかどうか
- ・ 扶養義務は、生活保護の開始や継続の要件になるのか
- ・ 保護が必要な人に届くために、改めて問われていることは何か
 - 相談者に対して、だれでも無条件に申請できることを通知する
 - 申請意思が確認できれば申請書を交付し、市が手続の援助を積極的に行う
 - 生活保護のしおりと申請用紙を窓口を設置する

川畑三郎議員・・ 60

防災体制の強化について

- ・ 梅雨、台風シーズンになった。対策は

市道の整備について

- ・ 福岡原道路の整備は

水産行政について

- ・ 垂水ブランド販路拡大について

田平輝也議員・・ 65

固定資産評価について

- ・ 固定資産評価額の計算方法は

生活弱者への対応は

- ・ 本市における生活弱者への対策は

市営住宅の現状は

- ・ 市営住宅の入居率は

教職員住宅について

- ・ 教職員住宅の入居率は

北方貞明議員	73
安心安全について	
(1) 平成23年度当初の通学路の危険箇所数は	
(2) 年度末までに何箇所改善されたのか	
(3) 平成24年度 of 取組は、計画は	
観光事業について	
(1) 修学旅行生の誘致拡大施策は	
(2) 漁業体験の安全施策である漁船保険の県の補助制度は、その後どうなったのか	
1. 日程報告	80
1. 散 会	80

第3号（6月13日）（水曜日）

1. 開 議	82
1. 一般質問	82
川越信男議員	82

若者の失業率について

- (1) 垂水の若者の失業率はどれくらいなのか
- (2) 若者の雇用、失業率について市長の見解は

公共事業、市道整備について

- (1) 元垂水原田線の道路整備が今年度から元垂水側から整備されるようであるが、その計画は
- (2) 計画で上市木から野久妻までの区間の整備の計画は
- (3) 雇用、防災上からも公共事業の単独予算措置の考えについて、市長の見解を土砂処分場について

- (1) 満杯状態にあると聞きますが、現状でどれくらいの期間利用できるのか
- (2) 利用できないとすれば、新たな計画はあるのか。ないのか。見解を
- (3) あるとすれば、場所はどこなのか。ないとすれば、今後どうする計画か
- (4) 満杯状態の処分場から砂ぼこりの飛散があるので、コスモス等の花の種をまくか、対策を。処分が終わった後、土地利用として売ることにはできないのか、見解を

森 正勝議員	85
--------	----

市有施設整備基金について

- ・庁舎の基本構想と基本方針について

学校跡地について

- ・牛根中、南中、協和中は22年3月に閉校されました。跡地利用については、そのままの状況です。今後どのようにされるのか、教えていただきたい

農業問題について

(1) 鳥獣被害について	
(2) 農業後継者の海外研修について	
池山節夫議員	91
第5期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について	
(1) 認知症対応型共同生活介護について	
(2) 介護老人保健施設について	
(3) 高齢者実態調査について	
ア 災害時の避難について	
イ 計画への反映について	
(4) 認知症対策の推進について	
公共施設について	
(1) 公共施設の現状について	
(2) 公共施設白書について	
(3) 公共施設の更新と再配置について	
(4) 市役所庁舎について	
自然エネルギーと節電について	
(1) 小水力発電について	
(2) 温泉発電について	
(3) 公共施設のLED化について	
(4) 計画停電について	
池之上 誠議員	99
再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱）について	
(1) 垂水市における利用可能な資源は何か	
(2) 小水力発電の可能性について	
通学路見直し通達について	
防災避難経路及び避難場所について	
(1) 垂水市の現状はどうか	
(2) 塩田・田畑線の路面改修について	
(3) 各学校の計画及び避難訓練状況	
(4) 避難道路の確保について	
(5) 避難場所の安全性について	
交通事故、安全施設について	
危険箇所交差点への信号機設置	
転落防止ガードレール等の設置	
(1) 垂水市の現状把握、解決策について	
(2) 浜平大都線～瀬戸山線交差点の現状把握	
(3) 嫁女川用水路ガードレールの現状把握	

定員適正化について	
(1) 計画の進捗状況、評価について	
(2) 適材適所、事務分掌の再編について	
(3) 参事制度について	
徳留邦治議員	111
グローバル社との等積交換について	
(1) 取付道路の設計について（詳しく）	
(2) 現物の擁壁工時とコンクリートウォルコンとの差額	
道路幅は、直と勾配とは利用価値が違うが、どうして工種が変わったのか、その理由	
牛根地区の鉄道跡地について	
(1) 管理について	
(2) 今後の活用	
市有林について	
(1) 過去10年間の投資額について	
(2) 現在の総積数	
(3) 売却の要素	
市長のトップセールスについて	
(1) アメリカ3泊6日、マカオ2泊3日の根拠について	
(2) 水産物の内容	
(3) 予定日等を詳しく	
川尻達志議員	120
県の防災訓練において、問題点は	
農業について	
・農地農業の再生について	
教育について	
(1) 学校跡地の管理について	
(2) 中央中の学力について	
基本は、小学校であることを踏まえて	
(3) クーラーの使用状況と電力使用量について	
過去の事業によって建設した施設の利用状況について	
(1) 新港	
(2) 南漁港	
(3) ウォークボード（道の駅）	
(4) 境集落の漁集について	
1. 日程報告	131
1. 散 会	131

第4号（6月22日）（金曜日）

1. 開 議	134
1. 諸般の報告	134
1. 発言の申し出	135
1. 議案第34号～議案第36号、議案第38号、議案第39号、陳情第8号、陳情第9号 一括上程	136
委員長報告、質疑、討論、表決 議案第34号～議案第36号（原案可決） 議案第38号（原案可決） 議案第39号（原案可決） 陳情第8号（継続審査） 陳情第9号（採択）	
1. 意見書案第8号 上程	139
質疑、表決 意見書案第8号（原案可決）	
1. 議案第40号・議案第41号 一括上程	140
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	141

平成24年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6・4	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
6・5	火	休 会	
6・6	水	〃	(質問通告期限：正午)
6・7	木	〃	
6・8	金	〃	
6・9	土	〃	
6・10	日	〃	
6・11	月	〃	
6・12	火	本会議	一般質問
6・13	水	本会議	一般質問
6・14	木	休 会	
6・15	金	〃 委員会	産業厚生委員会（現地視察・議案審査）
6・16	土	〃	
6・17	日	〃	
6・18	月	〃	
6・19	火	〃 委員会	総務文教委員会（現地視察・議案審査）
6・20	水	〃	
6・21	木	〃 委員会	議会運営委員会
6・22	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第34号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 案
 議案第35号 垂水市老人介護手当支給条例及び垂水市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例 案
 議案第36号 消防団消防ポンプ自動車第1・8分団車購入契約について
 議案第37号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議案第38号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第39号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第40号 平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第41号 平成23年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 意見書案第8号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

陳 情

- 陳情第8号 皇室典範改正反対に対する陳情
- 陳情第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について

平成 24 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 6 月 4 日

本会議第1号(6月4日)(月曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年6月4日午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において北方貞明議員、持留良一議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月29日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月22日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成23年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成24年度の事業計画書及び予算書の提出がありました

ので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成24年1月分、2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、去る5月23日、東京都の日比谷公会堂において第88回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から1名の議員表彰がありました。

篠原静則議員が在職25年以上の表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場におられる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告申し上げます。

まず、5月25、26日の2日間にわたり、本市で平成24年度鹿児島県総合防災訓練が実施されました。本市での実施は、昭和63年以来、24年ぶりであります。

同訓練は、防災関係の61機関が参加し、相互に緊密な連携を保ちながら情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導、水防工法及び災害復旧等の災害応急対策が迅速、適切に行われるように、防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施されました。

5月25日は、地区住民及び自主防災組織の方々の参加により、初期消火訓練、心肺蘇生・応急救護訓練及び図上訓練等が実施されました。

翌26日は、船舶火災消火訓練、潮彩町住民による高台への避難集合訓練、介護老人施設及び保育園の高所への避難訓練、水防工法訓練、各

種機関の防災・復旧に対する取り組み展示、最後に、大がかりな合同救出救助訓練等が実施されました。

地域住民の参加はもとより、議会の皆様の参加もいただき、約2,000人余りの参加者があり無事に終了できました。

今回実施されましたこの大がかりな総合防災訓練において学びました数々の教訓を無駄にすることなく、市民の皆様とともに防災に対する意識高揚を図り、安心・安全な垂水づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、「住みよいまちづくり」への取り組みの中でも長年の懸案事項でございました在宅医療への取り組みにつきましては、平成23年度に実施しました「支え合う地域のきずなプロジェクト事業」などへの取り組みの結果、本年4月より垂水医療センター垂水中央病院において在宅療養支援室が開設されました。

市民の皆様が希望されている、住みなれた地域で暮らし続けることへの核となる重要な取り組みの1つでございますので、これからの在宅医療の充実に向け、中央病院では常勤医1名を雇用し、体制の整備を行いながら、患者様を初め住民啓発や療養支援に取り組んでいけるものと思っております。

この取り組みにより、今後における本市の医療費の抑制や介護保険料の適正化に大きく寄与することを期待しております。

次に、観光推進の取り組み状況について御報告いたします。

「道の駅たるみず」を拠点といたしまして、その周辺の史跡を観光資源として歴史探訪するための整備計画を立案しておりますが、このたび牛根麓の「埋没鳥居展望公園」が鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業により、平成24年3月末に完成しましたことから、同地域におけます今後の観光振興に大きく寄与してくれるものと期待しているところでございます。

また、5月の連休におきましては、鹿児島実業高校サッカー部の監督が本市の出身という御縁もありまして、陸上競技場、野球場、垂水高校第2グラウンドの3会場において九州ジュニアオールスーパーリーグが開催され、九州内外の地域より全国トップレベルの強豪校10チームの約300人が本市に集結し、5月3日から6日までの4日間にわたり大変なにぎわいとなりました。

特に、3日と4日は垂水市漁協主催のカンパチ祭りと同様開催となり、会場にはたくさんのお客様が来場され、大盛況となりました。

この両イベントが同時に開催されたことで、同期間におけます本市の交流人口がふえて経済効果の向上につながったものと思っております。

次に、水産関連につきまして御報告いたします。

5月9日、中国のマカオ市に向けて、垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」の輸出第一便が発売いたしました。

これは、本年3月に鹿児島市で開催されましたマカオの商社との食品商談会に参加した垂水市漁協の成果でありまして、当日は私も同席させていただき、意見交換をさせていただいたところでございます。

御承知のとおり、カンパチ、ブリは、年々国内需要が低迷している状況ですので、海潟のカンパチは東南アジアへ、また牛根のブリはアメリカに販路を求めているところでありまして、今回のマカオ輸出はその一環でございます。

水産業は垂水市の基幹産業であり、私も、水産振興を公約の2番目の「垂水ブランドの販路拡大への挑戦」の中で掲げておりますので、今後とも、両漁協と連携し、海外への販路開拓を積極的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、社会教育につきまして御報告申し上げます。

5月18日には、垂水市が生んだ、行進曲の父と言われる瀬戸口藤吉翁の業績を顕彰し、音楽

文化の発展に寄与するため「第14回瀬戸口藤吉翁を偲ぶ演奏会」が開催をされました。

今回、海上自衛隊佐世保音楽隊の御協力により、鹿児島神社境内の顕彰碑前での表敬演奏に約300名、夜の演奏会には約700名の市民の皆様が参加をいただきました。

そして、6月2日に開催されました「第14回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール」におきましては、県内外より16団体に御参加いただき、鹿児島情報高校がグランプリに輝くなど、盛大に開催されたところでございます。

次に、3月議会後の火災の発生状況でございますが、現在までのところ、建物火災・その他火災、発生していないことを御報告させていただきます。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

4月11日から12日にかけては、平成23年度における特別交付税について、特段の御配慮をいただいた総務省並びに地方自治研究機構・森山衆議院議員事務所などの関係先を訪問して御礼と今後の御支援をお願いしてまいりました。

4月19日には、県市長会が鹿児島市において開催されました。総会では17の要望事案が審議されまして、その中より5件が九州市長会に上程されることとなりました。総会終了後には、知事を初めとします県幹部の方々との意見交換会が開催され、貴重な情報交換を行うことができました。

5月10日から11日にかけては、福岡県柳川市において開催されました九州市長会に出席させていただきました。九州管内118市の中、105市の参加があり、総会におきまして、九州管内の多くの市長と面識を交え、意見交換をさせていただきました。

総会では13の議案が審議されまして、その中より、6月6日に東京都にて開催されます全国市長会に10件が上程されることとなりました。

5月19日には、兵庫県尼崎市内にて開催されました関西垂水会役員会に伺いまして、本年1月より任命させていただいた「たるみず大使」への就任御協力の御礼と今後の活動についての御説明をさせていただきました。

今回、大使の方々からいただいた御意見などを参考に、大使の方々への情報提供や支援を充実し、本市の活性化につなげていけますよう方向性を模索してまいります。

5月27日には、関東垂水会に出席してまいりました。こちらより伺いました11名を含め、総勢約130名の参加者により盛大に開催をされました。

昨年は、台風接近のため参加ができませんでしたので、関東在住の皆様に変更して就任のごあいさつを申し上げ、これまでいただきましたふるさと納税や市報の定期購読への御協力に關しまして御礼を申し上げ、今後の御協力につきましても重ねてお願いしてまいりました。

地元を離れておられる分、できることは協力したいと話される方が多く、「広報たるみず」を通じての情報発信を高く評価されると同時に、楽しみにしておられました。短い滞在時間ではございましたが、多くの方々との親睦を深めさせていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第34号～議案第36号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第4、議案第34号から日程第6、議案第36号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第34号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 案

議案第35号 垂水市老人介護手当支給条例及び垂水市長寿祝金支給条例の一部を改正す

る条例 案

議案第36号 消防団消防ポンプ自動車第1・8
分団車購入契約について

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市民課長（野妻正美）議案第34号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案について、御説明申し上げます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律と住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、本市の関係条例を整理しようとするものでございます。

具体的な改正内容は、外国人登録法が廃止となり、外国人について、今後は日本国民と同様、住民基本台帳法に基づき管理することになります。

関係する各条例の整理について、お手元の新旧対照表にて御説明いたします。

まず、第1条関係をごらんください。

垂水市交通災害共済条例の一部改正でございます。

外国人登録法が廃止されることに伴い、共済会員の資格と共済の効力を規定しています第5条第1項中の外国人登録に関する文言を整理するものでございます。

次に、新旧対照表の第2条関係ですが、垂水市印鑑条例の一部改正でございます。これも先ほどと同様に、外国人登録法が廃止されることに伴い、第2条、第4条及び第5条において、外国人登録に関する文言を整理するものでございます。

次に、新旧対照表の第3条関係ですが、垂水市手数料条例の一部改正でございます。

こちらと同じく外国人登録法が廃止されることに伴い、別表第1中の外国人登録に関する

欄を削るものでございます。

次に、附則について御説明いたします。

この条例は、平成24年7月9日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（白木修文）議案第35号垂水市老人介護手当支給条例及び垂水市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止になることに伴い、関係条例の整理を行おうとするものです。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正は、本則で2つの条例を改正しており、条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、第1条で垂水市老人介護手当支給条例の一部改正を行っております。

第3条本文中、「次の各号の一に該当し」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録され」に、片仮名の「6ヶ月」を平仮名の「6か月」に改め、第1号及び第2号を削るものでございます。

次に、第2条で垂水市長寿祝金支給条例の一部改正を行っております。

第2条中、第6条を第5条に、「本市住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により本市外国人登録原簿に登録されている者」を「本市の住民基本台帳に記載されている者」に、「該当する者」を「該当するもの」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○消防長（宮迫義秀）議案第36号消防団消防ポンプ自動車第1・第8分団車購入契約について御説明申し上げます。

今回、購入します消防団第1分団中央地区、第8分団二川地区の消防ポンプ自動車でございますが、20年間以上の長きにわたり、それぞれの地区を主に垂水市の消防・防災活動に貢献してまいりましたが、最近では老朽化のため故障も多く、今後の消防業務に支障を来さないためにも更新の必要があり、去る5月18日に入札を実施いたしまして、現在、仮契約の締結をさせていただいているところであります。

ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による消防団消防ポンプ自動車第1・第8分団車購入について、以下説明しますとおり、物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、消防団消防ポンプ自動車第1・第8分団車購入についてでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は一金3,633万円、うち消費税173万円でございます。

4、契約の相手方は、鹿児島市花野光ヶ丘一丁目39番7号、有限会社イズミ商事、代表取締役永田輝枝でございます。

5、契約日は、議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第37号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第7、議案第37号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）議案第37号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります福德秀幸氏が平成24年6月19日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

再任しようとする福德秀幸氏の住所は、垂水市牛根境1091番地、生年月日は昭和27年7月10日でございます。

なお、委員の任期は3年でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時25分休憩

午前10時40分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第37号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

△議案第38号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第8、議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の補正は、介護施設建設補助として介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金、森林作業道路整備事業の工事請負費、垂水中央中学校大規模改造事業の体育館の追加工事費、道路・側溝の降灰除去事業の経費等を追加措置しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1億8,364万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、87億8,664万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に

掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページをごらんください。

変更でございますが、学校施設整備事業につきましては、垂水中央中学校大規模改造事業の体育館屋根改修分の増額に過疎債を追加充当するものでございます。

また、道路降灰除去事業につきましては、ロードスイーパーを購入するものでございますが、国庫補助金の内示額が減額されましたので起債額がふえたものでございます。

当初予算で御承認いただいておりますそれぞれの事業の借り入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を繰り越し分を除いて7億2,450万円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

10ページをお開きください。

総務費の10目企画費の負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターの元垂水自治公民館新築事業及び中俣地区文化事業に対する助成でございます。

また、まちづくり交付金は、県の市町村協働の仕組みづくり促進事業助成金を活用したもので、大野地区、水之上地区、新城地区、牛根地区の地域振興計画に基づくソフト事業、ハード事業へ補助するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

民生費の9目介護保険事業費でございますが、あけていただきまして、負担金、補助及び交付金の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金は、小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型居宅生活介護施設への建設補助金でございます。県の100%補助金でございます。

次に、同じページの中ほどにあります児童福祉費の2目児童措置費の委託料でございますが、新児童手当のシステム改修に係る委託料で、県

の100%補助金でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

中ほどの林業費の2目林業振興費でございますが、工事請負費は、森林整備加速化・林業再生事業で作業道整備をするものでございます。

次に、飛びますが、16ページをお願いいたします。

上段の教育費の3目中学校施設整備費の工事請負費でございますが、垂水中央中学校体育館の大規模改造事業で、屋根部分の改修工事費を追加したものでございます。

次に、災害復旧費の1目公共土木施設単独災害復旧費でございますが、消耗品費は降灰袋の購入費で、工事請負費は側溝の降灰除去の経費でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページの事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金等を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

なお、寄附金につきましては、教育費寄附金として株式会社玄海様より瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールへいただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 2点について質疑をさせていただきますというふうに思います。

1点目は民生費の介護保険事業費、いわゆる介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金についてなんですけれども、先ほど市長のほうからも、在宅医療の事業ということでいわゆる医療から介護への対策と、いわゆる地域ケアシステムの

取り組みが本格的にスタートするということだったんですけれども、なかなかまだその体制なり内容もこれからという状況の中で、いわゆる介護療養病床の廃止時期は確かに6年延長になりましたけれども、病院自体はこれまでもそういう形での対応という形で廃止をしながら、介護施設等の建設が進んできているわけなんです。

私が問題にしたいのは、こういうはざまの中で、いわゆる施設ができたとしてもなかなか入居できない、いわゆる負担が大変だという問題と、施設が十分本当に足りるのかという点での問題で、結果として介護難民を生み出すそういう問題が引き起こしかねないのではないかと。そういう中でどのように行政としても対応する必要があるのかということで、一方では第5期介護保険事業計画がスタートをしてきているわけなんですけれども、これらの関係の中でいわゆる介護基盤整備を図っていくという中で、今回のこういう措置の中で、対応の中でそういう介護難民の問題というのは生まれないのか、もしそういう状況は十分把握されているのか、それともそれに対する対応というのはできているのか、その点について若干疑問を感じますのでお答えいただければと思います。

2点目は林業振興費、先ほど出ましたとおり、森林整備加速化の再生事業ということで県の補助で100%と、その事業として作業道路の整備ということが出たんですけれども、これはたしか23年、国のいわゆる復興木材安定供給対策の事業の一環の中で基金が設立され、それで県との関係でそういうのが事業化されれば具体化していくと、そしてたしか27年度までこれが延長になっているというふうに思うんですが、復興に必要な木材を安定的に供給する体制を構築していくということで、背景は当然、震災による問題だとか、それから輸入材に対抗できる体制を確立していくということで木材産業の再生を図

る必要があると、こういう目的を持ちながら取り組みが進められていくわけなんですけど、当然、私も必要な事業であり、垂水の林業振興を図っていく上で道路問題など含めて重要だというふうには思うんですが。

ところが、實際上、整備しても木材の価格の問題、また民有地さまざま含めて課題もあろうかと思うんですけれども、そういう中で、地域の問題解決ということの中で確かに道路整備も必要だと思うんですが、一定いわゆるこういう部分だけ解決してもなかなか根本的な解決へ向かっていかないと思うんですけれども、いわゆる林業再生という点で、いわゆるもう戦後の植林した材木が利用できる、ある意味ではそういう条件にもなっているという一方での条件もあると思うんですが、そういう中で道路だけの対応だけでいいのかと若干疑問に思うものですが、その点について回答いただければというふうに思います。

○保健福祉課長（白木修文） まず1点目についてですけど、今回設立する介護施設、旧垂水温泉病院が療養病床を廃止することに伴いまして、グループホームを1棟つくるものでございます。もう1つは、新城・柘原地域のほうにこういう介護施設がないものですから、住民の方からの要望に応じて小規模多機能の施設を今回つくるものでございます。

それから介護難民についてですけど、現在こういうふう新しい施設をつくることによって、待機者の解消を今、図っているところでございます。だから、今のところ介護難民ということについては一応私のほうにはつかんでおりません。

以上です。

○農林課長（池松 烈） 今、御質問のあった件でございますが、持留議員のほうからお話があったとおり、この事業につきましては、国の平成23年度の第3次補正予算に係る森林整備加

速化・林業再生事業で実施するものでございまして、県に基金を設置しまして、全額県補助金という形で実施をしておるわけでございますが、対象としまして、受益面積を市有林を40ヘクタールと考えているところでございます。

まずは間伐を実施したいということで、路網の整備を実施したいということでございます。間伐のほうにつきましては、別途同じ事業のほうで今度は間伐のほうをやっているわけでございます。

今ありました、道路のみでいいのかということでございますが、やはり路網の整備をしていかなないと、間伐を実施して全伐という形へ持っていけないと。その形としていくわけですが、間伐も単年度で実施していくわけではございませんので、各年、各年計画を立ててやっていこうということで、まずはその路網の整備を実施したいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○持留良一議員 つかんでいないということでしたけれども、実際上もう療養病床が廃止されていくと、いやが応でもそこを出ていかなきゃならない。ところが、施設においても重度でないと受け入れない、いわゆる報酬単価が引き下げられるという課題もあるわけなので、そうしちゃうとどうしても行き場を失ってしまう。いわゆる今度はこれらの小規模多機能だとか認知症対応型といっても今度はお金が、大変負担がかかるわけなんですよね。そういう意味で先ほど出た医療ケアシステムの問題が出てくるかというふうには思うんですが、当然それと同時並行的にやっていく中で、どうしてもそういう状況をつくり出してしまうという問題がどうしても出てくるんですよね。

私はそんなふうには思いますので、ぜひこのあたりは必要な調査と対策というのをぜひ取り組んで、そういう介護難民を生み出さないように

市としても体制をしっかり整えて、そういう支援体制をぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは要望にしておきたいというふうに思います。

それとあと間伐等の問題、道路整備、この間も何回か本市もこの事業をやっているかというふうに思います。やっぱりネックもあるんですよ、民有地の問題とかいろいろ問題がある中で、やはりそこのほうを克服しないと、解消しないと対策が前に進まない、整備しても結局切り出せない、さまざまな問題も出てくる可能性がなきにしもあらずだと思うんですよ。政策的にも全国でもいろんな形で市と、それからこの前、肝付だったですかね、そういう形で事業もやっていますので、やはりせつかくこれだけの投資をして整備するのであれば、それにやっぱり目的として、最終的な目的である林業再生を図っていくということにつながっていかないとやっぱり投資効果も生まれまいだろうなというふうに思います。

ぜひ、これはもう要望にしておきますけれども、そういうことも含めてきちっと対策をですね、展望が開けるような、林業再生を図れるような、そのことによってこれだけの投資効果があったんだということが出来るようなぜひ施策を展開していただきたいと、要望だけにしておきます。

○保健福祉課長（白木修文） 先ほどの私の答弁の訂正をちょっとさせていただきます。ちょっと勉強不足だったものですから。

実際、介護難民、待機者の解消については、第5期の策定に係る検討委員会で協議していただいております。

そして、待機者の解消となる施設整備は必要とはなりますけど、介護保険料が上がるためバランスを考えないといけないという問題があります。

それで、要介護者数につきましては、平成27

年をピークに徐々に減少していくため、長期的には施設が満床とならなくなるというおそれがあります。長期的な展望も視野に入れるというのが大事でございます。

老人保健施設やグループホーム、小規模多機能型居宅施設が今回できることによって、ある程度の待機者の解消になるのではと思っております。

以上です。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○大藺藤幸議員 この補正予算の内容なんですけど、災害復旧費ですね、公共施設の。降灰袋、多分これ1万枚ですかね、500万円。この件に関しては、昨年度から降灰も強くて降灰袋がなかなか行き届かない、そして市役所、土木課のことでしょうか、取りに来ればありますよというような表現をされておりました。宮崎で降灰袋、降灰が始まったときに、新燃ですかね、垂水からお金にしてたしか15万円程度かな市長が寄贈された、そのころにたしか1万枚、その前後に1万枚垂水市は購入していると思うんですね。

これ地域によっては降灰の状況が全く違いますので、南と北、桜島から見てもですね、やはりそこら辺も若干考慮しなきゃならんと、配布の方法をですね、そう思っております。

その件と、側溝清掃に1,000万円、これですね、最近中央地区でも相当な苦情が出ております。集落で自分たちの地域の側溝の掃除をしたい。しかし、しかしですね、蓋版がかぶっている。側溝のふたのことですが、個人ではなかなか難しい。しかも梅雨入りを前にして、しかもそれなりのシーズンに入っちゃいます。今、台風3号も北上中ですけども、以前から中央地区の西側は雨水対策が盛んに議論をされた経緯もございましてね。これはやらなきゃならんことですけども、この議案が可決するのは6月22日ですね。やはり市民の安全を唱えるならもっと

早くに、基金もあるんじゃないですか、やってほしかった。

ということですね、将来的には、後ほど一般質問でお話をする予定でおります。議論をさせていただくつもりでおりますが、中央地区だけでなく協和地区もひどい降灰です。そこら辺の現状を見きわめていらっしゃるのか。そしてどの範囲までこの1,000万円の予算に計上していらっしゃるのかを、軽くでよろしいのです、今、答えられる範囲でよろしいのです、中央地区の一部なのか、協和地区もその範囲に想定をされていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○土木課長（宮迫章二） 側溝清掃についてですけど、当初から予算を組んでおけばよかったんですが、11月以降の大量の降灰によって側溝が大分埋塞しておって、浄化槽からの排水溝をふさぐ、ふさいで逆流するという市民生活に大変支障を来しているということが報告されてきております。

それですね、中央地区を3校区に分けて、それと協和地区と4地区に分けて実施するというふうに計画しております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 降灰袋の配布関係の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

大菌議員が今御指摘ありました、そういう状況だと思います。やはり1年間をかけての計画はあるんですけども、時期によって、その日によって降る方向ですとか量が違います。基本的に冬場を中心に垂水市は降っていくわけですけども、これがなかなか毎年予想が立たない中で、今現状としては大変活発な活動を続けておりますので、委員会の中でも御指摘いただきました、できるだけ素早い対応をとということでございましたので、そのように指示をいたしておりますので、また新年度、今、少し灰もおさまった時期ではありますけれども、また時期が来ればそういったことになってまいりますので、

今ある部分の後処理と、また次の来るべき時期に向けての対応というのを早目に予想しながら準備をしたいというふうに思っております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○土木課長（宮迫章二） 降灰袋について、報告申し上げます。

11月のころには30万枚の降灰袋が在庫がありました。その後、12月に海潟、中俣、牛根麓地区に各家庭に40枚ずつ、中央地区に30枚ずつ、それと柗原、水之上地区に20枚、新城と牛根麓を除く牛根地区に10枚ずつ配布しております。それと3月には海潟、中俣に30枚ずつ配布しております。そのほかは、市民相談サービス課のほうで取りに来た方には配布するというので、大体4万枚ぐらいの配布があるようです。5月31日現在で在庫が3万4,000枚ぐらいしかないために、今回補正で購入するというのであります。

以上です。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第39号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第9、議案第39号平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（白木修文）議案第39号平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険基準額の確定、県補助金の内示による財源組み替えと国庫返還金に伴う追加補正が主なものでございます。

1 ページをお願いします。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ86万5,000円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億9,170万7,000円とするものでございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

5 ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項サービス等諸費、1 目サービス給付費から3 目地域密着型介護サービス給付費までの補正は、介護保険基準額の確定と県補助金、介護保険財政安定化基金特例交付金の補助内示を受けまして、基金繰入金及び一般財源の減額を行う財源組み替えでございまして。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費から3 目地域密着型介護予防サービス給付費までの補正も、同じく財源組み替えでございまして。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費及び2 目高額介護予防サービス費の補正も、同じく財源組み替えでございまして。

6 ページをお願いします。

4 項その他諸費から6 項高額医療合算介護サービス等費までの補正も、同じく財源組み替えでございまして。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業費・任意事業費、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正は、報償費で支払われていた謝金等を委託料に統一するために組み替えるものでございまして。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金の補正は、介護従事者処遇改善臨時

特例基金の廃止に伴い、発生した残金を国へ返還するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4 ページをお願いします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料の補正は、当初予算で積算していた介護保険基準額4,260円が4,180円に確定したことによる減額でございまして。

5 款県支出金、2 項県補助金、3 目鹿児島県介護保険財政安定化基金特例交付金の補正は、県からの内示によるものでございまして。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金の補正は、上記の5 款県支出金の内示による増額を調整するものでございまして。

8 款繰越金、1 項基金繰入金、1 目繰越金の補正により最終的に歳入歳出の均衡を図るものでございまして。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第39号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△陳情第8号・陳情第9号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第10、陳情第8号及び日程第11、陳情第9号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第8号 皇室典範改正反対に関する陳情
陳情第9号 少人数学級の推進など定数改善、
義務教育費国庫負担制度2分の1復元に
係る意見書採択の要請について

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの陳情2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第8号及び陳情第9号の陳情2件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明5日から11日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12日及び13日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、6日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出を願います。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時10分散会

平成 24 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 24 年 6 月 12 日

本会議第2号(6月12日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年 6月12日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、3番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 おはようございます。

議長の許可をいただいておりますので、早速質問に入っております。

今回は3点について質問いたしますが、関連がございますので、続けてお尋ねを申し上げます。

垂水の年間を通しての気象及び過去の経緯を踏まえて自然災害等を考えてみますと、垂水の宿命である桜島の火山灰、早ければ9月中旬から始まり、明けて5月、6月と非常に長い間火山灰に悩まされております。6月に入りますと、

もうことしも台風1号、2号、3号と発生をし、幸いに鹿児島県を通過することなく東にそれて幸いだったと思っておりますが、この台風シーズン、当然1週間ほど前から梅雨入り宣言がなされております。梅雨が明けますと本格的な台風シーズン。この状況を見ますと、垂水には安心してゆっくりしていただける時期はない。このことから、きょうはまず第1点目、環境整備班の所管、稼働状況及び予算をお伺いいたします。

2点目に、今6月議会におきまして、中央地区、協和地区の側溝清掃の予算づけが上程をされております。市長も垂水市民の安心・安全をということを常におっしゃっております。

実は中央地区からは、「大分早い時期から側溝が桜島の降灰でいっぱいになっている。除去をお願いできないか。地区住民で集落単位で清掃しようにも蓋版がかぶっている側溝、ふたのかぶっている側溝は地域住民では危険性があり、物理的にふたの重さもあり、なかなか難しい。行政に」ということがことしの早い時期から振興会等で声が上がっております。それを踏まえた予算措置であるとはわかっておりますが、中央地区には、特に錦江町近辺は過去に都市下水路の建設がなされ、財政改革のもと、都市下水路の工事が中断をされております。

毎年のように、大雨のシーズンを迎えますと、「錦江町近辺の雨水対策は」ということを、私もこの席をいただきましてから5年が経過をしておりますが、再三再四、耳にしております。そのような中央地区の西側の住民の声を反映すべく上程された議案だと思っておりますが、わかっているがなぜ梅雨入り前にこの対策をとられなかったのか、このことをお伺いいたします。

次に、土砂処分場の状況及び今後の利用をお伺いいたします。

関連がございますと申し上げたのは、垂水は降灰に悩まされ、降灰の処分場も現上野の土砂処分場で行われておりますが、現在の状況と今

後の土砂処分場への考え方を伺うものでございます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二）まず、環境整備班の所管、稼働状況及び予算について回答いたします。

平成21年度に前市長の意向で、土木施設に限らずすべての公共施設などの維持管理に対応できるようにと、道路維持班から環境整備班に名称を変更し、配置は、土木関係が一番多いことから土木課内に配置されたという経緯がございます。現在、職員1名、臨時職員6名で、通常は2班に分かれて作業をしている状況でございます。

平成23年度の環境整備班の勤務日数は235日間でありまして、対応した要望件数が150件ほどございます。その中で土木課以外の件数が40件程度で約27%ですが、その内訳としましては、学校施設が12件、8%で、農林関係施設が11件、これが7%で、その他の施設、文化会館、運動公園、市民館、漁港など17件、12%でございます。

環境整備班への依頼につきましては、ほぼ毎日のようにかなりの件数があり、スケジュールを調整しながら対応しているため、迅速で十分な対応ができないこともございます。今後は、環境整備班とのスケジュール調整を今まで以上に密にして、迅速で十分な対応が行えるよう努めてまいります。

予算でございますが、当初予算で環境整備班の6名分の賃金、社会保険料、需用費を合算しまして、1,338万円計上してございます。

続きまして、中央地区の側溝の清掃は梅雨前にとということについてお答えいたします。

側溝清掃については、地域の清掃活動で側溝の土砂を揚げられる地域や、浄化槽の点検をされる方々からの通報や住民から要望があった箇所については、環境整備班で対応したりしてい

るところであります。

側溝につきましては、11月以降のどか灰で道路や宅地内から降灰の除去されなかった分が道路側溝に流れ込み、堆積し、家庭からの浄化槽や排水管の出口をふさぎ、逆流する現象が報告されてきております。

先ほども申し上げましたように、振興会によっては自分たちで側溝の土砂揚げをされるところもありますが、ふたのあるところもあり、連続して除去しなければ側溝の機能が阻害されるため、今回計画したところでございますが、今回の側溝清掃を梅雨前にしないと意味がない、対応が遅いと指摘ございました。つきましては、全くそのとおりであると反省しているところでございます。

今後の予算計上に当たっては、そのことも十分考慮の上、対応してまいりたいと思います。

続きまして、土砂処分場の状況及び今後の利用を問うることについてお答えいたします。

建設残土の処理方法につきましては、残土処分場開設以前より、地区建設副産物対策連絡会で再利用を図っておりますが、全部を処理することはできませんでしたので、市の高峠処分場、業者の有料処分場、建設会社が所有する自社処分場や地権者と協議し、処分をいたしました。高峠の処分場が満杯状態でありましたことや、埋立処分場の下流住民より流出問題等の苦情もありましたことから、市で一括処分できるようにと平成8年度より土砂処分場の整備のための準備を進め、平成12年度に一部が整備され、使用できるようになりました。

公共工事の建設残土及び桜島降灰を処分するために、垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例を平成13年7月1日から施行し、運用してまいりましたところでございます。当初の受け入れ可能容量は、大まかな数量ではありますが、42万4,000立方メートルありまして、平成13年度から正式に受け入れるところでござい

ます。

平成17年度に大災害が発生し、受け入れ可能容量が急激に少なくなりましたため、平成21年度から県工事の砂防工事や急傾斜工事等で発生する土砂の受け入れをストップしているところでございます。今の空き容量を見ますと、大災害が起きなければの話であります、あと二、三年程度で満杯になるのではないかと考えているところでございます。

○大藺藤幸議員 この環境整備班の質問でございますが、所管は土木課と、臨時が6名を2班に分けて作業をしていると。23年度235日の稼働実績で、土木課以外の稼働が27%でした。予算措置が1,338万円。

なぜこういう質問を差し上げているかといいますと、土木課だけで73%の稼働である。土木課における要望に対して、果たして今の状況で市民は満足しているのかということと、そのほかの課では同じように市民の要求、ニーズに対して満足が得られているのか。私の見聞きしている範囲ではなかなか届いていないのではないかと。

ならば、財政も厳しい厳しいということが日夜言われておりますが、維持班をもう1班ふやすなり、当然予算措置が必要でございますが、そのことと、3月議会の委員会で申し上げておりますが、以前の21年度までの道路維持班と環境整備班の違いはどこにあるのか。先ほど課長の答弁の中では、市民のニーズにこたえるべく全庁的に稼働をさせることができる組織というふうに変更をされていると聞いております。以前の3月議会では、土木課以外の所管の係でも市民ニーズにこたえることができずに苦労されていらっしゃる。新年度に向けて庁内で必要な所管の課が一堂に会して、今後の環境整備班のあるべき姿を協議をしていただきたいと念を押しました。

ところが、もう6月でございます。しかも梅

雨にも入っております。依然そのような実態がない。いかがでしょうか、維持班を人数をふやし、予算をふやし、全庁的に維持班の稼働の計画もしくはその実態を協議をされるお考えはないのかをお伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） まず、各課との協議をしていただきたいということに対して回答させていただきます。

現在、各課との協議はしてありませんが、とにかく土木課で管理する市道、集落道、河川、公園などについて要望が多くあり、その対応に職員1名、臨時職員6名で対応しているところでございます。小型のユンボで作業するときは、ある程度地区をまとめて作業をしていますので、例えば牛根の松尾で作業しているときに新城から要請があっても、すぐには対応できないところでございます。その作業をしているときでも、集落によっては側溝の土砂を揚げてあるので取りに来てくれと要請があったり、学校関係からも校庭の灰を集めてあるので取りに来てもらえないかと依頼がありましても、対応が遅くなってくる場合がございますので、そのところは御理解いただきたいと思っております。

ただ、場所によっては急を要するところもあるかと思っておりますので、現場の状況を考慮して対応していきたいと考えているところでございます。

○大藺藤幸議員 振興会長さんを初め地区住民からはですね、地域の奉仕活動等で美化作業等で発生した土砂もしくは伐採された草木に関しては、ある程度事前に想定がされるであろう。もちろん何月の第何曜日に奉仕作業があるということは、奉仕作業をするということは連絡が入ると思っておりますね。これは緊急を要するという表現には当てはまらない。

それとですね、この維持班の、環境整備班の稼働実態が全庁的に各課で不協和音はないのかということもお聞きしているんですよ、暗にお聞きしているんですよ。

確かに環境整備班は、以前に株式会社財宝さんから小型の重機の寄附もいただき、小型のロードスイーパー等も寄附をいただいて、垂水市民に大きな恩恵を受けていることは事実でございます。整備班の方々も、灰が降っても、雨が降っても、日が強くても日夜努力をされ、その管理を所管である土木課がされていることも十分承知しております。

以前に小型の重機を株式会社財宝さんから寄附をいただく前に、前水迫市長時代に城山の登り口のところで大きなためますに土砂が堆積をし、その堆積物を整備班の方々がスコップで除去をされていました。これは何たることやと、予算がないなら予算をつけていただいて重機で作業するのが効率がいいのではないかということをお願いしました。運よく財宝さんから重機の提供がございましたので、何とかその件は解決したように思われます。

先ほども申し上げましたように、市民に対する安心・安全、住民サービスという観点から市長にお伺いいたしますが、所管の課からの説明も受けておいでなはずで。今後この環境整備班のあり方、稼働する予定について、市長のお考えがあれば一言お願いを申し上げます。

○市長（尾脇雅弥）おはようございます。

大菌議員の今の御質問にお答えをいたします。

市民の皆様のニーズというのは多種多様でございます。今、大菌議員のほうでいろいろ言っていたことは現場の声としてそのとおりだろうと思えますし、私も安心・安全、できるだけ、住んでよかったと思えるまちづくりのためには1つ1つこたえていきたいという思いではあります。ただ、予算の問題でありますとか場所の状況、優先度とかですね、その辺は考慮して順番をつけてということになるかと思えます。

ただ、今、御指摘があったことをまず検証して、今のままでいいのか、できるだけ要望にこ

たえるための体制づくりというのは今後、検討していきたいというふうに考えております。

○大菌藤幸議員 市長の前向きな答弁をいただきましたが、6名の臨時職員で1,338万円、二、六、十二ですから、需用費を含めて200万円ちょっと。2名ふやしますと年間500万円あれば十分事足りすね。

確かに、財政上は厳しい厳しいという表現をされ、市民も、どこに行っても垂水はお金がないということ認識をしていらっしゃいます。しかしながら、この2名ふやして500万円弱のお金を10年間稼働させますと5,000万円弱の予算措置で十分でございます。今、基金も数千万円ございます。この数千万円を10年間かけて基金から取り崩すことが正しいのかという議論はございまいしょうが、ある程度の考慮はしていただきたい。そうでないと役所内での不協和音がさらに高まる可能性がある。このような観点から、今後の市長をトップにこの議論に関して前向きな検討をされることをお願い申し上げます。この質問は以上で終わります。

次に、中央地区の側溝清掃は梅雨入り前にとということでございますが、これは後で市長にもお聞きいたしますので、ちょっとお耳を拝借したいと思います。

先ほど1回目の質問で申し上げましたが、中央地区の都市下水路の件ですね。これは中断と申しますか、中止と申しますか、はっきりとした方向づけがなされておられません。前水迫市長からの問題でございますが、過去5年にわたって私も再三、同僚議員からの質問を耳にしております。行財政改革も、その中の財政改革の中でも、将来負担比率等におきましても大分改善されているということを議会の場でもしっかりと報告をなされております。ならば、このことは避けて通れない、何らかの考え方はそう遠くない将来には示さなければならぬと思っておりますので、このことは市長に後ほどお伺い

たします。

この中央地区の側溝の清掃に関しましては、東側から錦江湾に向けての側溝に関しましては、地形上、縦断勾配がございますので、さほど堆積はしていないのではないかというような考えも持っております。しかしながら、南北に設置をされている側溝に関しては、堆積物の流れが阻害され、相当数降灰でもたされた灰が堆積しているようでございます。これをなぜ梅雨入り前にお願ひできなかつたかということをお申しあげているわけでございますが、今、この議会で上程されている以上、最終本会議、22日において可決をされるならば、その後、側溝清掃の設計をされ、入札をなされるのか、そのような手法であれば施行はいつごろになるのかをお尋ねをいたします。

○土木課長（宮迫章二） 発注については、指名競争入札で発注したいと思います。時期については、側溝の清掃は既に済ませておりますので、早ければ7月上旬になると思うところでございます。一日でも早く発注できますように設計書作成を急いでいるところでございます。

○大園藤幸議員 指名競争入札によるという答弁でございますが、ちょっと角度を変えて、土木建設業の大半の方からの御意見でございます。新年度に、日本の行政の統治上ですね、新年度はなかなか建設業の仕事が見当たらない。そのような理由で住民からの要望等、もしくは急を要する工事には現在まで、どこの自治体も同じかもわかりませんが、重機借り上げ随意契約、この手法がとられているようでございます。我が垂水市も同じであろうかと思っておりますが、最近まで、重機借り上げ等につきましても、業者の指名をされる業者ですね、偏っているのではないかという指摘が相当ございます、業者間の中で。本当に急を要するとはどういうことなのか。

今、私がこの質問を通告しましてから、土木

課のほうでは補正予算の議案が可決する前に設計を済まし、可決するや否や入札に向けての準備に入られるということだろうと思います。この質問がなければ、多分実際の側溝清掃の施行日程は8月になるんじゃないかと想定されると思います。我々が質問をすることは市民に対しての答えですから、忙しいさなか、早目に設計をされ、早目に入札で執行をされる、施行がされることは喜ばしいことでございますが、この際ですね、例えば市内に四十数業者ございます。過去に重機借り上げ等で依頼をされていない業者さんがございましたら、1,000万円程度の工事金額でございますので、50万円に区切りますと20業者仕事があります。入札となりますと、管理も業者は大変なんです。ねらいは何なのか。側溝にたまった灰を除去をして市民の安心を願うものである。ならば、何ら指名競争入札をする必要もない。このようなときこそ、急を要するというので重機借り上げ等のお考えはないか、お伺ひいたします。

○土木課長（宮迫章二） 今のところは指名競争入札で発注するというので考えております。以上です。

○大園藤幸議員 じゃ、この件は市長にちょっとお願いをいたします。

過去にお伺ひしたところでは、急を要したので随意契約、重機借り上げという手法がとられておりますが、今回のこの補正予算に関しては、土木課のほうでも努力をされて、早急に発注をしたいということで納得をせざるを得ないのかなというふうに思っておりますが、今後はですね、やはり市長の裁量で土木、農林、いろんな発注権限のある所管の課はございますが、やはり重機借り上げもしくは随意契約に関してはなるべく、なるべくですよ、平均に業者にわたるように指導をしていただきたいと思いますと思っておりますが、市長のお答えをいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、今、土木課

長が答えたとおりですけれども、本当に市民のニーズというのはいろいろございまして、できるだけやっぱり早く対応するという事は非常に大事なことです。現状ある法令等も見直しが必要な部分があればやらなきゃいけないと思っておりますので、現状を精査して、分析をして今後の対応をしていきたいというふうに思っております。

○大園藤幸議員 次の質問に入ります。

土砂処分場の件でございますが、平成12年度開設され、13年から実際に受け入れを可能と。これは最初で申し上げておりますとおり、桜島の降灰でも相当な搬入があったと思います。これからは我が垂水市は桜島から逃げることはできないんですよ。これは私よりも、市長を初めとして、所管の土木課の課長さんもしくは全職員が土砂処分場に関しては危惧をされていると思います。

その中で、平成20年度か21年度に、新しく土砂処分場の調査費用が600万円程度予算措置がされたのを記憶しております。その後、その600万円の執行はどうであったのか。また、予定をされていたその土砂処分場の調査結果は、報告はどうか。やはり市長を筆頭に職員全員が危惧し、議会でも心配をされております。

なぜこのような話を差し上げるかといいますと、計画があり、執行されたか、されなかったのか、結果はどうであったのか。そのことが非常に大事なことであって、あらゆる範囲にこの話は及ぶと思います。通告外でございますのでお耳だけおかしください。

高峠のツバキ、ユズ、クリですね、これ緊急雇用再生事業でしたか、たしか苗代と労務費を含めて2,000万円の予算措置がされたはず。そのときに、ユズを植えたら管理に幾らかかる。5年後には売却をして幾らの利益が上がる。クリもツバキも一緒でございます。その検証もしくは結果報告はなされているのか。すべてにおい

て検証、結果報告がなされないから、あえて、先ほども申し上げましたように通告をしておりますのでお耳だけで結構でございますが、太陽光発電に関しましても、そのユズを植生された場所に計画をされているわけですね。ならば、ユズを植えたけれども思うようにいかなかった。議会にはそのような報告の義務はないのでしょうか。

その平成20年か21年度、はっきり年度は記憶をしておりますませんが、600万円の予算措置がされた後の土砂処分場の調査結果はいかがであったのかをお伺いたします。

○土木課長（宮迫章二） 平成20年の当初予算で600万円の予算をつけております。これは、残土処分場候補地選定業務委託費といたしまして、赤迫川水系の谷を候補地に200万円と、その箇所が可能となれば、保安林解除業務委託費を400万円計上しておりました。

この赤迫川につきましては、基点から海岸までの砂防指定と保安林指定も多数箇所ございます。砂防指定解除につきましては、県庁砂防課に確認いたしましたところ、作業許可をとって工事を進め、その後、安全が確認できましたら指定の解除はできるということでございました。しかし、保安林指定の解除につきましては、治山工事により谷どめ工などの構造物がありますところは基本的にはできないということでございました。例えば、土地収用に係るような事業でございますと解除申請は行いやすいのですが、残土処分場だけでは99%できないとの回答でございました。このため、赤迫川を断念することといたしました。

以上です。

○大園藤幸議員 その赤迫川水系には残土処分場の建設は無理という判断がなされてから、その後、当然私にも、同僚の議員にも責任はございますが、常に頭の中から離すわけにはいかないわけですけれども、庁内的には、さあ次はど

こだとか、どのような方法で残土処分場の建設ができるのか、調査結果があればお伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 平成17年災害後に大量の土砂が搬入されてきましたので、次の残土処分場の場所選定を行っております。その選定に当たり、第1段階で防災上の観点から次の事項、土砂崩壊のおそれのない地帯、2級河川の流域でない、市街地、集落の近接地ではないなどを勘案し、候補地対象外区域に設定して、第2段階で残土処理可能量、搬入経路、用地確保、周辺住民等の意向、保安林指定、砂防指定施設設置の経済性を勘案して候補地を選定し、検討しております。

その選定条件を考慮した上で、管内図に候補地を25カ所選定し、現地調査を実施し、選定評点にて総合評価を行っております。赤迫川はその総合評点でBという評価を得ておりましたので、保安林解除の手続が可能か確認いたしましたところ、難しいとのことでした。他の候補地も同じような箇所でありまして、いろいろ調査はしていますが、ここだという候補地がなかなか見つからない状況でございます。

○大園藤幸議員 これで終わりになりますけれども、今、私が3回目にお聞きしたのは、赤迫川の流域、水系が不可能という判断をなされた後の質問なんですね。なかなか難しい問題であって、しかしながら、垂水市を紹介する場合に私どもが所管事項調査等で他市町村に研修視察にお伺いする際は、必ずといっていいほど、垂水は自然に恵まれております、しかしながら、急峻な地形に立地をしておりますのでという表現を差し上げます。

やはりこれは本当に市長を初め全員で考えなきゃならんことです。そうでなければ、いざ過去にあったような風水害に見舞われたときに市民に対する説明もつきません。全力で努力をすることが、執行部を初め、議会にも課せられた

責務だところ思っております。そうでないとおっしゃる方がいらっしゃれば手を挙げていただければ構いませんが、これはみんなでやらなきゃならん。

ですから、過去に現垂水中央中学校、前の垂水中学校のPTAの役員をさせていただいたときに、学校の愛校作業で保護者が、児童生徒の保護者が過半数、3分の2程度でしたかね、出席をいただいて愛校作業をスタートをしたわけですけれども、今は当たり前のごとく愛校作業が毎年行われているように聞いております。そのときに草木の剪定、伐採等をしたものを残土処分場にお願ひできないかという依頼を私は教育委員会を通していたしました。教育委員会が所管にお願ひをしたところ、土木課以外のものは受け付けない。そういう答えが返ってまいりました。

平成17年だったと思いますね。台風災害があり、水害があり、学校の予定としては9月11日に体育祭が予定をされておったわけです。教育委員会のPTAに対する答えは、学校のグラウンドで焼いてください。びっくりいたしました。体育祭の準備もあり、8月のたしか30日に愛校作業を実施しております。余すところ10日しかございません。枯れるのに時間もかかります。当時の校長は、困ったと。私もPTAの役員の実任として土木課に出向きました。この学校は垂水市立ですよと、設置者はだれですか、市長ですよ。じゃ、市民は納税の義務を課せられているんだから設置者がしなさい。設置者がすべきじゃないですかというお話を申し上げました。わかりましたと、受け入れますと。これじゃいかんわけですよ。

そのようなことも含めまして、本当にこの残土もしくは草木の処分はこれから、しかも桜島の爆発で堆積した灰の処分も考えますと、必ず近いうちに新しい処分場の開設をしなければならんと思っておりますので、全員一致してこ

のことに取り組んでいけたらいいなとこのように思っておりますので、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）次に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

垂水の新しい風、堀内貴志でございます。

昨年この6月の議会で最初の一般質問をしてから、早いものでちょうど1年が過ぎました。本日が私にとって2年目となる5回目の一般質問となりますが、これからも垂水市の活性化と発展のために一生懸命に質問をさせていただきますので、市長初め、関係各課の皆様におかれましては、今後とも御理解の上、明瞭かつ積極的な御回答をよろしくお願いいたします。

さて、去る5月25・26日の両日、垂水市では24年ぶりとなる鹿児島県総合防災訓練が開催され、鹿児島県や隣接の自治体、自衛隊、国交省、県警、消防局、九州電力、ガス組合など59機関及び団体が参加し、さまざまな被害を想定した大がかりな防災訓練が市内各地で実施されました。

私が住む潮彩町でも津波を想定した避難訓練が実施され、住民約85人が約900メートル離れた標高40メートルの上野台地に避難しました。昨年、東日本大震災が発生し、被災現場の想定外のすさまじい被害状況を毎日のように映像で見せられてきただけあって、訓練をする住民の態度も真剣そのものだったように思いますし、貴重な経験をさせていただいたと思っております。

今や自然災害は日本全国いつどこで発生するかわからない状況にあり、ふだんから、もしものときに対する備えが必要であると言われております。特に垂水市においては、地震、津波以外にも桜島大噴火に対する備え、あるいは台風や豪雨災害に対する備えが必要になります。

また、南九州では先日奄美地方に1カ月おくれ梅雨入りし、いよいよ災害が起こりやすくなる時期になりました。8・6水害が起きた1993年は夏から秋にかけて県内各地の集中豪雨で121人の犠牲者が出ました。気象情報に注意し、前兆現象を的確につかんでおくことは、梅雨時期に限らず大切であると思います。各家庭では、この体験を生かし、日ごろから避難場所の確認や備品の点検が必要になると思いますし、地域としても、救護と避難活動を支える自主防災組織の体制強化が重要な課題だと考えているところです。

それでは、通告に従いまして、本日は大きく3つの項目について質問をさせていただきます。

1つ目は、市民が活用できる屋内温水プールの必要性について質問いたします。

なぜ市民が活用できる屋内温水プールが必要か、大きく分けて3つの理由です。

1つ目は、子供たちの体力増進と健康づくりのためにスイミングを取り入れている家庭が多いということです。

御存じのとおり、垂水市には年間を通して利用できるプールが存在しません。スイミングスクールに通っているお子さんのほとんどが、往復1時間半の時間を要して隣接の鹿屋市に通っており、大変不便な思いをしながらスイミングスクールに通っているのが現状です。

2つ目は、温水プールは、健康づくりだけでなくリハビリや高齢者の健康維持に効果があるということです。

温水プールの効能は、浮力によって関節にかかる負担が軽減され、無理なく運動することができることに加え、緊張感を和らげ、関節の可動域を改善させます。また、水の抵抗によりバランスよく筋力の維持向上ができ、水圧により全身に水圧が加わり、皮膚へのマッサージ効果が生ずるために呼吸や循環器への活性化を促します。さらに、水温の温熱効果により筋肉のり

ラックス、代謝機能を促進させるなど、高齢者の健康づくりに理想的な環境とされています。

3つ目は、医療費の抑制につながるということです。

垂水市の高齢化率は、平成22年の国勢調査確定値で35.0%、鹿児島県の26.5%に比較して8.5%も高く、県内でも高い水準です。さらに、団塊の世代が65歳を迎え始める平成25年から急激に増加していくことが予想されています。

そして、垂水市の平成22年度の医療費負担の実績ですが、国民健康保険の医療費の給付費総額は22億9,346万3,000円、1人当たり医療費負担額は41万3,684円、県内43市町村では高いほうから6番目。介護費の給付額の総額は16億4,332万8,832円、1人当たり医療費負担額は27万1,132円。さらに、75歳以上の医療費の給付費総額は35億8,225万5,375円、1人当たりの負担額は95万3,488円、県内43市町村中では高いほうから12番目。垂水市の医療費の負担額を見ても、1人当たりの医療費負担額を見ても、県内の他市町村と比べても間違いなく極端に高い負担額になっています。

私はこの3つの理由から、垂水市に市民が活用できる屋内温水プールが必要だと思っていますし、また市民のニーズも高いと思っています。

そこで、垂水中央中学校で老朽化したプールの建てかえ工事の計画があるとお聞きしていますが、まずは中学校プールの建設計画の推進状況についてお聞きいたします。

また、市外のスイミングスクールに通っている児童生徒の数について把握しておられるのであれば、その人数についてお聞きします。

さらに、健康づくり、高齢者保健福祉の観点から、屋内温水プールを活用した場合の効果についてどのように考えておられるか、保健福祉課長に対してお聞きいたします。

2つ目は、今後の観光振興についてお聞きいたします。

近年になって人口減少、高齢化が進展し、地域レベルでその格差が大きくなっていますが、これらの地域を再生し、その活力を戻すためには、定住人口だけでなく旅行者等の交流人口を増加させることが不可欠です。そしてその決め手となるのが、地域に人を引き寄せる魅力の存在だと思いますが、垂水市には、魅力ある自然、歴史、文化、産業、人などが多く存在しており、それらの地域資源を活用することによって、観光による地域活性化の可能性が大きく膨らんでくると思います。

今日の垂水市の観光振興について、特に教育旅行を中心としたツーリズムの推進、猿ヶ城溪谷「森の駅たるみず」や道の駅たるみずでの集客を行いながら、交流人口の拡大を図ることが大切であります。そんな中で、道の駅たるみずが指定管理の制度が導入されて8カ月が経過し、初年度である23年度決算については、23年10月1日から24年3月31日までとなっており、協定書に基づき、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出しなければならないとなっております。23年度が終了し、60日が経過しましたが、23年度の経営状況についてお尋ねします。また、協定書第24条によりますと、売上総利益の50%については垂水市に納付、さらに20%については垂水ふるさと応援基金等に拠出などとなっております。経常利益が黒字となった場合には当然に、垂水市に合わせて70%が入る契約となっておりますが、その使用目的はあるのか否かについてお尋ねします。

3つ目は、入湯税についてお聞きします。

垂水市のキャッチフレーズに「花と溪谷と温泉のまち」とあるくらいに、温泉は垂水市の目玉ですが、温泉に入るためにはお客さんに対して入湯税が課税されています。垂水市税条例第141条では、「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する」とありますが、市内の入湯税の支払い状況についてお答え願います。

また、入湯税は、地方税のうち市町村税のことで、納付された税金は、温泉源の維持費、環境衛生施設費、消防施設費、観光振興費などに充てられる目的税となっていますが、本市ではどのように使用されているのか、お伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（川畑千歳） 堀内議員の御質問にお答えいたします。

中学校のプール建設は、本年度に校舎と屋体の大規模改造事業及び空調設備設置事業を終えた後、グラウンド整備の一環として平成25年度に建設をする計画です。建設に係る設計委託料については、9月補正予算に計上するため、現在調査検討中です。

お尋ねのスイミングスクールに通っている児童生徒数について、学校で把握している限りにおきましては、市内8小学校児童が62人、中央中学校生徒が2人、計64人となっております。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 堀内議員の御質問にお答えいたします。

健康づくり、高齢者保健福祉の観点から、屋内温水プールの活用効果についての御質問ですが、健康づくりの中の運動の1つとして、水中での運動の効果についてお答えいたします。

高齢化社会の進展に伴い、中高年の運動は、余暇の役割や評価が高まり、高齢者がスポーツを行うことは、そのことが大きな楽しみであり、心身の健康増進や病気の予防に役立ったり、また仲間づくりや自己表現の手段としても重要な意味を持っています。

その中で特に、泳ぎを主な目的としない水中運動は、浮力が加わり、地上では苦痛が伴う腰やひざの痛みなど、体の動きもかなり楽にでき、30度前後の温水では特に高齢者等には適温で血行がよくなり、自律神経の働きを活性化させます。しかし、その反面、高齢者の運動は、若い

人と違って既にいろいろな病気を持っていたり、腰やひざに障害があったり、さまざまな薬を飲んでいる人も多く、体力、運動能力も低下し、若いときに比べ、口の渇きや疲労などを感じにくくなっています。その結果、プールでの運動中の大きな事故や、クモ膜下出血、心筋梗塞、大動脈破裂など、死に結びつくリスクもあることを忘れてはならないと思います。

本市では健康たるみず21を策定し、運動の推進に努めています。しかし、平成21年度の市民のアンケート調査を見ると、ふだん運動を習慣化している人は2割程度で、若い世代ほど運動を実施しておらず、むしろ60歳以上の3割近くが計画的に運動を行っています。市民の健康づくりの普及のためには、運動のできる環境を整備するとともに、運動の効果を上げるためにも、専門的な指導者の育成・確保も重要でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 堀内議員質問の道の駅たるみずの経営状況についてまずはお答えいたします。

道の駅たるみずは、御承知のように昨年10月1日から芙蓉商事・薩摩おごじょグループへ指定管理を行い、運営をしていただいているところでございますが、最初のころは、新体制での不安定な経営などからいろいろな面で苦情もありましたが、その後は出荷者協議会等の関係者からの苦情もなく、順調な運営をしていると思っております。

また、収支の状況も、上半期に比べ下半期の売り上げは厳しい中で、平成23年度の事業報告書によりますと、10月から3月までの総利益は156万4,660円の黒字になっており、昨年度運営されていた道の駅交流施設管理組合の同時期の決算では985万7,781円の赤字になっており、対前年で比較しますと1,142万2,441円の改善となっていることから、今回民間へ指定管理したことで、民間によるノウハウの成果があったので

はないかというふうに思っているところでございます。

次に、道の駅交流施設の管理運営に関する協定書の第24条で、売上総利益の50%については垂水市に納付し、20%については垂水ふるさと応援基金等に拠出するとなっているが、使用目的はあるのかという質問にお答えいたします。

当然、平成23年度も利益が発生したため垂水市の収入になりますので、今後、しっかりとした目的で使えるように基金積み立ての条例を設置していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○税務課長（葛迫隆博） 堀内議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、平成21年度から23年度までの入湯税の実績についてお答えいたします。

21年の申告納税者は、3施設で税総額180万8,700円でございます。22年度の申告納税者は、同じ3施設で税総額169万3,800円でございます。23年度の申告納税者は、4施設で税総額210万5,700円でございます。

次に、入湯税の目的税に関する御質問ですが、申されますように、地方税法第701条におきまして、目的税とするという定義がなされております。その使途の内訳でございますが、まず、環境衛生施設の整備につきましては、肝属地区一般廃棄物処理組合負担金、し尿処理施設整備あるいは簡易水道施設整備に予算措置されております。

次に、消防施設等の整備につきましては、消防団消防ポンプ自動車の予算に一部充当されております。

それから観光施設の整備につきましては、猿ヶ城環境整備事業、観光振興につきましては、県観光協会負担金あるいは白山祭補助金、そしてスポーツ団体誘致に関する経費に予算措置されております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これから、一問一答方式でお願いいたします。

まず、1点目の市民が活用できる温水プールの必要性について、2回目の質問をさせていただきます。

進展状況については、25年度建設で委託を9月補正で計画するというところであります。児童生徒の数については、先ほど市内8小学校で62名、中学校は2名、64名とおっしゃいましたが、私が調べたところによりますと、鹿屋市の1プール施設で六十数名、垂水市から通っておられると。もう1つスイミングスクールがあるのですが、そこは、情報は流すことはできないということで教えていただけませんでした。それから私が想像するについては、大体100人を、市内から市外のスイミングスクールに通っている数は児童生徒100人を超えているのではないかというふうに予測しております。

競泳でオリンピックメダリストを出した鹿屋体育大学がある、環境が近くにあると、垂水市にはそういう環境が整っていることから、年間を通してスイミングスクールが近くで開催されれば、もしやすると水泳の優秀な選手が出る可能性もあります。そして児童生徒のみならず、鹿屋市にある県民プラザ、近くには県民プラザの温水プールがありますが、そこを利用されている大人の数、23年度実績で201名というふうにも聞いております。この往復1時間半をかけて不便ながらも行っておるということを考えると、近くにあればもっと多数の人が利用されるのではないかというふうに思います。

保健福祉課長のほうからは、温水プールは健康のために非常によいということで話されたというふうに理解していますが、私は、高齢化社会の老人医療費抑制のかぎは、そして疾病を予防するための健康増進施設は、まさにこの屋内温水プールにあるぐらいに思っています。

先ほどプール活用についてのリスクもお話し

されましたが、プールだからリスクがあるというわけではないと思います。事故防止の点は陸上でも、ウォーキングの間でも危険性は一緒だと思います。プールだから、水場だから危険性が高まるという考え方もありますが、それは無理な話だと考えております。プール内という狭い敷地内、監視体制を強化するもしくは事前の健康チェックをするなどすれば、さらに危険性は低くなると思っていますし、また垂水市、近くには中央病院という立派な病院もあります。その病院と連携することによって、もしものときには備えることができるのではないかとこのように考えております。

私が以前住んでいた名古屋市、ここには区民に対して温水プールが数カ所設置してありますが、ここも安全性の確保ということが一番問題点であります。どういうふうなことをしているかということ、やはり監視体制を強化することにあわせて、利用者に対し30分に1回、5分間の全員の完全休息時間をとっていると、そういうふうで安全面を考えた事業を展開しております。

冒頭でも話しましたが、垂水市は高齢化率が35%、県平均よりもかなり高い。そして市民1人当たりの医療費負担額も県内のほかの他市町村と比べて極端に高くなっている現状があります。垂水市の財政圧迫の要因の1つは、この高額な医療費の支出だと私は考えております。

先ほども話しましたが、垂水市の平成22年度の実績、国保の保険医療費の総額が22億9,346万円、1人当たりが41万円、端数は切り捨てますが、介護保険給付額総額が16億4,332万円、1人当たり27万円相当、75歳以上については35億8,225万円、1人当たりが95万円ということですから、これを見てもかなりの額だと思います。

根本的にこの医療費を削減する施策を考えることが、財政圧迫の要因を削減する重要なキーワードにもなると思っています。いわゆる高

齢化率が上がっていく中で、病院に行くことなく健康で長生きできる人をふやしていくことによって、必ず医療費削減につながるものではないかと思っています。そのためには、やはり年間を通してスポーツができる環境を整える、雨天、寒い日関係なく年間利用できる屋内温水プールを市民に開放して、その結果、いわゆる健康寿命が延びて、医療費や介護費が低くなり、そしてこれからの少子高齢化社会の保険制度の負担軽減ができればというふうに考えています。

従来のプールについては、学校教育の場、泳ぐ施設であったわけですがけれども、これからのプールは、スポーツ水泳と健康水泳、そして水中運動ができる市民に不可欠な健康増進施設でなければならないと考えております。この件は全国にも数カ所いい例がございまして、プールを活用して老人医療の削減に成功した関係団体もあります。長野県の東御市、平成19年に合併しまして旧北御牧村というところでは、平成6年から10年間の長野県全体の老人医療、1人当たりの医療費が10万円近く、この10年間で高くなっているにもかかわらず、この旧北御牧村、現在の東御市は逆に4万円、17%削減に成功したまちとして有名です。さらに、島根県の雲南市、高齢者の自立期間、いわゆる介護1の認定を受けるまでの期間と平均寿命、ある年齢の人がその後何年生きられるかという期待値のことですけれども、それが島根県の県平均を大きく上回っている。いわゆる年齢の割に元気なお年寄りが多いということです。

長野県東御市も島根県雲南市も、1年を通して利用できる温水プールを活用して、年齢の割に元気なお年寄りが多くなり、その結果、老人医療の削減に結びつけているというまちです。いずれにしても、この垂水市、医療費の削減と市民の健康維持の観点からは温水プールは検討する価値のあるものだと思います。

そして、この健康づくりについても、高齢者

の方々の健康づくりも大切な1つですけれども、高齢者よりもまずは40代、50代の健康づくりが必要ではないかと思えます。私もつい最近52歳になりました。先日、メタボリックシンドロームの予備軍という認定を受けまして、数日前に保健師の健康診断を受けました。結論は運動不足、運動をなさいという結論です。

厚生労働省の調査でも、全国で40歳以上の方で男性で2人に1人、女性で5人に1人の方がいわゆるメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群もしくはその予備軍と言われているそうです。先ほども話しましたが、健康寿命を上げるためには若いうちから健康維持に努める、高齢者の健康維持もそうですけれども、若い人の健康維持も考えた上で、そのためには運動を欠かさないといい習慣が必要になってくると思えます。

この件については、以前一般質問の中で大菌議員も取り上げて質問されております。現在の中央中学校の生徒数367名と聞いております。400人弱の中学生限定のプールにするのか、それとも約1万7,000人が活用できるプールにして、さらに健康な人をふやして医療費の削減が期待できるプールにするのか、検討する時期に来ておるのではないかと思います。

そこで2回目の質問は、中学校のプール建設の計画ですが、市民も活用できる屋内温水プールにしてはどうか、お伺いします。

○教育総務課長（川畑千歳） 堀内議員2回目の御質問にお答えします。

お尋ねの中学校のプール建設の計画を、市民も活用できる室内温水プールにしてはどうかにつきましても、市長から、市民プールの性格のものについても検討するよう指示されているところです。現在、建設費用、維持管理費用、中学生の利用との調整等について調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

市長も同じ考えで進められているということで、期待しております。私はよく情報収集にインターネットのホームページを拝見しますが、その中で「水夢王国」、水の夢の王国というホームページがあります。主な内容は、屋内温水プールの活用で高齢化社会を支えるというものです。温水プールの整備・活用で自治体の医療費や介護費を削減するということがページがつけられています。そのホームページの中でも、医療費、介護費の減少分を先行投資して温水プールの建設やスポーツ指導者の育成の充実を図り、運動中高年を増加させ、その結果、健康寿命の延命化が図れると、そういうサイクルができると紹介しております。

健康寿命、よく使われている言葉ですけれども、健康寿命とは、介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに自立して健康で生活できる期間のことですけれども、2010年厚生労働省が初めて推計を出しました。それによると、日本人の健康寿命は男性で70.42歳、女性で73.62歳であるとしています。男女とも平均寿命に比べまして、いずれも10年ほど短いという結果が出ております。いわゆる平均寿命の手前10年間は介護を要するかもしくは病院で医療を要するということが、この健康寿命を平均寿命により近づけることによって、医療費や介護費の削減につながるものということになると思うんです。

教育総務課長がお話しされましたように、屋内温水プールの建設には、建設費さらにはランニングコスト、維持管理費がかかるという問題点があるかと思えます。垂水市の財政は大変厳しい状況にあることも承知しております。しかしながら、年間医療費や介護費の減少額によって、逆に全体の公費負担額が減少するという専門家の試算もありますので、ぜひとも生徒だけではなく一般市民が活用できる健康増進施設

への発想の転換を検討していただければというふうに思っております。

それでは、この問題の最後に教育長にお尋ねいたします。

教育施設の観点から、現在利用している中学校のプールが老朽化してきたから新しく作り直すということは確かに必要なことだと思います。桜島の降灰対策を考えると屋内プールに変更することも検討の1つ、夏場限定ではなく年間を通して利用するというのも検討していただきたい。そしてあわせて、中央中学校生徒367名のためだけではなく、垂水市民の屋内温水プールが欲しいという必要性を考えた上で、せっかく計画がある中学校のプール建設の動きですが、垂水市全体のことを考えて、市民も活用できるプールに検討してはいかがかと思いますが、教育長の立場で今のお考えをお聞かせください。

○教育長（肥後昌幸） 中学校がプールを授業として利用しますのは、6月下旬から7月の中旬まで約3週間でございます。その他の期間を市民に使わせたらどうかということにつきましては、構わないというふうに私も思いますし、結構なことではないかと思えます。

ただし、先ほど教育総務課長が申しあげましたし、また今、議員もおっしゃいましたけれども、建設費用の問題、それから維持管理の問題等、諸条件がそろえばということでございませぬけれども、それらの条件がそろえば結構なことだというふうに思います。

○市長（尾脇雅弥） 済みません、誤解があるといけませんので、少し私のほうからも現状を話をさせていただきたいと思えます。

垂水中央中学校が22年、23年、24年度ということで大規模改修を実施をしているわけですが、その後、体育館の補修でありますとか、このプールの問題も残っているというのが現状であります。

そういった状況の中で、議員の皆様方からも

それぞれ、市民が有効活用できるようなものはどうなのかという御意見がありました。今、堀内議員がお話をいただいたような、もしそれが可能となれば、例えば医療・介護・福祉という面でも有効活用できますし、またいろんな用途が可能性として広がるということはそのとおりだろうというふうに思います。

ただ、今、教育長が申しあげましたように、あくまでも中学校のプールということが大前提になりますので、その辺との整合性ということもございませぬ。

私、上京して文科省の直接的な担当課長さんにその件について考え方をお尋ねしたことがございまして、その意見交換させていただく中で、今、垂水にこういったことがありますと申し上げる中で、話の中身としては、有効活用していただくことに対して非常にそこは趣旨賛同であるし、いろんな可能性を検討していただきたいと、むしろ前向きな話に逆に私がびっくりしたという状況があったのは事実でございませぬ。

ただ、あくまでも、今、教育長も話をしましたけれども、学校の子供たちがそのことよっての影響、悪い影響があるようではいけませんので、いろんな可能性という意味で今、検討をした上で、学校のプールの新設というのは検討をしていただきたいということで話をしているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

私は、市長の前向きな意見だというふうに今、理解しましたけれども、それでいいでしょうか。

中学生のプールですから中学生優先、それはもう当然必要なことだと思います。しかしながら、垂水市に温水プールというのは2つも必要ないと思えます、人口からしてですね。だから、これからつくるといふプールであれば屋内の、降灰対策も考えて屋内温水プール、さらには中学生優先で市民も活用できるプール、これが理

想な屋内温水プールの垂水市でのあり方だと思っていますので、どうか前向きに検討していただきたいということを述べまして、この質問は終わります。

次に、2つ目の質問でございます。今後の観光振興についてお尋ねをします。

先ほど商工観光課長のほうから、半期分の道の駅の垂水への利益、これが発表されました。半年余りで156万4,660円のまあ言えば黒字、以前の赤字から黒字に転換したということ、指定管理に変えてから半年が過ぎて、現時点で黒字計上ということは大変ありがたいことだと思います。そして、その売上総額、利益の50%については垂水市に納付、さらに20%については垂水ふるさと応援基金等に拠出となっておりますが、このままでははっきり言えば何に利用されるかわからないような、というよりも一般予算に組み込まれるような危険性を私は思っております。この道の駅で得た利益を、先ほども観光課長のほうが話をされました、観光のために基金として使うことを考えていると、積み立て条例を設置するというようなことをおっしゃいました。私もこの意見に賛成でございます。垂水市の観光部門では、やっぱりこれから交流人口をふやすためには力を入れなければならない事業の1つだと思います。

この4月には牛根で新しい名所、稲荷神社の埋没鳥居が完成しました。ただ、付近を見ますと、看板が設置してあります。これは個人がつくった看板。確かにその看板も必要です。しかしながら、保存年数、景観等から検討しますとやはり考えなければいけない部分もありますし、またせっかくできた埋没鳥居、観光バスが近くまで行けるように道路の整備もこれから必要になってくるのではないかと思います。

さらには、道の駅を中心として、宇喜多秀家の潜伏跡地、安徳天皇陵、いろんな見る場所があります。12月12日は、国旗日の丸のふるさと、

モニュメントも完成する計画があります。そういった中で観光部門については今後どんどん力を入れていく、もう1つ言わせるならば、森の駅たるみずの温泉事業も観光の部門では貴重な課題だと思っております。

そういった中でも、やっぱり定着するためには予算を伴います。その予算を何とか、道の駅でせっかく出た黒字計上の利益、これを利用できないものか。例えば観光振興基金として観光振興のために特化した目的で利用できないか、その点について今のお考えをお聞かせいたします。

○商工観光課長（塚田光春） 堀内議員の2回目の質問についてお答えいたします。

先ほど基金積み立ての条例を設置したいと申しましたが、私ども担当課でも、議員の御意見同様、観光振興に使っていききたいという思いでいっぱいでございます。

そこで、その用途は、売上総利益の50%につきましては市財政課との協議になりますが、20%の垂水ふるさと応援基金につきましても、相手方の意向もありますので、十分に協議をしまして、道の駅交流施設の維持管理を初め、今後、観光振興に使えるような基金になるように今後努力していききたいというふうに思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員 もう1つよろしいでしょうか。今、20%については道の駅の維持管理、観光資源に使われるとお話しされましたが、もう1つの50%枠についてはどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長（塚田光春） 今申し上げましたのは、50%についてはうちの市内部の財政課との協議で自由に使えますけれども、20%についてはふるさと応援基金ということで、ふるさと応援基金になりますと、相手方が何に使ってくださいますと目的を言われた場合、それも尊重しなければなりません。ですので、財政課とまた相手方の指定管理者とですね、今後その使用目

的については十分な協議を行って、観光振興のほうに使えるように十分協議していきたいということです。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

50%についても、20%についても、目的は観光資源のために使われるというふうに私は今、理解しました。定住人口の増というのは、定住人口をふやすというのはなかなか厳しい課題です。それよりもまず交流人口をふやす、このことが一番必要ではないかと思えますし、そのためにはやっぱり垂水市のせっかくある観光資源、これを整備しなければならぬと思いますので、予算が伴う事業ですから、ぜひこれを活用していただければと、条例を制定して活用していただければというふうに思います。

続きまして、3つ目の入湯税について御質問をいたします。

まず、2回目の質問は、先ほど入湯税の特別徴収者数について、21年から23年までお答えがありました。気になるのはですね、年収税額もそうなんですけれども、戸数です。21年、22年と23年の戸数が違います。私が把握している宿泊施設4団体ありますが、戸数違いますが、その件について詳しく御説明をお願いいたします。

○税務課長（葛迫隆博） まず、入湯税の徴収方法、それから納税につきましては、地方税法に基づき市税条例で規定しております。

内容ですが、1つ目は、入湯税は特別徴収の方法によって徴収し、特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とすると。2つ目に、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、納入金を納付書によって納入しなければならないということでもあります。

そこで、入湯税特別徴収義務者が23年度に1事業者ふえた要因を申しませんが、この特別徴収義務者は、先ほど申しました納入申告書の提出がなされず、本年5月に平成21年度から23年度

までの申告の提出があったわけでございます。そこで23年度分を納税されまして、残りの21年度と22年度分は分納という確約を取り交わしております。今後も、条例に定めている手続の遵守についてなどお願いをいたしたところでございます。

○堀内貴志議員 はい、ありがとうございます。既に把握されておりまして、手続を今、進行中というふうに理解しております。

私はその点について、正確に納税している施設とそうでない施設、やはりそこには不公平があつてはならないと思います。徴収されていなかった、申告をされていなかった施設については、なぜそうなったのかしっかり原因を追及した上で、公正、公平さを期すためにも、特別徴収者の御理解を得た上で、未徴収の期間すべてについて徴収していただきたいというふうに思います。

この件については今後も継続的に追及してきますので、よろしく願いいたします。

次に、入湯税についてです。

入湯税、目的税ということで、温泉源の維持費、環境衛生施設費、消防施設費、観光振興費、課長からお話がありましたように適切に執行されているというふうに理解しました。垂水市税条例第141条でも、「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する」と記載があります。

1回目の質問の中で、4団体とするとやはり宿泊施設のみのように思います。条例を見ましても、「鉱泉浴場における入湯に対し」と記載がありますので、これは日帰り温泉についても、日帰り温泉の方、垂水は銭湯はすべて温泉です。そうした日帰り温泉の客からももらうことを検討してはどうかというふうに私は考えているところです。

金額については、条例の143条で現在1人1日150円という規定がありますが、宿泊する客と日

帰りの温泉の客についてはその額を極端に変えてもいいと思うんです。仮に50円としてもいいと思います。そういった意味で、入湯税の増額を図った上で、その使用目的を温泉事業の普及事業に特化して使用できないものかどうか。入湯税を支払っていただける特別徴収者の方々に対して、垂水市の温泉事業普及もしくは活性化を図る目的で還元するシステムづくりが必要ではないかと思えます。

冒頭でも話しましたがけれども、垂水市のキャッチフレーズは「花と溪谷と温泉のまち」となっていることは皆様御承知のとおりです。垂水市はキャッチフレーズの中に、この3つのうちの1つに温泉事業を取り組んでいると、温泉に力を入れているのであれば、温泉をもっと垂水市の売りに出せるようなことを考えなければいけないのではないかなと私は思います。

だけれども、事業を展開するためには予算が必要です。そして、市内の温泉施設を見ましても老朽化している施設も見られますが、経営が、交流人口が減っている事実もありますし、垂水市自体の人口も減っていることもありますから経営が厳しいことから、施設の改善に費用が出せないのも実情かと思えます。このまま黙っていたのではやはり施設の老朽化はどんどん進みますし、垂水市の温泉客の減少するのも近い将来やってくると思えます。

私、そういう垂水市の温泉事業に対して大変危機感を持っております。だから今のうちに何とかしたい。そういった意味を込めて、入湯税を宿泊する客のみだけではなく、日帰りの温泉からも、わずかでもいいですから徴収した上で、それを温泉事業の温泉施設の充実・整備、例えば温泉施設改善のための助成金事業だとか、これは例えばの話ですよ、それはいろいろと考えてもらいたい事業の1つですけれども、それだとか、あと垂水市を通った人でも、垂水市は温泉のまちだということは余り理解されていない

ような気がします。垂水市のために、垂水市は温泉のまちだというふうに思わせるためにもやはり広告、看板が必要になってくるのではないかと思います。

そういった意味を込めて、温泉事業の普及及び活性化を目的にこの入湯税を特化して、目的を決めて執行してはどうかというふうに思っていますが、その点についてどうお考えか、お考えをお聞かせください。

○税務課長（葛迫隆博） 先ほど申しました入湯税につきましては、宿泊された方々から特別徴収したのみでございます。したがって、日帰り利用者は課税対象としていないところでございます。

現在の条例において、課税を免除する者として、年齢12歳未満の者、共同浴場または一般浴場に入湯する者、療養目的の入湯者及び2日以上長期宿泊をする湯治者、そして、さきの臨時議会で改正を行いましたところの文化活動、修学旅行あるいはスポーツ合宿等の利用者となっております。

そこで、議員御指摘の日帰り客への課税に関してでございますが、1点目として、入湯税は浴場の経営者が納税するものでなく、お風呂を日帰りとして利用される方々が入浴料のほかに納税することとなるのが、1点目として挙げられます。

2点目としまして、温泉施設の経営者との協議、そして合意が必要となってまいります、特殊浴場として猿ヶ城温泉外8施設でございます。

3点目といたしまして、温泉施設等の整備に対する助成等に関する制度設計、これをそれぞれの主管課において行う必要がございます。

以上申したことを検討、そして整理の上、総合的な観点から実施可能かどうか判断すべきであると考えます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

新しい施策についてはいろいろなハードルがあるものと理解しております。その1つ1つを乗り越えて、やはり改革するべきところは改革しなければならぬと思っておりますし、この入湯税の使用目的については、支払った関係団体に要は還元するシステムづくりです。温泉施設をよりいい施設にするための事業の一環だと思っておりますので、そういったところをやっぱり御理解していただいて、そのほかまたいろんなハードルを乗り越えた上で、ぜひとも前向きに検討していただきたいなというふうなことを要望いたします、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、11時25分から再開いたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。市長、関係課長の明確な答弁をよろしく願いいたします。

まず、小学校の問題について質問いたします。

1点目、各小学校の施設整備（改修、補修）の年次計画は立てられているのか、教育総務課長に伺います。

2点目、生徒数の減少に歯どめがかかりません。生徒数増に向けた取り組み、山村留学生等の対策の考えはないのか、学校教育課長に伺います。

3点目、現時点で小学校の統合についてどのように考えておられるのか、教育長に伺います。

次に、空き家条例、空き家バンク制度について質問いたします。

総務省住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は2008年で757万戸に上り、10年間で180万戸増加いたしております。総戸数に占める空き家率も12.2%から13.1%に上昇し、人口減少が進む中、今後も増加が予想されております。

こうした空き家の急増で、崩壊や放火が各地で発生、廃屋に大量のごみが捨てられたり、景観を損ねたりするなどの問題も引き起こしております。本市の空き家件数、また崩壊等のおそれ等の状況を把握しているのか。市民の皆様からの苦情、問い合わせはないのか、土木課長に伺います。

2点目、平成17年12月1日に告示された空き家バンク制度の成果と現状について、企画課長に伺います。

次に、情報システムについて質問いたします。

1点目、基幹情報システムについて使い勝手が悪いとの職員の声を耳にしますが、職員の声が担当課に届いているのか、またシステム構築上の問題点はないのか、企画課長に伺います。

2点目、新規就農者の相談を受け、相続登記、農地法3条申請、降灰対策事業の手続のお手伝いを司法書士さんへの橋渡しとかやった折のことですが、法務局登記の面積と本市の固定資産評価証明書の面積の錯誤が17筆中3筆もありました。システム入力時の誤りなのか、何が原因なのか、税務課長に伺います。

最後に、堆肥センターについて質問いたします。

1点目、私の記憶では、原料生ごみ中のビニール、プラスチック等で、これまで破砕機の修理、新規購入費用の発生がたしか二、三年前ほど、ビニール、プラスチックの残渣処理費用として一般財源から三百数十万円ほどの支出があったと記憶しております。現在の未処理量はどの程度あるのか。また、どのような方策で処理していくのか。費用はいかほどかかるのか。

2点目、廃液については、従来の希硫酸での

処理がなされていないと把握しております。どのような処理方式をとられているのか。単年度での処理費用はいかほどか。希硫酸方式ではプラント建設を請け負った三木屋で処理費用を負担していただいていたと思いますが、現在、費用はどこが負担しているのか。廃液を液肥として活用できないのか、農林課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（川畑千歳） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校施設整備につきましては、第4次垂水市総合計画、垂水市過疎地域自立促進計画に学校教育関連施設として掲載するとともに、平成22年11月に作成した垂水市教育振興基本計画に重点的取り組みとして計画し、年次的な整備を心がけております。

最近の主な事業としては、小学校においては、平成20年度から平成22年度まで小学校耐震補強工事を実施、また学校空調設備設置事業を全小学校で平成22年度から平成24年度までかけて実施中で、多額の予算を投入しております。

今後の小学校の施設整備計画については、平成25年度から平成27年度までに、校舎等の老朽化等に伴う外壁改修工事、プール改修工事、屋外運動場整備及び修繕、屋体改築工事を予定しています。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） それでは、感王寺議員の児童数増に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

児童数増加に向けた取り組みといたしましては、山村留学制度は1つの方法ではあるかと存じます。その制度の実施推進につきましては、まず、当該の地域住民の皆様の要望が強いことが第一であろうかと思っております。もし強い要望があれば、他市町村での状況、成果、課題等について研究してみたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） それでは、感王寺議員の小学校の統合についてお答えいたします。

本市では平成18年の3月に垂水市立学校規模適正化検討委員会から、教育環境の整備、複式学級の解消、適正規模の確保などの点について検討した答申をいただいております。そのときの答申は、市内中学校を1校に統合することとあわせて、小学校の統合も検討することが望ましいというものでありました。そこで平成22年度に市内4校の中学校を統合し、垂水中央中学校が開校して、本年度3年目を迎えております。

今回御質問の小学校の統廃合につきましては、以前にも御質問があり、お答えしておりますけれども、小学校は中学校と比べて長い歴史がございます。また、より地域に密着したものであります。また、統廃合は児童数だけで行われるものではありません。地域の皆さんが統合してほしいという意見が多くなりますと、統廃合について検討しなければならないと考えております。

なお、住民基本台帳をもとにした平成24年度から30年度の児童数は650人前後の横ばいで推移する見込みでございます。そのようなことから、現時点では近い将来の小学校の統廃合は考えておりません。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 感王寺議員の御質問に土木課のほうでお答えいたします。

この空き家問題につきましてはこれまで何回となく取り上げられ、また全国的にも空き家の件数が増加傾向にあり、空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする、空き家対策条例を制定した自治体が全国で31あると報道されているところでございます。

本市におきましても、空き家の近隣住民の皆様は台風時の崩壊や放火などの心配をされ、また空き家の周辺には草木が生い茂り、環境的にも問題があると認識しているところでござい

す。

しかしながら、空き家の件数、崩壊のおそれなどの状況につきましては現状では把握できておりません。

近隣住民からの通報は、空き地などから草木の伐採の苦情が39件あり、そのうち4件が空き家の苦情でありました。今後は、関係課と十分な協議を図って検討していかなければならない重要な課題であると考えているところでございます。

以上です。

○企画課長（倉岡孝昌） 御質問の空き家条例と空き家バンク制度についてに關します2点目の、空き家バンク制度の成果と現状についてお答えいたします。

垂水市空き家バンク制度は、本市における空き家の有効利用を通して、本市と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために平成17年12月より施行されております。これまで、制度施行以降の成果でございますが、空き家バンク登録申し込み家屋数が賃貸物件83件、売買物件63件でございます。うち売買及び賃貸の契約件数は、賃貸契約74件、売買契約49件でございます。

なお、契約が成立した物件で企画課への届け出があった契約のうち、平成23年度末現在で50世帯123人が市外からの転入者でございます。

そのような状況の中、空き家バンク登録件数は減少傾向にございまして、現在、賃貸物件5件、売買物件9件となっており、登録物件の件数を確保することが課題となっているところでございます。

次に、情報システムについての御質問にお答えいたします。

全般的なお答えになりますが、新基幹システムは昨年12月4日から本格稼働いたしております。新システムの稼働に当たりましては、平成22年8月から関係者協議を幾度も重ねながら進

めてまいっております。

現在6カ月余り経過し、これまでに、窓口業務など即時処理はもちろんのこと、月次処理や年度切りかえ処理、賦課処理などの業務を終えておりまして、8月1日の国民保険税の賦課処理で1年に行う一通りの処理を確認することができます。これまでの過程で全体的に、導入前の打ち合わせ段階では想定できなかった軽微なふぐあいなど多少発生いたしておりますが、この6カ月間に1つ1つ改善・克服し、現在に至っているところでございます。

次に、システムを利用するに關しての問題といたしまして、新基幹システムの使用権限についてお答えいたしたいと思っております。

新基幹システムは、従来のシステムに比べ、より多くの情報を保有しており、情報を紙媒体に出力できるだけでなく、システムから電子データのまま取得できるなど、汎用性の高いシステムとなっております。これにより、今まで不可能であったエクセルなどの汎用ソフトでも作表、集計、分析が可能になり、業務の効率性は格段に向上いたします。しかしながら、個人情報も含め、担当者が容易にデータを抽出できるため、情報漏えいの防止により一層の注意を払わなければなりません。

そこで、導入前の昨年11月に各職員の使用権限をゼロベースから見直し、他の課等で所管する業務情報の閲覧を希望する場合には、当該業務を所管するデータ等管理責任者へ許可申請することとしております。その後、データ等取り扱い管理者の確認を得て認められた場合において、データ等管理者へ権限登録を依頼する形をとっているところでございます。

例を挙げますと、住民基本台帳の情報を閲覧したい場合には、市民課長へ許可申請し、市民課長が許可すると判断いたしました場合には企画課へ権限登録を依頼し、企画課長が受理し、閲覧できる体制をとることになります。

このようなことで市民サービスの向上と情報漏えい対策のバランスをとりながら、基幹システムを運用することになります。

以上でございます。

○税務課長（葛迫隆博） 固定資産評価で面積等の錯誤に関しての質問にお答えを申し上げます。

御指摘のように、法務局の登記簿と電算台帳で面積が一致していないケースがあるのは事実でございます。面積の不一致の要因としまして、主に登記簿からの転載ミスか、もしくは平方メートル表示への計算ミスなどが考えられます。そのため抜本的な対策といたしまして、平成22年度から2年かけまして、緊急雇用創出事業によりまして2名の臨時職員を雇用し、法務局の登記簿と私どもの手書き台帳、そして電算台帳との照合作業を実施したところでございます。

現在、手書き台帳の照合を終えまして、電算台帳との今度は照合を進めているところでございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、感王寺議員の堆肥センターについてお答えさせていただきますと思います。

まずは、原料生ごみの中のビニールやプラスチックの未処理の量はどれくらいあるのかということですが、製品として使用できない堆肥がございまして、生ごみや野菜くず等の植物残渣や堆肥製造の過程で塊になってしまう堆肥が主なものであり、その中にビニールの袋やラップの切れ端、プラスチックのスプーンやフォークなどが混入している状況でありますので、原料の生ごみの中にどれだけの量があるのかは把握できておりません。

また、製品として使用できない堆肥の量もあるのですが、現在、残渣置き場に500立方メートルくらい、発酵層のところにも85立方メートルくらい、合計585立方メートルくらい仮置きしてある状況でございます。

昨年11月から12月にかけて、120立方メートルを産業廃棄物不良処理業務として委託して処分をしたところでありますが、1立方メートル当たり2万3,500円で、消費税まで計の296万1,000円の費用を費やしたところでございます。

その後、生活環境課のお手伝いをいただきまして、植物残渣、一般廃棄物という形で、1月から3月にかけて22トン、約44立方メートル、4月に1トン200キログラム、2.4立方メートル、5月に1トン900キログラム、3.8立方メートルを処理組合のほうで処分していただいている状況であります。

生活環境課のお手伝いにつきましては、状況に応じた形でお手伝いいただいているところでありますが、2年後の負担分に影響が出てくるものであります。また、堆肥への再利用ということで、年に200立方メートルくらいを戻し堆肥として利用しているところであります。

経年の蓄積ではありますが、この処分につきましては大きな費用も発生することから、課内での協議も重ね、専門業者の方々や生活環境課にもお手伝いいただきながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、廃液の活用はどうかのことですが、畜ふん等の発酵や分解にすぐれ、臭気にも効果があるとされる菌、カナディアンフミン酸を平成22年度から本格的に使用するようになってからは、希硫酸の使用を控えているところであります。

今までの経緯で脱臭施設の悪臭対策につきましてはさまざまな手を打ってきているところであり、スクラバー内の清掃等の実施も随時やってきておりまして、さらに、スクラバー内の水処理につきましては、創設時の業者さんに1基7トン、2基で14トンの処理を随時、業者さんの配慮によりまして専門業者の方々にいただいている状況であります。

例えば、牧草等の液肥としての活用など見込

めないかということですが、堆肥センターの収支状況、投資的経費としての対費用効果等を勘案しましたときに、少しの収入であっても足し算に値するようであればということではないかと思ふところではありますが、今、説明申し上げました状況もあります。また、たとえそれが少量であったとしても、商品としての価値を付加するためには専用のタンクや附帯設備、毎日の生産・検査施設、その他必要とされるもの、また、ある程度専門の人員の配置も必要になってくるのではと考えるところがあります。

堆肥センターにつきましては、感王寺議員におかれましてはいろいろな機会をしっかりとつかんでいただきまして、今までも参考になる御意見をいただいているところであります。さきに市長にも足を運んでいただきました。私どもも課内での協議はもちろん、あらゆる角度から今後の堆肥センターのあり方について情報収集を図るよう指示があったところであります。

まずは本日の御意見等も参考にさせていただきますまして、堆肥センターについてのあらゆる情報を収集整理できますよう頑張っていきたいと思ふます。

以上です。

○感王寺耕造議員 一問一答方式でお願いいたします。

まず、小学校問題です。

施設整備ですね、改修、補修の年次計画はきちんと教育振興計画ですか、立てられているということで安心いたしました。

ただですね、議長の許可をいただきまして、教育長、市長、副市長ですね、教育長初め担当課長さんにはお渡ししているんですけども、これは新城小学校の体育館状態ですね。ちょうど校舎側の入り口の部分ですけども、もう剥落しているんですね。二、三年前からもうこの状態なんですよ。ぱらぱらと落ちてくるもので

すから、学校長の部分で入らないように、このような形で工事現場のパイロンを立ててありまして、もうこの状態で二、三年もほっておかれているということですね。

この問題につきましては、前任の校長ですね、中島校長のほうからも教育委員会のほうに御相談があったはずですし、私も直接教育委員会へ足を運んでこの対策を何とかしてくれという部分をお願いしてきました。

やはり小学生ですね、身体的能力まだ低いです。また危険の予知能力ですね、この部分もまだ弱いという部分がございますので、緊急箇所につきましては、市長、この部分は、年次計画もございましょうけれども、また予算の関係で優先順位等もございます。新城小をやれということではございませんので、危険な箇所については随時予算措置していただいて、生徒を危険から守っていくという部分について、市長に1点だけこの部分は質問いたします。

児童数増に向けた取り組みですね、この部分について私ども資料いただきました。

教育長の答弁にもありましてとおり、24年度646人ですね、だんだん減っていくんですけども、平成30年には逆に657人とふえてまいります。特に垂水ですね、中央地区、水之上は、垂水が391人から402人に、水之上が72人。24年度が。30年には101人の予想、そしてまた境小学校は19人から24人へ増ということですね。これは住民基本台帳から算出されたという部分で確かな根拠のある数字だと思います。ただ、ほかの小学校についてはやっぱり漸次減少していくという部分がございます。

そこで山村留学の部分の話を持ち出したわけですが、教育総務課長の部分で答弁いただきました。いろいろな問題があるということですね。そしてまた地域の住民の方々の意向はどうかということもございます。

私も、まず山村留学ですね、この部分が発生

した部分ですね、この部分、山村留学は1976年、昭和51年に長野県北安曇郡八坂村、現在の長野県大町市、ここで起こっております。ちょうど時代背景、この時代については、児童生徒の部分で非行・犯罪の低年齢化とか、あと不登校の問題とかいろいろな問題が出てまいりました。受け入れる側はやはり少子高齢化で学校が維持できないという部分で、複式とかも解消したいという部分で行政が主に関与してやっております。それでちょうど時代の背景として、先ほど申しました不登校の問題とかいろんな問題があったものですから、その部分の救済策として、出し手の側も要求があったという部分で記憶しております。

現在、受け入れる学校、また地域も減少しているという現状もあります。また、留学させる側ですね、受け入れる側の体制、この部分のそごでトラブルが起きていることも確かでございます。

大体、設置の形態なんですけれども、ざっと調べてみましたら、運営者としてやはり地方自治体、教育委員会がやっているところもございますし、あと民間団体ですね、ここもございます。また、企業、学校や地域住民の組織した運営形態もございます、運営者としてはですね。形態としては、里親主体の部分ですね、各家庭に泊まってそこから学校へ通う方式と、あとセンター方式ですね、行政のほうでセンターをつくりましてその部分で対応する、また里親とセンターの併用方式、この部分もございますし、また家族ごと留学しちゃう、移住しちゃうというケースもありますね。

こういう部分であるわけなんですけれども、いろんな難しい問題はございますけれども、市長、私思うんですけれども、市長のほうで一生懸命やっただいているブルーツーリズム、この部分も形を変えて言えば民泊なんですね。だから大きいことから始めろという部分は申しお

りませんので、まず、今現在やっているブルーツーリズム、グリーンツーリズムの取り組みを拡大して山村留学、短期の部分でもよろしいですし、長期1年、2年、3年という部分も視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますっておりますが、その点について市長の答弁を求めます。

小学校の統合の問題ですね、教育長から、統合はまだ現時点では考えていないと、市長も同じ考えだと思っております。

この部分については、先ほど人数がふえてきたという背景には、水迫市長の時代、生徒数、平成30年ですか、ふえてきた背景を分析してみますと、水迫市長時代、定住促進住宅を購入されたと。それで家賃3万2,000円ですか、駐車場1,000円、その分を水迫市長の部分でお子さん、お孫さんが1人おられる家庭については家賃が1万7,000円と、2人おられる家庭については1万5,000円とそういう形で、また駐車場は1,000円の分は無料ですね、1台目は。そういう形、そういう施策が人口増に、生徒数の増、平成30年ですね、結びついてきているのではないかと考えております。

また、市長も議員時代、子育て支援対策ですね、ふれあいサロンとかそういう部分に力を入れていただいておりますし、また医療費助成ですね、この部分、3,000円以上は、中学生までですか、3,000円以上の医療費については無料ということで施策がなされておるわけなんですけれども。

実際、生徒数の増の部分でもう少し強い何か施策はないものか。例えば1点、市長、先ほど言いました医療費助成ですね、3,000円の分を無料にしたとしても大して財政負担はかからないと思うんですよ。インパクトは全然違いますから、垂水市は医療費は中学生以下は無料だよと、この分、たった3,000円のことですごいインパクトだと思うんです。生徒数もふえてくるかもしれません。そういうようなお考えはないのかお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥）たくさんございましたので、1つずつお答えをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、小学校の施設整備に関してですが、前の議会で感王寺議員からそういったような御指摘もいただきまして、私も新城の状況というのは初めて知ったわけですが、その後、同様に懸案がある学校の状況というのをせんだって視察をしてみました。

小学校施設の修繕ということに関しては、各小学校から要望、報告を受けて危険性などの緊急度を考慮して当初予算に計上してはおります。また先ほどありました突発的な対応が必要については、その都度調査して補正予算の要求を行い、対処している現状でございます。

本市の小学校施設は築50年を経過しているものが多くて、老朽化が著しくて修繕などの費用も多額になりますことから、補助事業と地方債を有効に活用しながら今後、対応してまいりたいと考えております。

そのようなことから、引き続き学校現場と密接にまずは連携をして、何よりも大事なのは児童の安全だというふうに思っておりますので、御指摘いただいたことを考慮しながら施設整備のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、山村留学に関してなんですけれども、基本的には先ほど担当課長がお話をしたようなことではございますけれども、今、ブルーツーリズムということと連携はできないのかということではございましたけれども、いろいろ研究はしてみなきゃいけないと思えますけれども、交流人口がふえて子供たちにとっても、垂水の持っているポテンシャルの自然のよさというかですね、そのことを体験していい思い出をつくっていただいたり、我々にとっても若い人たちが入ってくるということではございますので、今から研究をしてということになりますけれども、今、

御提案いただいたことをいろいろまた調査させていただきたいというふうに考えております。

それから、人口増対策につきましてですが、3月議会の北方議員の施政方針及び予算についてという御質問の中でも人口減対策について問われまして、現状の対策でありますとか今後の取り組みについてお答えをしたところではございましたけれども、少し繰り返しになる部分もございますけれども、まず人口の推移について、本市の人口は、市制施行時の約3万5,000人から減少傾向が続いておりますことは皆様御承知のことだと思います。平成22年国勢調査では1万7,248人になっておりまして、5年前の17年調査と比較をいたしますと1,680人減少したことになります。

人口の減少を人口動態で見ますと、出生と死亡の差の自然動態はここ10年余りで200人前後の減少が続いております。転入と転出の差であります社会動態、これは平成14度あたりまでは定住促進事業の効果もありまして、減少の数も50人以下となっておりますけれども、その後は80人から200人ほどの幅で減少をしているという現状です。

人口減少は本市に限らず日本の地方都市が抱える共通の課題ではございますけれども、本市における人口減少への対策ということでは、少子高齢化の時代を迎えて、市民の社会的生活や行政運営に少なからず影響を及ぼしておりますことから、少しずつでも現状を改善していくことが望まれているというふうに認識しております。

この改善のための対策といたしまして、これまでに定住促進事業や空き家バンク制度、水之上定住促進住宅の導入、子育て対策など、住んでよかったと思えるまちづくりにおける各種事業を取り組んでまいっているところでございます。

今後ということで、さらなる取り組みが求め

られておりますことから、経営会議において確認されております人口減少対策プロジェクトチームの会議、仮称でございますけれども、これを設置して、今、議員が御提案いただいたようなことも含めて、どういう対策を打っていけば人口減少に歯どめがかかって、それがプラスのほうへ向かっていくのかというのを研究したいというふうに考えておりますので、そのような形で御理解をいただければと思います。

○感王寺耕造議員 改修等については市長の前向きな答弁をいただきました。

あと山村留学について1点だけですけども、触れておきます。

島根県大田市ですね、ここの部分で今、取り組みが進められております。現在、18名の部分、中学2年生、上はですね、下は小学3年生でしたかね、引き受けて毎年受け入れているわけですけれども、ここの部分がなぜ始まったかといいますと、まず、ただ学校の維持、それだけではないんですね。やっぱり教育の理念、実際に「井の中のカワズ大海を知らず」ということわざがございます。私も大学時代、東京に行くまでは、本当に右も左もわからない田舎者でした。大学に行っているんな仲間が入ってきます。そうしますと、そのときの友達、友人は現在でも心のよりどころでございます。

そういう部分で、今、生活のスタイルですね、田舎であろうが、家にはテレビがありますし、車も何台もあると、パソコンもつながると、都会と暮らしが変わらないわけですよ。そういう中で、やっぱり異文化、違うところで育った子たちがやってくると、地元の子供たちも刺激を受けていい効果をあらわすと思うんですね。

島根県大田市ではまさしくその部分の理念で、教育の理念を持ってやっておられるわけです。また、人口増の部分にも当然結びつきます。市長、ぜひともこの部分を検討していただいと、ということでお願いしておきます。

そしてまた、ちなみに1点だけ触れておきますが、鹿児島県ですね、本県が一番の山村留学受け入れ地なんですよ、教育長、もうおわかりだと思いますけれども。特に離島の部分では、個人だけ、お子さんだけというのが90人、また家族そろって行く方が10名もおられます。本土の部分でも一応鹿屋市、南大隅町、湧水町、霧島市、曾於市、さつま町、始良市、薩摩川内市などが取り組んでおります。霧島市は1名の生徒さん、あと2名ですね、生徒さんは家族と一緒にということでございます。私、前田終止市長、大変大好きなんですけれども、前田市長頑張っておられます。他市でもこういう取り組みをやっておるわけですから、十分に調査研究して取り組んでいただきたいということを1点だけ要望をして、終わりにいたします。

次に、空き家条例の分について入ります。

先ほど土木課長のほうからも答弁がありました。全国で31自治体に空き家基本条例、この部分ができています。この部分、なぜかという、国の政策、この部分が何もなされていないからなんですね。国の建築基準法には、著しく保安上危険な建物について所有者への撤去命令や代執行の規定があるものの、危険の範囲があいまいで手順も具体的に示されていない。こういった背景があるから、31条例までふえているということだと思うんですね。

先ほど土木課長、答弁ございました。議会でも再三再四質問もあるという話だったんですけども、だけれども、調査していない、これはいかなることかと思っております。市長、ぜひとも土木課長に指示して、現在の状況を把握をまずしていただくことが1点目、この部分について市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 今、感王寺議員御指摘がありましたように、まずは状況を把握するところからだと思いますので、そのことは早急に指示をしたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 私、市内各地回りますと、すごい空き家件数なんですね。状況を把握していただくということで安心したんですが。

ただ、本当にですね、台風このごろ来ていないんですけれども、大きい台風が来れば倒れそうな家という部分が何件もございます、実際ですね。この倒壊から、また放火の危険性ですね、実際空き家を子供たちが住みかになしまして、悪さしてそこから出火していると、そういう事例も、名前は申しませんが、某事業所の部分で、跡地でございました。これは2件ほどあそこでは起こっていますよね。

そうすると、もらい火の部分についても、放火についても、やっぱり被害を受けられる方がいるわけですから、ただ当然、放火は保険適用になりませんわな、この部分は。そうしますと、やっぱり行政の責任としてきちっと基本条例をつくって、どうしていくのかという部分がやっぱり大切だと思うんですよ。この条例制定についてもちょっと踏み込んだお考えはないのか、市長にお聞きしたいんですけれども。

1点だけ御紹介しておきますけれども、秋田県大仙市ですね、この部分では空き家条例つくられたわけなんですけれども、強制代執行まで行っているんですね、昨年5件、5件ですね。

まず、流れとしましては、危険な空き家の解体を指導・勧告ですね、この部分をしていくと。従った場合は解体費を半額助成、上限が50万円ですね。従わない場合は指導命令、住所、氏名を公表する。次の段階で戒告にする。その後、それでも言うことを聞かなかったら、代執行で解体後、所有者に費用全額を請求すると、こういう厳しい部分もうたっております。各関係課長と市長、協議していただいて、この部分のこういう考えはないのかお聞かせください。

あと空き家条例の部分については、もう1点、空き家をふやさない方策ですね、この部分が必要なんです。幸い、空き家バンク制度という部

分を水迫市長の部分でつくられました。ただ、残念なことに、私、ホームページを見てみますと、先ほど課長が答弁されたとおりに少ないんですね、少ないんです。この部分をふやす努力がやっぱり必要だと思います。

ただ、空き家は多いんですが、中に荷物が入っているんですよ、これが。だから、トランクルームがやっぱり必要なんですね。行政の責任としてトランクルーム、中学校の跡地があります。あの部分を活用して中学校跡地をトランクルームに一時的に活用して、中のものを出していただくと、きちっと市が保管しますよと、その上でどうですかと、空き家バンク制度でもそうですし、不動産屋のほうも仕事がふえていきます。そういった施策が必要だと思うんですよ。空き家を出さない。トランクルーム、中学校の活用。この点について市長、どのように考えられるのかお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥）空き家バンクの現状の課題ということで今、御指摘をいただきましたけれども、空き家はあるけれどもと、使われない理由に、今、御指摘あったことがあろうかと思えますので、参考にさせていただいて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、空き家条例を制定する計画はないのかということでもございましたけれども、そのことに関しては、高齢化ですとか、遠隔地への居住または経済的事情などの理由によりふえてきておまして、その不完全な管理による影響で近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑をかけたりにすることにもなります。この条例は、空き家等の一部が破損をし、隣の家や公道への飛散を防止すること、及び敷地内に茂った草木の除去など所有者などに適切な維持管理を求めることにより、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的としているということでもございます。

現在のところ、条例の制定の計画はございま

せんけれども、本市としての対応としましては、平成22年度は近隣住民からの通報は、空き地などから草木の伐採の苦情が39件ありました。そのうち4件が空き家の苦情でありました。そのような苦情があった場合は、生活環境課におきまして、対象の空き家や土地の所有者、管理者を特定して、廃棄物清掃法の観点から、現状の写真を添付をし、文書による指導を行っている状況でございます。

今後の条例制定につきましては、関係課で十分な議論のもと進めるべき重要な課題であるにとらえておりますけれども、先ほど議員がおっしゃったような現実的な課題があるということ十分に受けとめて、対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ぜひとも空き家をふやさない仕組み、また、空き家を条例をつくってきちっと処分していくと、この部分ですね、きちっと対処していただきたいと思います。

空き家バンク制度について1点だけ言っておきますけれども、この制度ができたとき、市内の不動産屋さんの部分から民業圧迫ではないかという問題がやっぱり出ておりました。その分の精査をやっぱりする必要があるのではないかと。市の果たす役割、また民間の業者さんの果たす役割ですね、またその部分も問題点がございますので、その辺も精査していただいて、空き家バンク制度の見直し、また何らかの対策が必要だと思いますので、それだけは申し添えておきます。

議長、次に、情報システムについて入ります。

企画課長から、想定できなかつたふぐあいが出てきているということですね。随時見直していくということでそれは了解いたしました。やはり何事もそうですが、特にシステムの部分は難しい部分がありますけれども、順次改善していただきたいと思います。

1点だけ、住基台帳の活用ですね、セキュリティーの部分も申されました。それがちょっと気にかかったんですけれども、まず市民課長が、住基カード台帳を使いたいという人は、職員は市民課長に相談して、それから了解をもらって企画課長のオーケーをもらって見るという形ですよね。

確かに法令遵守、個人情報保護法の部分でいたし方ないのかなという部分は思うんですけれども、ただ、職員の皆様はやっぱり能力も高いですし、当然、市民に対する守秘義務と部分は公務員である上で持っているんですね。それでパソコンを打つ上でもセキュリティーナンバーは持っていらっしゃるでしょうから、私は、余り個人情報保護法の部分、この部分にこだわり過ぎなんじゃないかなと、逆にですね。例えばシステムの問題でも、住基台帳を見てみますと、以前の部分では旧住民票が、旧住所がわかったということですね。それがわからなくなっているということ。やっぱり仕事をする上で問題が出てくると思うんですよ。この部分について余り網をかけ過ぎると、システムも複雑になりますし、また仕事もできなくなるんじゃないかと思いますが、その点についてだけ、1点お伺いします。

固定資産評価は錯誤の部分、原因が掲載ミスかまたメートル法ですか、その部分での誤記があったのではないかということですね。

ただ、今、見直しているということなんですけれども、この部分については税の公平性の問題も当然出てきますね。徴収不足の方もおられれば、過払いの方もおられるかもしれない。この部分についてやっぱり対策をきちっととっていただきたいと思っておりますので、早急に市長、人をかけて、緊急雇用の部分で2名の部分で対処できないのであれば、増員していただいて早急にやっていただくと。

やっぱり公文書、固定資産評価、公の固定資産評価額証明書、公の文書ですね、この部分で

そこがあるというのは、錯誤があるというのはおかしい話なんです、これは。これは早急に対処していただきたい。これは市長のほうから答弁をいただきます。

以上です。

○企画課長（倉岡孝昌） 議員、今、御指摘をいただいたように、その利用性の向上というところと個人情報の管理というところのバランスというのが非常に難しいところがございます。

それで、先ほどお答えいたしましたように、各課で必要とされる情報、それぞれ個別にどのような形で、いついつの期間どういう目的で利用したいということをお届けしていただきまして、それについて情報を所管します課のほうで、それではどのような情報であればどの期間出したらいいのかというようなことを回答していただいて、処理していただいているところでございますが、先ほども申しました、利便性の向上ということは本当にあるんでございますが、ただ一方で、情報漏えいということも頭に置いとかなきゃいけないこととございますので、先ほどのちょっと答えと同じようになるんですけれども、その辺の両バランスをうまくとれるような形での制度の構築というのを今後、課題として検討していかなければならないというふうには認識いたしております。

○市長（尾脇雅弥） ただいま感王寺議員から御指摘がありましたことに関しましては、早急に指示をして対応していきたいというふうと考えております。

○感王寺耕造議員 早急に対応をとっていただくということですね。人員をかけるのかですね、その答弁はもういいでしょう。

1点だけ、何でしたっけ、情報システムですね、農業委員会事務局長、農家台帳システムがございまして。この部分についても、使いやすいシステムに今現在なっているのかですね。また、先ほど固定資産評価の部分で問題にしましたけ

れども、錯誤等はないのかですね。その辺もすぐに調査していただいて、これはもう要望にとどめますので、何か問題があったらすぐ対処していただくと、また、システムについても改善していただくということを要望いたします。

議長、最後の堆肥センターについて入ります。

585立米残渣があると、私びっくりしたんですけれども、何でここまで置いておくのかですね。これは処理費用も膨大なものになりますね。一廃持っていけば2万3,000円ですか、500立米当たりですね。びっくりいたしました。

農林課長、昨年も、ちょうどタマネギの季節でしたですね、堆肥が足りない、堆肥が足りないと、もう堆肥はありませんというので農家の方に迷惑かけているわけですよ。それはそうですね、585立米もバックヤードが埋まっていたら。製品を製造する上でも問題がありますし、またこの部分ですね、585立米、何でこれほどたまるまでほっておいたのか。まず、その2点お伺いいたします。

○農林課長（池松 烈） まず、堆肥が足りないということとございますが、やはり農繁期、例えば田植えの時期とか、（「いや、その問題じゃない。何で585立米、こんなにたまるまでほっておいたのかですね」と呼ぶ者あり）

未処理、製品として使用できない堆肥ということで、これが今までの、先ほどもお話をしましたが、戻し堆肥ということで年に200立方メートルぐらいを再利用をかけているところであります。しかしながら、どうしてもその製造過程で野菜くずとか植物残渣、それから塊になってしまうのが非常に多いということが1つあります。その時点で、例えば工程の中で一番最初の破碎、それらの活用を図ればいいのではないかというふうに思われると思いますが、破碎をかけるときにですね、何と申しますか、どうしても破碎にかからない、食物の性質というのか、どうしても固まってしまうというようなのがあ

るようでございまして、その塊が実際、製品の過程におきまして、製品として成り立たない部分というので出てきているようであります。

今、前課長からも受け継いだところではありますが、その再利用というのをもう少し勝手を変えて、要は、製品として使用できない堆肥をもう一度再利用するというのを念頭に置いての使用というのを今後、研究をしてみればというふうなふうで、今ちょっとお知恵をいただいているところでもあります。

あとそのこの585立方メートルをどのようにしていくのかということでございますけれども、今言いましたように、1立方メートル当たり産業廃棄物不処処理とした場合、2万3,500円と非常に、これが何百立方メートルとなりますと非常に大きな金額になってきます。それで、それらを考えますと、今後は生活環境課のほうで今お手伝いいただいております処理組合のほうへ、できれば週1回でも計画的に少しずつ処分をしていただきながら、また再利用とかけ合わせた形で利用ができたというふうに考えているところでもあります。

○感王寺耕造議員 製造過程の問題だということですね。

プラントのこの堆肥センターについてはもう私も何回も質問していますけれども、プラント建設の部分から問題があった建物だということは十分に理解しております。できるだけですね、ただ、やっぱりできるところはきちっと改善していただいて、製造過程での残渣、この部分を出さないと、すべて有効活用していくような方策ですね、この部分を農林課長、入ってこられて初めてですが、課長になられて初めてですか、早急に市長、指示していただいて、これはお金がかかる問題ですね、本当に一廃に持っていったら大変なことです、また2年後、処理費用はね上がっていきますですね。これに対応していただきたいと思います。

廃液ですね、この部分の活用については今現在、希硫酸を使っていないということで、まあ別に人員かけてきちとした形で最初から取り組む必要はないと思うんですよね。例えば畜産農家の牧草ですね、こういう部分でも試しに畜産農家に分けて、個人で活用すれば問題がないわけですよね、肥料法の部分でですね。まず実験してみましようよ、お互いに。私も市畜産振興会長をやっておりますから。肥料代もすごく高くなっているんですね。もう10年前はどっか硫安が三百七、八十円でした。余裕があった時代でした、私も。もう肥料が高くて、今、硫安が千幾らするんですよ、3倍ですよ、市長。もう我が家の経営も逼迫しているんですよ、大変なんです。

だから、廃液の活用ですね、この分もぜひとも前向きに検討していただきたい。使えないことないと思うんですよ、ですね。ただ、今は廃液を、分析はせないかんですよ。分析も共済でもできますし、農政普及センターでもできます。無料でできます。ただです。ただのものは活用して、お知恵をかりて、各機関のですね、廃液の中身が何なのか分析をまずしていただいて、無料の機関でありますから、していただいて、また、その場合、何倍ぐらい薄めればいいのか使用方法もちょっとあれしていただいて、実験してみましよう。

市長、きょうはいろんな問題について質問をいたしました。生徒数の部分も人口増の部分につながる話です。市長、一生懸命やっておられると思うんですね。ただ、3万人の公約があります。いろんなお知恵を出していただいて、私もいろいろまた物申していきますので、お互い手を携えて垂水市が発展するように祈りまして、今議会での私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時22分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、一般質問に入ります。

今、国民の大きな問題は、消費税増税と原発再稼働への動きが国民の反対の声を無視し、成立、稼働へ向けて加速していることです。どの世論調査でも、消費税増税反対が57%以上、原発稼働については70%以上が急ぐ必要なしと回答しています。このことは、国民が問題に気づき始め、暮らしと命、そして安全を守るために政治の暴走は許さないという意思のあらわれだと考えます。

そんな中、今回の質問の目的は、新年度に入り、新たな負担増等で市民生活の困窮化が進み、どのような対策をとったら安心した生活を送ることができるのか、行政のやるべきことをただし、また政策提案も行い、方向を見つけていきたいというふうに思います。

最初は、原発再稼働の問題について市長の見解を伺います。

市民の安全や命、そして暮らしを守ることは行政の責務であり、とりわけ市長の責任や対応は重要なものがあると考えます。

今、原発問題では、関西電力大飯原発の再稼働問題が大きな政治課題になっています。この問題はここだけの問題ではなく、垂水市も、また国民全体にかかわっていく問題と考えます。だからこそ、共同通信の世論調査では6割近くが再稼働に反対しています。さらに、地元新聞の社説でも、原発の安全性を多く残したまま再稼働に踏み切るのは、国民の安心を後回しにし

た政治判断と言うほかないと指摘をし、そして現状で再稼働を安易に認めるならば、なし崩し的に原発依存社会に後戻りしないか心配であると断言しています。私も同じ考えであります。

東京電力福島原発事故の原因究明が尽くされたわけではありません。さらに、安全対策や万が一の避難計画、まともな原子力規制機関もつくられていないという中で、取り組みが前進したわけではありません。これらの前提条件も整わないのに決断するのは、ただの暴走です。

また、限定的でも再稼働をさせなければ電力供給に不安が出ると言いますが、本来、原発の安全性と電力問題はてんびんにかける性格のものでありません。電力の安定供給を主張するのであれば、一日も早く原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換や省エネルギーに力を尽くすことが重要だと考えます。それは、住民の命と安全は何物にもかえられないからです。市長の見解を求めます。

2点目に、生活支援対策について、3つの点からただします。

市民は、高齢者も子育て世代も、負担増や可処分所得が減少していることで生活が困窮しています。特に年金の少ない高齢者世帯の暮らしはどこでも大変です。友達もみんな切り詰めて生活している。旅行もしたい、演劇も見たいが我慢するしかない。葬式のときつき合いの金が出せないというのがつらいという人も多いという話もお聞きをいたします。このような今日、政府の施策によって弱者はさらに格差と貧困が深刻化しています。

そこで、市の制度の見直し等で生活支援ができないのかただします。

市民には、命と生活を守るために納税者の権利として納税緩和措置や減免制度があります。減免制度のもとになる地方税法では、貧困により生活のため公私の扶助を受ける、その他特別な事情がある者に限り、条例に定めるところに

より市税を減免することができる」と記されています。

そこで、最初に、公私の扶助について国の考え方を伺います。

また、本市でも、公私の扶助について条例でどのような範囲を設けて運用されているのか伺います。もし運用されていなければ、市民生活を守るためにも、国の示している内容を基本としながら範囲を定め、運用するべきです。市民生活を守るために、国の示している内容を基本にししながら範囲を定めていく考えについて、見解を伺います。

次に、固定資産税の減免の基準に関する規則について伺います。

規則第3条に固定資産税の減免について記されていますが、恒常的な低所得者の減免規定はありません。生活保護か公私の扶助を受けていないと減免されない規定です。これは全体的な税の減免規定と比較しても、平等性、公平性に欠けるものではないでしょうか。この点については、新たに項目を設けるか、条例第71条の第1項の第4で対応すべきではないか、見解を伺います。

次に、市税の延滞金の減免問題について伺います。

地方税法362条の第3項に、やむを得ない理由があると認める場合においては同項目の延滞金を減免することができる」と記されています。本市も、これらを根拠に取り扱い規定が定められていると考えます。

そこで伺いますが、規定等はあるのか、ない場合は、手続への対応はどうするのか。減免規定は市民生活を支える点からも必要だと考えますが、どのように取り組むか伺います。

そして、これらのさまざまな減免制度等の関係で周知徹底を図っていく必要がさらに大切になってきていると思いますが、見解をお聞かせください。

生活支援の第4番目は、学童保育の保育料の減免問題について伺います。

問題は、他の制度との整合性を保つ必要があるということと、子育て世帯の生活実態は、子ども手当の削減、年少者扶養控除廃止等による増税、年金、健康保険料等の社会保険の引き上げで可処分所得は大幅に減少しています。さらに、今後、復興税など新たな負担は、とりわけ低賃金と不安定雇用のもとで子育ての負担に苦しむ若い世代の暮らしを深刻なものにし、生活を破壊するものになりかねません。何らかの生活支援対策が必要と考えます。

そこで、早急に取り組めるものとして、学童保育料についても、他の制度の減免のように減免規定を設ける必要があると考えますが、見解を伺います。

そこで、全国ではどのような実施状況か。また、保護者の生活実態について伺います。

本市ではなぜ学童保育料に減免規定がないのか、伺います。

私は、他の制度との整合性や負担の公平性から見ても、減免制度が必要と考えます。また、経済的理由で入所できない児童が生まれることは、学童保育の目的から見てもあってはならないからであります。見解を伺います。

大きな3番目は、保育所の入所問題について伺います。

保育対象者は、児童福祉法施行例で具体的に明記をされています。しかし、これはあくまで国の示している目安であり、自治体が独自性を生かして市民に役立つ保育所を運営していくことが、保育の目的からも求められています。また、働きたいという就労保障と子供の健全育成のためにも、保育に欠ける定義は、厚労省が主張しているように、社会の実際的なニーズに合わせて対応していくことが求められています。例えば、内職したり在宅ワークをする場合も、今日認められるようになってまいりました。

そこで、行政の責務は、保護者の就労状況や就労形態などによって保育の場を区別するのではなく、保護者が保育の目的の場として利用することができるようにすることだと考えます。

そこで、「昼間は労働することを常態としていること」と示されていますが、この規定から、飲食関係者の希望者はどのような取り扱いになっているのか、見解を伺います。私は、就労証明が明らかにされれば保育対象と考えるべきと考えます。

2点目は、同居の親族、祖父母の関係です。他自治体では、高齢による問題等も含めて柔軟に対応し、それを保育に欠ける状態とみなし、対象にしているケースが多々あります。本市での対応を伺います。

最後に、生活保護行政問題についてたゞします。

生活保護問題で、芸能タレントのケースに乗じて、政府は制度の改悪を加速させようとしています。改めてこの問題を検証し、必要であれば対策を講じ、何よりも生活保護が憲法に保障された国民の権利であることから、必要な人が受けられないことがあってはならないようにする必要があると考えます。

そこで、今回のケースは不正受給で法律違反なのか、最初に伺います。この問題は、基本的には道義的な問題で、制度の欠陥ではないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、扶養義務の問題について伺います。

これまで北九州市や札幌などで、扶養義務を口実に生活保護が休止され、餓死事件が相次ぎました。民法の扶養義務から読み取れる扶養の程度は、夫婦間や未成年で働けない子に対する扶養義務は強いとされ、兄弟、姉妹や成人同士の扶養義務は、余裕があれば援助するなど生活レベルが下らない程度と解されています。これらのことから、扶養義務者からの扶養でなくとも保護は受けることはできると理解していま

す。

そこで、扶養義務は生活保護の開始や継続の要件になるのか伺います。

最後に、以上のことを踏まえて次のことを提案し、改善を求めます。

1つは、生活保護法第7条の申請の原則での申請権や請求権が保障されています。そこで、相談者に対して、だれでも無条件に申請できることとすること。さらに、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、手続の援助等を積極的に行うこと。最後に、生活保護のしおりと申請用紙を窓口を設置し、利用しやすいように提案し、見解を求めます。

1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の原発再稼働についての御質問にお答えをいたします。

福島第一原子力発電所の事故以来、さまざまな意見が存在している中で、原発の再稼働を不安視する声は多く、再稼働問題については依然として不透明な状況です。原発の再稼働については、何よりも住民の安心・安全が確保されるべきものと認識をしております。

一方で、夏に向けて電力需給はピークを迎えます。この夏も昨年同様、節電や省エネの取り組みが国や電力会社から要請されております。御家庭や事業所で実施できる節電の取り組みをお願いし、あわせて、当市で計画が進んでいるメガソーラー施設を初めとした再生可能エネルギーの大きな可能性に期待し、みずからも節電について考え、取り組みながら、原子力発電を含め、今後も安心・安全を前提としたエネルギー政策の議論や取り組みの推移を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○税務課長（葛迫隆博） 生活支援対策に関する御質問の中の減免制度の改善と充実に関することについてお答え申し上げます。

まず、公私扶助の考え方と運用についてでご

ございますが、市税条例等の条文におきまして、公私扶助という文言がございます。まず、本市の運用についてですが、減免対象となり得る公私扶助についての定義を明確にしておりませんので、議員御指摘のとおり、今後、明文化に向けてまいります。

次に、国の考え方でございますが、1980年3月21日の衆議院地方行政委員会において、住民税の減免を受けられる公私の扶助に関して、当時の自治省税務局長が答弁されております。生活保護法による各種扶助や就学援助、保育所入所世帯、老人医療や児童手当、福祉年金などの受給世帯が公の扶助に当たり、親戚などからの援助が私的扶助に該当し、税の減免対象になるという答弁をされております。このことを踏まえまして私どもで検討を重ねまして、整備に向けてまいります。

次に、固定資産税の減免基準に、生活保護基準以下の恒常的な低所得者の減免も対象にすべきでないかという御質問でございますが、減免につきましては、垂水市税条例第71条と垂水市税減免の基準に関する規則に基づき、申請方式によりまして減免を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、平成16年6月に制定いたしました垂水市税減免の基準に関する規則において、平成21年6月の改正により、市民税の減免規定に、世帯の月平均収入額が生活保護基準の1.15倍未満の方を対象とすることを追加しております。また、あわせて、国保税の減免基準も同様に改正しております。

市民税、国保税につきましては所得に対して課税をいたしますが、固定資産税は資産に対して課税を行います。課税対象が所得と資産という大きな違いがございます。以上申しましたように、固定資産税の課税対象が資産であり、所得ではないという観点から、生活保護基準以下の方々を対象とした減免について規定すること

は困難であると考えます。

次に、延滞金の減免に関してですが、市税条例に規定しているところでございますけれども、申請様式、そして減免割合等に関する規則は定めておりません。このことは、本年第1回定例会の総務文教委員会で御指摘がなされたもので、現在検討している最中でございます。

なお、延滞金の減免に対する申請、問い合わせにつきましてはこれまでほとんどございませんが、申請を要する場合におきましては、本税の減免申請をもとに様式を作成するなどして対応してまいりたいと考えております。

それから、減免の基準に関してですが、県内19市を調査の結果、規則で定めている自治体もあれば定めていない自治体もございました。さらに調査を進めまして、規則もしくは要綱で制定に努めてまいりたいと考えております。

最後に、周知徹底ですが、これまで同様、納税のしおり、振興会への回覧、そして市ホームページにて行ってまいります。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文） 続きまして、学童保育料の減免についての御質問にお答えいたします。

全国的に見ますと、減免を実施している自治体も見受けられますが、県内ではまだ実施している自治体は少ないようでございます。これは、他県に比べ利用料を低く抑えているためと思われます。

本市は、運営を運営委員会に委託しておりますが、運営委員会に委託している学童保育所の1人当たりの月額平均利用料は、全国平均で約9,800円となっております。本市では平成15年の開設来、1日当たりおやつ代込みの200円、月額5,000円といたしまして、保護者が利用しやすいように料金設定をしておりますので、利用料の減免につきましては今まで検討したことはございません。

生活実態につきましては、その時々の経済情勢により、可処分所得の増減、物価の上昇・下落で一概に比較するのは困難ですが、児童手当の給付という観点から見ますと、以前の児童手当に比べ、制度の拡充等もございますので、その分、各家庭とも対応できているのではと思います。

他の制度の整合性や、経済的理由等で入所できない児童が生まれないためにも保育料の減免をとの御指摘ですが、保育園の保育料にしても何にしても減免措置の制度がありますことは承知しております。ただ、1日200円という額は利用料としての必要経費と認識しておりますので、それが減免対象となるのかにつきましては甚だ困難であると言わざるを得ないと思っております。

続きまして、保育所入所問題についての御質問にお答えいたします。

夜間労働を行っている飲食店従事者等の場合ですが、本市では、お示しの児童福祉法施行令第27条の規定によりまして、原則、昼間就労していなければ入所は認めておりません。夜間、飲食店で就労しているため、昼間睡眠をとるので子供の世話ができないということ等が理由だと思われませんが、夜間就労といっても睡眠時間の確保はある程度可能と思われまして、この状態が施行令第27条の各号いずれかに該当するとは解釈できないためでございます。このような場合は、保育園ではなく幼稚園の利用を御案内しております。

乳幼児期は子育てにとって大変大事な時期ですから、私どもといたしましては、子供と接する時間をできるだけ多く持っていただきたいと思っております。

また、他市の状況でございますが、鹿屋市では、夜間就労でも昼間就労と同じ就労時間、就労日数の要件を満たしていれば入所可能としておりますが、霧島市は、本市同様の取り扱いと

なっております。

次に、同居の親族その他が保育することができないとはについてでございますが、これも、施行令第27条の規定にありますとおり、同居の親族その他が昼間労働に従事しているか、疾病または常時介護をし、当該児童を保育できない場合等でございますので、このような状態であれば保育園への入所は可能としております。

続きまして、生活保護行政についての御質問にお答えいたします。

今回の事件というのは、お笑いコンビの方の扶養義務のことと思います。生活保護を受給している被保護者は母親であり、母親自身は法律違反には当たりません。では、なぜこれまでに大きく取り上げられたのかは、扶養義務者である息子が多額の年収を得ていたためだということでございます。

生活保護制度では、民法に定める扶養義務は、履行を期待できる扶養義務者のあるときはその扶養を保護に優先させることとなっております。また、民法第877条では、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」となっておりますが、年収等で援助額が決まっているわけではなく、扶養義務者の判断により決まるということであり、強制できるものではございません。

次に、扶養義務は、申請時に照会をすることと、回答いただいた扶養届書の内容により、扶養に期待のできる扶養義務者に継続して扶養照会をすることとしております。

次に、相談者に対して、だれでも無条件に申請できることを通知するということですが、生活保護法第2条には、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」となっており、生活に困窮されている方は、電話での問い合わせや福祉事務所に相談に来られております。また、本市の民生委員は協力的であ

り、地域の情報提供をいただくこともあります。

申請意思が確認できれば申請書を交付し、市が手続の援助を積極的に行うこととのことですが、相談内容により法律の定める要件を満たす限り、最低生活が維持できない真に生活に困窮する方には、直ちに申請書を交付し、申請書の書き方についても説明を行っております。

生活保護のしおりと申請用紙を窓口を設置するということでありますが、生活保護制度の説明義務があり、保護のしおりをもとに詳しく説明することにしております。個人情報を守るために生活保護相談室も設けております。

他方、他施策の観点から、保護を受ける前に障害年金が該当するようなケースとか、各種手当等が手続することにより保護を申請しなくてもよい場合も多々あります。相談内容により、その世帯に合ったさまざまな助言ができますので、相談に来ていただきたいと思っております。

○持留良一議員 それでは、一問一答で不十分だったところについて再質問を行っていききたいというふうに思います。

最初は、原発再稼働の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほど市長は、安全性が確保されるということと、一方で電力不足の問題があるということの中での回答があったかというふうに思います。

しかし、私たちはこの原発で、一番福島原発で最も感じた点が2点あったと思うんですね。1つは、原発そのものが現代の技術ではコントロールできない危険なエネルギー源であったということと、もう1つは、原発が命と暮らしを脅かし、地域の産業を破壊し、ふるさとを奪う大変厄介者であったということと、これを国民の前にさらしたし、また、地域が直面している問題をいかに克服していくかということがあったと思うんです。その中でやっぱり原発問題というのがどうなっていくのかということがあり、多くの国民の皆さんがやっぱり再稼働は

問題ではないかということを広く私たちは認識を今しているんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと議長にお願いしたいんですけども、資料を市長にお渡しをしたいと思います。許可をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮迫泰倫） はい。

○持留良一議員 それでは、許可をいただきましたので、2つの資料を市長にはお渡しをしています。1つはこのカラー刷りのやつですね、1つはこのモノクロのやつです。

これは以前、私たちがいろいろと関係する人たちの中で資料ができてきて、これは宮崎の自然と未来を守る会ですけども、これは当然地理的な条件とか風向きによってもあるんですけども、福島原発の状況を当てはめた場合どうなるかと、川内原発がもしなった場合どうなるかということをお知らせした放射能の動きの中身です。

私たちもそうなるんだろうかなと非常に危惧をしていたんですけども、そういう中で先般、南日本新聞の5月何日でしたかね、50キロ圏内の避難の可能性ということで、この川内原発がもし爆発したらどうなるかということでこれもやっぱりシミュレーションした中身で、この状況を見ていただくとやっぱり特に南薩、一部大隅のほうも関係してくるような中身だというふうに思います。

これを見ながら、こうして最後に、九州大学チームが試算したこの中で最後に言われているのが、試算は、避難が必要になる距離や方向の目安となるということと、国や自治体はこうした被害予測を避難に役立つ体制を整え、防災計画にも活用すべきだということを行っているわけなんですよね。これはあくまでも要するにこれが今後、再稼働していく中で、それぞれの地域の住民がそれらに対応しなきゃならないと

いう問題を提起しているわけなんですけれども。

いわゆる今、現状の中で、先ほど言いましたとおり、原発の問題というのは今、私たちの最大の課題であり、なるべくもう再稼働を許さずに再生可能なエネルギーを追求していくことが大事だし、こんなことをしなくてもいいわけなんですよね、私たち自身は、再稼働がなければ。原発が廃炉になって、自然エネルギーにかえていくというそういうプログラムができていけば、わざわざこんなことまでしなくて、避難計画までしなくてもいいわけなんですよね。そういう中で、やはり私たちは強いメッセージをやはり関係する自治体、特に全国設置されている自治体ではそういうメッセージを送る必要があると私は思うんです。

そういう中でやっぱり市長自身も、基本としてはそういう安全性が確保されるということでしたけれども、しかし、今度の野田首相の記者会見というのは非常にその安全性どころか、逆に国民の命と安全を危険にさらす最悪の私たちは判断だったというふうに思います。それを裏づけるかのように副首相は記者会見でどんなことを言っているかという、安全への心配はあるが、電力不足による国民生活や経済活動に影響が及ぶことが心配だと。要するに経済的な面を優先しているわけなんですよね、安全性よりも。やはりそういう意味から考えても、また私たちが福島原発の教訓から得た中身から見ても、やはりここはきっちりと再稼働は絶対許しちゃならないと私は主張するのが市長としての、住民の命、安全、暮らしを守る最大の責務だと思いますが、そのことについて再度見解を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 今、持留議員が言われましたけれども、私もでき得るならば、再生可能エネルギー等の代替エネルギー等を中心としたエネルギーの転換というのが大事ではないかなと思いますけれども、ただ、現状すぐすぐにと

いうわけにはいかない現実もあると思いますので、安全性を十分に注視をしながら、先ほども申しましたけれども、そういったことで対応していかなければいけないという認識であります。

以上です。

○持留良一議員 これ言っても平行線になるかというふうに思いますけれども、要するに今度の記者会見の中身というのは、例えば電力不足の問題でも具体的な根拠は示されていないんですよ。どのくらい不足するんだということなんか示されていない中でやっぱり再稼働の表明ということは、やっぱり先ほど市長が言われた安全性という問題に関しても非常に欠如していると、本当にこれで国民に責任を負う一国の首相なのかなということをやぶらざるを得ないわけなんですよね。

そういう観点からも、やはり先ほど言いましたような観点に立って、しっかりとこの点は見えていかなきゃならないし、私たちもこういう資料も出されてきています。こういうこともしっかりと見ていきながら、本当に垂水市の住民の安全を守るためには、本当にそういう形で電力がどうのこうのということと再稼働というのは、やっぱり先ほど言いましたとおり、てんびんにかける問題ではないわけなんです。そのところをぜひ再度理解していただいて、この問題については積極的な発言も含めて、表明もしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、生活支援対策の問題に移ります。

先ほど公私の扶助の問題については、今後、調査研究もしながら設定をしていきたいという回答をいただきました。非常に前向きな回答だというふうに理解しています。ただ、やはり中身が問題になってくると思うんですよね、今日の状況等から見て、やはり公私の扶助というのになったときに、いろんな制度もあります。その中で取捨選択もしながらやらなきゃならない

んでしょうけれども、やはり実態に合った形で内容を検討していくことが非常に大事だという、これは実務的なことになるので、市長よりも担当課長のほうが十分そのあたりは理解されているというふうに思いますので、ぜひそのあたりを調査研究していただいて、垂水市に合った形での公私の扶助の範囲をぜひ決定をしていただきたい。

これについては、ただ単に課だけではなくて、やっぱり総合的な観点からこの問題というのはきちっと対策をとっていく必要があるというふうに思います。これはやっぱり国民の権利という形でありますし、先ほど言いましたとおり、生活を守るという観点で重要な点でありますので、ぜひこれはそういう形で取り組みをぜひしていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○**税務課長（葛迫隆博）** ただいま議員申されましたように、私ども税務課だけの判断というのは問題があると思いますので、関係する課の方たちと協議いたしまして、だれもがその部署に担当になっても明確に対処できるような内容の整備に向けて、努力いたしてまいります。

○**持留良一議員** 次に、固定資産税の問題について移っていききたいと思います。

先ほど資産と所得との違いということをおっしゃられたというふうに思います。私はそこだけの問題ではなくて、要は、この条例の規則の中に、減免の規則に関する規則の中の固定資産税第3条、71条の条例に基づいて規定されている中で、アは、生活保護の規定による扶助を受けている者全部、それからイは、アに準ずると認める者で公的扶助を受けている者というふうになっています。

ところが、この公的扶助、生活保護ということ、今、例えば国民年金受給者は40年間480カ月かけて定額79万2,100円、月額6万6,000円、これは大体低い形ですよ、生活保護よりも低い

形だというふうにと思いますが、問題は、所得に関係なく納税をしなきゃならないという問題なんですよ、これは。所得に関係なく納めなきゃならないという問題。だから、この2つの関係から見たときに、ここのところが欠けている。いわゆる私が先ほど言った恒常的な低所得者の部分が抜けているんじゃないかと。

市の報告からは、県下でも3市が実施をしているということもお聞きをしていますが、私はやっぱり条例や規則への法の趣旨が反映されていないんじゃないかなと、やはりそこところは抜けている。そうなってくると、やっぱり同じような状況なのに、公的扶助を受けている人だけが受けられて、隣の人は受けていないから減免も受けられないというこういう性格になってくるわけなんですよ。そうやってきたときに、いやが応でも平等性、公平性に欠けるということはもう指摘できるし、だからこそ3自治体はいろんな角度から研究して、その対応をされたのではないかなというふうに思います。

市長、今いろいろ課長の報告もお聞きしながら、また私の問題点も指摘もさせていただいたんですが、ここはやはり市長の政治的な判断だと思うんですよ。要するに、そういう平等性に欠けると、公平性に欠けると、救済する措置は全くないと。おまけに所得に関係なく納税しなきゃならないと。ますます生活困窮に陥るし、なおかつ購買力がそれで減っていく。こういうある意味で悪循環になっているわけなので、どっかでやっぱり断ち切りながら、そういう形で生活支援をしながら、基本としたらやっぱりみんなの購買力を高めて、市税を高めていくような形にしていくほうが、もっと経済の循環、地域内経済の活性化を図っていく意味でもこの角度から重要だというふうにと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○**市長（尾脇雅弥）** 今、持留議員のほうから、経済の視点等を入れて御指摘もありましたけれ

ども、理解する部分もございますけれども、税の公平性を基本といたしまししていることから、税務課長が先ほど説明いたしましたように、その取り扱いにつきましては多くの課題があるというふうに認識をしております。

基本的な考え方としては、一番の問題点として、先ほどありましたけれども、課税対象が所得と資産という大きな違いがございます。何と申しましても、固定資産税の減免基準を市民税や国保税と同様な基準にするという件に関して、理解を得られる説明責任を果たすということが重要になると思いますので、この事案に関しましては慎重に対処する必要があるというふうに考えております。

○持留良一議員 資産と所得というのは、いわゆる市民税と固定資産税の関係ですよ。私はこの固定資産の中身で話をしているんです。全然それはもう意味が違うんですよ。市民税と固定資産税とやったら、それは所得と資産ということになります。固定資産税の中身の中で差別があるんじゃないかと、不公正があるんじゃないかということ指摘をしているわけです。そのところが抜けているんじゃないかと。だから、県下の3市でもそのことはちゃんとカバーしているよということも報告をされているわけなんですよ。だから逆に言うと、そのことは公平性という観点から見たら大事な視点じゃないかということもできるんじゃないですか。そのことを先ほど議論したんです。

だから、この点についてぜひもう一度検討を課内でもしていただきたいし、やはり問題点は、所得と資産との違いではないんだと、この条例の規則の中の不平等性がここにあるんだということを見ていかないと、問題の性格は全然違ってくると思うんですよ。だから、そのところでしっかりと理解をしていただきたいというふうに思います。

ぜひ市長、この規則とか条例を見られました

か。そして、見て、なおかつ説明を受けてそういう判断をされたのですか。そして、今指摘したような中身がある以上、やはり検討しなきゃならないと思いますが、そのことについて見解を求めます。

○市長（尾脇雅弥） そのことはちゃんと見まして、説明も受けております。

税に関しましては、何が何でも課税し徴収をするということではございませんし、当然のこと、諸般の事業によりまして担税力のない方々につきましても、相談に応じ、分納とするかあるいは減免とするかをそれぞれの条例や規約に照らし合わせて対処できるものと考えておりますので、御質問の件に関しましては、再度申し上げますが、慎重に対処する必要があるということで御理解をいただきたいと思います。

○持留良一議員 次は学童保育に移っていきませんが、市税の減免に関する規則も追加することについては、ぜひ調査して、制定を早急にしていただきたいということをお願いしておきます。学童保育の問題です。

1点は、これは低いと言われますけれども、全国の所得から比較してもそれは余り比較にならない視点だと思うんですよ。要は、これだけ利用料を設定したというのは、それだけのやっぱりいろいろな根拠もありながら、所得との関係もありながら設定もされてきているので、単純に比較してどうのこうのという問題ではないと思います。

全国でも減免があるのは、全国の実施している自治体で50.7%、減免があるのは50.7%、ないのが48というふうな状況があります。だからそういうことを考えても、利用料が云々ということは余り具体的な、できないという根拠には当てはまらないんじゃないかなというふうに思います。

問題は、若者の生活実態が大変厳しい状況になっているということです。総務省の統計で過

去10年間の変化でも、可処分所得が29歳以下で約25万円、30歳から39歳で22万円減額しているということですね。そしてことしから子ども手当も削減されたり、年少者扶養控除で手取りが減になったということですね。

こういう中で、やはり学童保育に通わせているお母さんたちからもやっぱり負担感が大きいということを言われています。それはなぜかというと、収入に関係なく負担をしなきゃならないという点ですね。ここがやはり大きな私はこの問題でのネックだというふうに思うんです。特に低所得者ほど負担が重たいという中身です。先ほど言いましたとおり、今後ますます負担がふえてくるという中身であります。

市長は、きょうの午前中の議論でも子育て支援の問題について積極的な提案も行ってこられましたし、また実践もされてきているという中で、やはりここも大事なポイントだと思うんですね。就労保障の問題、働く人たちの問題、必要な子供たちの午後の安全の問題、こう考えたとき、やっぱり働く人たちをもっともっとふやして市税につなげていくような結果が生まれてこなきゃならないわけなんですよね。

こういう形で就労、保育園、学童保育に入れないということになって就労保障の場が奪われるということがあってはならないし、やっぱりその大きな問題としてこの保育料があるというふうに思うんですが、改めてこの議論を聞いて、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 子育て支援でありますとか福祉政策に関しましては、持留議員とはかなり共通する部分もあるかというふうに思っておりますけれども、この学童保育料につきましては、物価の上昇のある中で、平成15年の設立当初のまま据え置いているという現状があります。

先ほど担当課長申し上げましたとおり、おやつ代を含んで1日200円という額は、利用料とし

て、必要経費として私も認識をしているところです。しかも、近隣市町と比較してもほぼ同額であり、現状では妥当な水準というふうには考えておりますので。

ただ、今おっしゃったようなことのほかの部分との検討とか、今後何か前向きにできる部分はないのかということは検討させていただきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 非常に大事な視点がここにあると思います。例えばニッセイの基礎研究所というところがあるんですけども、勤労者世帯の負担増が続くことは経済活力の低下を招き、経済全体の低迷にもつながりかねない。これは当然ですね、いわゆる購買力が減退していくわけですから。やはりそれをどこでどうやっていくのかということは、やっぱり市としてもこの問題で提起をされていると、いろんな点で提起をされていると思うんですよ。

やはり全体的な国の経済問題というのは、国自身が示していく中身もありますけれども、地域でできることは何なのかと、今やっぱり地域で支え合っていく大事な点は何なのかと、やっぱりそれは基本は生活支援だと思うんですよ。そのことによって市民が購買力を高めて、地域の経済、できたら経済で地域内で循環することが一番基本だというふうには思うんですけれども、そういうことによって市税にも大きく貢献してくるということはもうこれは明らかな実態だというふうに思いますので、ぜひ経済的な理由で入所できない子供が生まれないようにする問題や、他の制度との整合性、公平性をぜひ保つためにも、そこはぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、保育所の入所問題について移りたいというふうに思います。

先ほど課長のほうから、問題について回答がありました。この夜間就労というのは、飲食関係というのは夜間と規定されましたけれども、

昼間から準備とか、かかるところもあるわけなんですよね。以前、私のところに相談に来られた方は、もう3時ごろから出立するのに、そういうことができないということでなかなか認めてもらえないと。私も肝属管内すべて調査をしましたけれども、そこはきちっと状況に応じて就労証明が出されれば、保育に欠けるということで認めていますよということを話されました。私はそれが当然だろうと思うんですね。

先ほどの就労保障の問題というのは地域の経済的な問題でも重要な観点だということで、やはりそのところはどうか対応していくのかという関係で、やはりそういう就労状況や就労形態などによって保育の場を区別するのではなくて、やっぱり保護者が保育の目的の場として利用することができるようにするというこの行政の責任として、そのことをどのように実際の窓口で対応していくのかということが重要な観点だと思うんですね。

そういう意味では、やはり時代に合った形での当然ニーズに対応していくという問題と、やっぱりその実態に合った形でどういう状況なのかということで、基本的にはやはりそういう状況であったならば保育に欠ける状態だということ、この施行令の条件を満たすという、ある意味での前向きな対応でそういう場を保障していくと。ということは、いわゆる保育園と幼稚園とは、確かに教育的なと厚生労働と差はありますけれども、やはり安心して預けるという意味では保育園のほうがいいわけなんですよね、時間の問題、延長時間の問題含めてあるわけですので。

そういう観点からも、やはり私はこういうところはそういう柔軟な対応も含めて就労証明、ほとんどのところが就労証明があればいいですよと、だから基本的には実態を見て対応していくと。当然それはもう8時から9時からという夜の商売だったらあれですけども、そういう形で昼間から仕込みも含めてやるわけですので、

そういう形での対応をしていくということがほとんどの自治体でやられていますので、この点について、やはりそういうふうな形で対応していくということがやはり望ましいのではないかと、いうふうに思いますが、改めて見解をお願いしたいと思います。市長をお願いします。

○市長（尾脇雅弥）基本的には先ほど課長が答弁をしたとおりでございますけれども、現実的にいろんなお困りの方がいらっしゃるということであれば、個別の状況等も相談をさせていただいた上で、総合的に判断をさせていただくということで考えたいというふうに思っております。

○持留良一議員 ありがとうございます。

ぜひそういう形で、門前払いということではなくて、やっぱりその実態を十分お聞きして、そしてそれに必要な対策をとられて、それがきちっと証明できれば、保育に欠けるという状態だということでぜひ保育園の入所への対象者とさせていただきたいというふうに思います。

2点目の保育の問題で、同居の親族の問題があります。ちょっと確認をしておきますけれども、いわゆる別居であったらこれは保育に欠ける対象ということで受けとめていいですかね。

○保健福祉課長（白木修文）一応同居の親族ということにしておりますけれども、その点はですね。（「別居の親族の問題です」と呼ぶ者あり）

済みません。この点については済みません、ちょっと即答しかねますので、後で調べてお答えいたします。

○持留良一議員 ちょっと時間をとめて調整してください。

議長、時間をとめて調整してください。

○議長（宮迫泰倫）今、これは同居の親族の場合はと言いやつで、それが別居の場合はどうかということなんです。そこの質問なの。聞いておらんかったね。

できる、ちょっと待って、それなら協議して、
ちょっと時間を一応ストップ。

続けてください。はい、どうぞ。

○保健福祉課長（白木修文） 済みませんでした。別居であっても、同校区内の方であれば同居とみなすということになっております。

○持留良一議員 そこはどのことを根拠にして、どこに書かれているんですか。

○保健福祉課長（白木修文） 一応その他ということと解釈しております。

○持留良一議員 改めてまたこの問題はただしたいですけれども、とにかくはっきりしていないということと、施行令についてもこれを上回るような中身であるということとを改めて指摘をし、それは問題だということとを指摘をしておきたいというふうに思います。

次に……

○議長（宮迫泰倫） ちょっと待って。今ののを回答できます。（発言する者あり）

後で。今回はこれで続けますので。

○持留良一議員 時間もあと数分しかありませんので、最後の問題に移っていきたいと思います。

生活保護行政について移っていきたいと思います。

今回のこの芸能タレントの問題は、先ほど言われたとおり、法律違反ではないと、道義的な問題であるということがこれはもう明らかに、国会でもされている問題であります。そして、扶養の義務の問題でも、扶養義務者から扶養がなくても保護を受けることはできるという回答が先般の国会でもされています。

要は、この扶養義務という問題の中で、その程度とか中身とかについても話し合いで決めるということと、また、著しくない場合は行政も家裁に申し立ててその問題について議論をするということとこの問題点はあると思いますので、だから新聞でもですね、問題は、このことによ

って、申請する人、いわゆる必要な人たちが萎縮してしまうと、扶養義務の強調などによって申請をできなくなってしまうのではないかという大変不安があるんです。だから、私は改めてこの扶養義務の問題を取り上げて、申請の条件でもないし、継続の条件でもないということを確認したんですけれども、この件について再度確認できるかどうか、お願いします。

○保健福祉課長（白木修文） 一応生活保護の申請の中で、扶養義務調査はするようにはなっておりますけど、その扶養義務調査の結果で、申請できないとか申請継続はできないとかというのはありません。というのは、その扶養義務者にも自分たちの生活がありますので、その生活を犠牲にしてまで扶養義務を履行しないといけないということはありませんので、扶養義務調査の結果は生活保護とは、開始とか継続とは関係ありません。

○持留良一議員 それを確認をしておきたいというふうに思います。

というのは、私も何度か立ち会いということとで参加させてもらっていますけれども、窓口ではやはりこの扶養義務が非常に強調されます。相談ということも含めてですね、そのことが強調されて、だからこそ、この間、北九州や札幌市なんかでも申請拒否に遭って餓死をするという痛ましい事件もあったというのは私たちの記憶にまだ新しいところです。

要は、この申請の問題です、次は。生活保護法第7条には申請の原則が書いてあると思います。これはいわゆる国民に申請権、請求権が付与されたということで、もっと詳しい点については昭和25年に基本通知というのを出されていますけれども、非常にそこに明確に出されています。いわゆる侵してはならないという問題です。ですね。

そこで2008年3月、こういう2006年に北九州で問題が起きたので、それを受けて2008年

に主管課長会議で申請時の取り扱いの考え方を示した実施要領が議論されています。その中で、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むこととし、保護申請の意思が確認された者に対しては速やかに申請書を交付することと、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する申請者の意思が表明された場合には申請書を交付するという事としてしているということで、相談者に対して扶養が保護の要件であるがご多くの説明を行い、その結果、保護の申請をあきらめるようなことがあってはならないと、これらを申請権の侵害に当たるおそれがあるというような形で、ここでいろいろ議論されているんです。

だから、先ほど私が3つの角度から提案をしていたんですけれども、要するに、私が一番この間何回も窓口の問題を訴えていますけれども、しおりとか申請書を窓口で置くと、非常にそのことによって気楽に相談を受けることができる。先ほど言われましたけど、電話でも紙切れでもいいわけなんです。でも、それであつたらちょっといつやったかというのが十分確認できないので、やはり申請書を渡して、窓口において、その後、相談期間というのはあるわけですからね。今は逆転しているような気がすると思うんですよ、それから申請書を渡すと。そのことでよく言われるのは、事務的な問題で効率性がないということが言われますけれども、しかし、こういうことから考えて、なおかつ今までのさまざまな事件等から考えても、まず基本は申請書を窓口において、その人が気楽に申請書を書いて渡す。そしてその後ちょっと来てくださいと、後刻調査が始まるわけなんですよね。

だからそのこのところのやっぱり基本は、法をきちっと守っていくということと、やっぱり申請権を侵してはならない形で対応していく。そ

のためにはこれらのこと、特に窓口にしおりとか申請書を置けば、私はそのことが十分保障されていくというふうに思うんですが、今までのことで市長、市長も社会福祉を学んでおられたというふうに思うんですが、こういう今、生活保護の状態の中で、申請というところでなかなか前に行かないと、そのことによって北九州なんかでは次男、三男さんですかね、次々と扶養はいないかということでもなかなか申請書を渡さない、そのうちに結果として餓死してしまったということがあったわけなんですよね。

そういう意味では、そういう実態をなくすということと、なおかつ、そのことが窓口にあることによって実態をつかむことができると、その方々の生活実態をつかむことができると。二重の意味で、私は申請書を置くということが非常にそういう問題を救済していく、いわゆる社会福祉としての、市がそういう心を通わせるような中身もできるんじゃないかなと。ただ置くだけという問題なんです。そのことによって、あとは手続、申請をして、問題があればチェックもされていく、そしてだめであればだめと、そしてまた不服があれば申請手続もできるわけですから、そういう形できちっと保障されていくんです。その窓口がやっぱり最初だと、そのためにはやっぱりしおりとか申請書を窓口で置くということが非常に重要だというふうに思います。

全国でもいろいろ取り組みも進んでいますし、またそのことによって非常に相談時間も短縮したということなんかも出されています。そのことが今、この生活保護の問題では求められているんじゃないかと思いますが、最後に市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥）生活保護の相談・申請の際には必要な書類というのは特にありませんけれども、制度の仕組み等を十分に理解していただくためにも、事前の相談が私も大切だという

ふうにご考慮しておりますので、申請書の窓口設置は現在のところしておりません。

相談の結果、真に生活に困窮している場合は直ちに申請書を交付しております。生活保護制度の説明義務や個人情報を守る観点、その他の課題もありまして、先ほど保健福祉課長の1回目の答弁とおりの見解でございます。考え方の1つとして持留議員の考え方は理解いたしますけれども、窓口で常時設置しなければそのことが実行できないというふうには私は考えていない現状の立場でございます。

○持留良一議員 もう1つは、行政手続法というものがあるんですね。いわゆるこれは国民にとって行政がわかりやすくなる仕組みをこの形で明確にしているんですけれども、これであっても、やっぱり人権侵害だとかそういうことが起きないように、なおかつまた申請する場合には法令に、根拠に基づいてやるということが明記もされています。

私は、やはり自治体として今の問題に対応するためには、そういう申請書を置くということが大事だということを改めて強調し、また、今求められているのは、いかにして市が行政、役割として、責任として住民の命と暮らしを守るために何ができるのか、そのことを改めて提起をして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、2時40分から再開いたします。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 午後の2番バッターといたしまして頑張ってみたいと思います。

先ほどの持留議員におきましては持ち時間が足りなかったんじゃないかと思います。できれば私の持ち時間をあげたいところですが、これはいたし方ないことでございます。

梅雨に入り、アジサイの花が美しく輝いております。平年より4日、昨年より12日遅い梅雨入りであります。農家の方々においては田植えもいよいよ本番となり、カンパチ、モジャコの稚魚の管理に養殖業者も忙しい毎日であります。6月議会も始まり、私も先日通告いたしました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

梅雨に入り、災害の起こり得る季節となりました。5月25日、26日、県総合防災訓練が垂水市で開催され、多くの関係機関より参加がありました。災害はいつ起こるかわかりません。かねてからの防災意識が大切なのではないでしょうか。垂水といたしましても、梅雨、台風シーズンにおける防災対策に取り組んでおられると思いますが、いかがでしょうか。

市道の整備について。

梅雨に入りますと草木が生い茂ってまいります。今まで通れた道路も通れなくなる道路もあるかと考えます。5月末、東京から帰ってきた友人が、2年前、通った道路から見る桜島、錦江湾に感激し、今回も3名でその道路に入ったそうですが、道路は荒れ、草木も生い茂り、やっとUターンして帰ってきたそうで、怖い思いをしたと語ってくれました。

この道路は、市道福岡浦谷線であります。整備の計画はあるのかどうかお伺いいたします。

水産行政について。

6月4日、市長から垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」が中国のマカオへ輸出されたとの報告がございました。価格が低迷し、魚は売れないと厳しい環境の養殖業者であります。販路拡大が必要と考えられます。カンパチ・ブリの販路

拡大への挑戦と市長はかねがね話されております。具体的なお考えをお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志）川畑議員の梅雨、台風シーズンにおける防災対策についてお答えいたします。

防災対策については、市長が平成24年度の最重点課題の柱にも掲げており、垂水市において、大雨、台風は今までも経験していることから、一番身近に起こり得る災害であると認識しております。

対策については、危機管理対策室及び危機管理監における早期の情報収集、情報伝達、避難を最重点としてまいります。

情報収集においては、県の土砂災害警戒情報、土壌雨量指数及びあらゆる情報も活用し、災害事故等を判断し、防災無線や、昨年度からお願いしております消防団の皆様によります情報伝達に心がけてまいります。

避難に関しては、空振りをおそれず早目の避難を促してまいります。状況が夜間になるようであれば、日没前の避難誘導に心がけてまいります。この時期になりますと必ず災害事故は発生するとの認識で、安心・安全なまちづくりのために人災ゼロのために取り組んでまいります。

また、県の総合防災訓練実施のためおりましたが、6月中旬に垂水市の危険箇所点検のための防災点検を実施いたします。

以上であります。

○消防長（宮迫義秀）川畑議員の梅雨、台風シーズンに備えての対策についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの消防本部の取り組みではありますが、国の消防団安全対策設備整備費補助金事業で水災用資機材及び夜間活動用資機材を購入いたしまして、4月に消防団本部及び各地区分団に配備したところであります。

購入資機材であります。エンジンつきゴム

ボート1隻、発電機1式9台、トランシーバー40台、救命胴衣50着、救命浮環10個、メガホン10個、フローティングロープ2巻き、燃料携行缶9個であります。

また、5月には消防職員によります市内全域の河川調査、土砂災害警戒区域の把握、点検及び水防資機材の保有状況等を調査しております。

消防団につきましては、堤防の決壊及び越水を防止するための水防工法訓練の実施と、各地区の土砂災害警戒区域の把握、防災点検の実施をお願いしたところであります。

また、5月25日と26日に県総合防災訓練が24年ぶりに垂水市で開催され、25日に、垂水市自主防災組織連合会の皆さんの参加のもと、消火訓練、心肺蘇生訓練、図上訓練が実施されております。翌日は、消防職員、消防団員によります広域住民避難誘導訓練が実施されております。消防団につきましては、介護者施設などの避難誘導訓練に初めて参加でき、大変貴重な体験ができたと思っております。

また、消防団、建設業組合によります本城川堤防の決壊・越水防止、のり面保護等の水防工法を実施し、河川災害に対する工法を習得したところであります。

今回は、建設業組合によります1トン土のう積み工法を川底に実施して、川の流れを変える工法を実施されたために、消防団員の水防工法が一層効果的なものになったと思っております。

また、職員によります倒壊家屋、埋没車両からの合同救出・救護訓練では、災害派遣医療チームを初め、各防災機関参加のもと、連携を重視した訓練を実施しております。職団員はこの訓練により関係機関との連携を深めるとともに、災害に対する認識及び対応が図られ、また市民の皆様にはさらに防災意識の高揚を図ることができた訓練であったと思っております。

今月27日には市長以下各課長、警察の方々と一緒に、市内の土砂災害時などの危険箇所につ

いて防災点検を実施することになっております。

今後は、消防本部、消防団が連携して自主防災組織の訓練・指導を徹底し、組織力をさらに強化することが重要であり、行政と自主防災組織の連携を深めていくことが、災害を未然に防ぎ、市長の公約であります市民の安心・安全な垂水のまちづくりにつながると思います。

これからいよいよ梅雨、台風シーズンになりますので、消防署、消防団員の出動体制の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、災害防止に努めてまいります。

また、大雨、台風情報を的確に収集し、関係機関と共有するとともに、市民の皆様には正確な情報を防災無線、FMたるみず、各地区サイレン及び消防車両等で迅速に伝達して、早目の避難を呼びかけ、人災ゼロを目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 福岡原道路の整備計画についてお答えいたします。

この道路は、市道福岡浦谷線で、起点が海潟字堂ノ迫から終点中俣浦谷まで延長6,755メートルのその他市道として認定されております。

このうち約2,400メートル部分は、林道海潟牛根麓線と重複し、舗装もされておりますが、林道との分岐から浦谷までの約4,355メートルは、一部舗装しておりますものの、そのほとんどが砂利道でございますが、この砂利道部分は民有林林道海潟線開設事業といたしまして、道なき山の斜面を測量し、山を切り開いてつくった道路でございます。

その事業推進委員会の代表として川畑議員のお父様が御尽力され、林業関係者には大変喜ばれる道路として昭和58年度に開通いたしました。その後、昭和60年3月25日に市道として供用開始され、現在は土木課で管理しているところでございます。

御存じのとおり、山間部を通る道路で、しか

も路面は砂利道でございますことから、大雨や台風の後には災害調査等、見回りはしているところでございます。

今のところ、特に改良整備の計画はありませんが、管理といたしましては、年に1回は緊急雇用事業等で路肩の草刈り等は実施しているところでございますが、その後、特にひどく車の通行に支障を来す場合や路面の補修等につきましては、環境整備班でも対応しているところでございます。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

垂水ブランド販路拡大への挑戦は、私の選挙公約の2番目に掲げていることでありまして、実現へ向けて努力しているところでございます。

御承知のとおり、ブリ・カンパチは年々国内需要が低迷している状況であり、牛根のブリはアメリカを中心に、また海潟のカンパチは東南アジアを中心としてその販路を求めているところであります。

ブリの輸出に関しましては、牛根漁協隣接地にアメリカ向けの民間の加工品企業でありますグローバル・オーシャン・ワークスがあります。市の誘致企業でありまして、現在約35名の雇用がございまして。

そのグローバル・オーシャン・ワークスは、アメリカ向け冷凍ブリフィレの輸出業績が非常に好調なために新たな工場増設に着手をして、本年11月には操業を開始する予定であり、さらに15名の雇用拡大につながるものと期待をしております。

市としましても、販路拡大に多方面から支援をしていきたいと考えております。その一環といたしまして、私自身がトップセールスマンとしてアメリカに赴き、垂水ブランドのPR活動を行い、新たな販路拡大のための商談会に参加したいと考えております。

垂水市漁協のキャンペー「海の桜勘」につきましても、5月9日、中国のマカオ市に向けて第1便が輸出をされて、新聞、テレビ等マスコミでも大きく報道されたところでございます。このようなことから、今後の商談を確実にするため、垂水市漁協から私自身へマカオ訪問の依頼があり、アメリカ同様、マカオへの訪問も計画しているところであります。

水産業は、垂水市の基幹産業であり、垂水市活性化の起爆材になり得る産業です。国内市場が低迷をしている今、まずは水産物で国外市場を開拓をして、ひいては水産物以外の1次産業品である豚・牛、ほかの農産品、また焼酎や温泉水など、本市のさまざまな特産品の輸出を図っていかうと考えております。

そしてそのためには、先ほど申し上げましたとおり、現地の状況を知ることが何よりも大事だと考えます。垂水市水産業の発展、そして垂水市の活性化のために、今後とも両漁協と連携をして、海外販路の拡大を積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 一括で質問したいと思えます。

まず最初に、防災体制の強化について。

私は、この6月議会になりますと、必ずこの防災体制についてということで質問をいたしております。

これから、先ほども言いましたように梅雨に入りまして台風シーズンと、いろんところで災害が起こり得る可能性がある。今までも垂水市は大きな災害を受けておりますので、身を引き締めてこの時期を乗り切っていくということは私は大事だからこそ、わかっていることでもありますけれども、皆さん方にこの防災体制についてしっかりと把握して頑張っていくって、市民の生命、財産、身体を守っていただきたいということであります。

総務課長からも消防長からも答弁がありまし

た。ひとつ土木課長にお願いですけれども、土木課としてはどのような体制で臨んでいらっしゃるのか、この点を1回御答弁を願いたいと思えます。

次に、市道の整備についてであります。

今、課長のほうから説明がありました。私も、我が地域でありますので、ここが協和地区のウォーキングコースになっておりまして、2月、3月は結構いいコースになりますので、協和の公民館でも取り入れて、年1回大会を開いているところです。その時点ではいつもきれいにされておりまして、それに参加された方々が、錦江湾、桜島、そして江ノ島、そして海潟漁協を見ますと、こんないい景色が見られるのかなと言われます。私たちはいつも見ているわけですが、その中でもここから見る景色は大変いい、すばらしい景色だなと思っている1人でございます。

そういうことで、先ほどお話ししましたように、東京から私の同級生ですけれども、帰ってきて、同窓会がありまして帰ってきて山に登ったということで、今のところは荒れ放題だというようなことでございますので、今すぐ整備をしてくださいということじゃなくてですね、さっき宮迫課長のほうからおっしゃったように、時期になりまして整備していただいて、この林道を整備していただきたいということでございます。

この道路につきましては、今さっき宮迫課長がおっしゃいました。58年に開通ということですけれども、これが最初取りかかったのが昭和四十四、五年かなと思うんですけれども、宮迫課長が58年というのはちょうど耕地課に在籍のときでよく知っているということでしたけれども、そのときはもう開通の前後でしたので、それでも宮迫課長は若い時代だったなど、長い道路づくりだったかなと思うんですけれども。

私もこれにかかわったのが、昭和四十四、五

年ですので、私も20代の間かなというぐらい、若い時代でした。血気盛んなころでありまして、この道路を最初つくるに当たりましていろんな事件がございまして、皆、難儀をしたわけですよ。最初この道路に入りまして工事を始めました。そうすると、この道路はなぎさ荘の入り口の上のほうから起点となるわけですけども、ちょうど飛岡集落がありまして、大雨のときに大きな土砂が流れまして、大変飛岡の皆さんに苦勞かけたなということを覚えております。そのとき我々もやっぱりこれに関連しておりましたので、夜を徹してこの最初の段階は、昭和ダムもでしたけれども、手を尽くして頑張ったのを記憶しております。

ですから、今はですね、これが牛根間の林道として今まだ事業が続いておりますけれども、途中までは舗装をしておいて大変いいわけですけども、私が今、質問したのは、途中から浦谷までの道路がちょっと荒れているということです、しっかりとした対応をとっていただきたいと思っております。

この道路が最初始まったおかげで、牛根麓と今、長い道路が工事は舗装をしながら続いておりますので、きれいな道路として今、続いております。もう少ししたら開通ですけども、これは最初、桜島の関係で避難道路というんですか、そういう関係でつくられたことでありまして、この牛根麓につながった工事が始まろうとしたのは、前の川畑等さんでしたね、当時の森林組合長でしたけれども、一生懸命頑張っていたという実績があります。私も覚えておりますけれども、

こういうことでいろいろな苦勞をしながらできた私は道路ですので、ひとつしっかりと対応をしていただきたいということを、これはもう要望をしていきたいと思っております。

次に、水産行政について。

垂水ブランド販路拡大ですけども、市長が

お話をされました。公約でもあるわけですけども、今の現状を見ますと、垂水市漁協、牛根漁協大変厳しい状況が続いている中で、先ほど市長のお話ありましたように、マカオに輸出する、アメリカにブリを輸出するというような時代になってきております。今度、垂水市漁協でもマカオに漁協みずから売り込みに行くということになっておりまして、それと一緒に市長もどうですか、一緒をお願いしてもらえないですかということ、市長も快く、行くというようなことに私はなったのではないかなと思っております。

そういうことで、現地を知るということは大変ありがたいことですね、ブリのほうもまたアメリカのほうに視察に、現地を知るということで行かれるということで、いろいろお金も要るでしょうけれども、やっぱり現場を見て知ることというのは大事なことです、しっかりとした対応をとって私はそういう面で努力していただきたいと思っております。

こういった政策について、もうちょっと市長のほうで詳しいことがあればお話ししていただければと思いますが、どうでしょうか。

2回目を終わります。

○土木課長（宮迫章二）川畑議員の防災体制の強化について、土木課からはハード整備と水防備蓄資機材について回答いたします。

平成24年度予定の通常砂防事業といたしまして、上ノ原第1小川、辺田川、居世神谷、河崎川、上ノ宮川、新光寺の小川、内ノ野川、平野谷第1、松ヶ崎川の9カ所と、急傾斜事業といたしまして、平之2地区、横間地区の2カ所、そのほか地すべり対策事業で松尾地区の調査観測が実施される予定でございます。

市道につきましては、道路パトロールを行い、特に災害が多発すると予想されます山間部につきまして、側溝の閉塞除去を環境整備班で対応しているところでございます。

土のうなど水防器具、資材につきましては、県水防計画に準じて整備しており、備蓄機材に不足を生じたときには速やかに補充しているところでございます。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員の2回目というか、さらにあればということに関してお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しました最初の年の2つ目の公約、垂水ブランドの販路拡大ということで、トップセールスとしてアジア、国内はもとよりですがけれども、アジアとか世界へ向けて販路を拡大していくということをお約束をして選挙を戦ったわけですが、ことしは2年目、挑戦の年ということで、3つの柱を打ち立てております。その中の産業政策の1つとして、2番目の1次産業の6次産業化と観光振興というふうな形で訴えをさせていただいているわけでございます。

垂水の例えばブリ・カンパチ、水産物にいたしましても、いろんな方々にお話をさせていただいて、これはどうですかという話をすると、間違いなくおいしいと言われるんですけども、商談をする際に一番ひっかかっている部分が、値段でありますとかそういった部分であります。つまり、おいしいけど高いということがあります。やはり国内の市場が縮小する傾向の中で、なかなかこれまでの好景気みたいな状況にはなかなか難しい現状がございます。

ただ、マカオの方々ともお話をさせていただく中で、おいしいものをいっぱいくださいと、高くてもいいですからというようなお話もございますので、先ほどございました、現地を見ていろんなことを知るということもございまして、今、同業他社の皆様でありますとか自治体も、海外へ向けてのいろんな販路の開拓というのは非常に興味を持っております。例えば、ブリでありますとか、日本からアメリカへ輸出をしているブリのフィーレの77%が牛根産という

現状がございます。圧倒的な市場があるわけですが、この販路をしっかりと私が出向くことによって押さえて、また新たな販路を少しでも開拓をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった目的も持ってこのような形で販路拡大へ向けて努力をさせていただければというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○川畑三郎議員 一応終わりたいんですけども、市道の整備ということでちょっと私がいろんなくんだりをお話ししました。その中でちょっと、今、川越議員もここにいらっしゃいますけれども、この道路を最初につくるときに川越議員のお父さんが建設業をされておまして、一生懸命頑張っていたいただいて、飛岡のほうに砂が流れたときも責任を感じて一生懸命頑張っていたことを記憶しております。せっかくこの場にいらっしゃいますので、そういうことでお世話になったということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮迫泰倫） 次に、7番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、お疲れさまです。

農家にとりましては、春の収穫もあり、そして田植えの時期となり、そしてまた梅雨入りとなってきました。また、先月は大がかりな防災訓練が行われ、県内から多くの方々が来られていたようです。今後、災害のないことを心より願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

また、さきの同僚議員と質問が重複するところもあるかと思いますが、御了承ください。

まず、固定資産の評価についてですが、24年度も3月から納税の時期となり、今、税務課よ

り納税通知書が各家庭に送付されてきました。軽自動車税、固定資産税、そして先日には市県民税が届いております。近所の特に年金生活の方々が集まったときなど、固定資産税に関することをよく話をされておられます。そして、ことは少し下がったとか、あるいは垂水市の評価額はほかのところと比べて高いとか、変わらないとかさまざまであるようでございます。その中で尋ねられるのが、宅地と建物の評価額はどのように決められているのかと聞かれます。

そこでお聞きしますが、建物は木造、鉄筋コンクリートなどの耐用年数などで評価されると思いますが、それらの算定内容をお尋ねいたします。

また、宅地の評価ですが、毎年見直しはされておられるのか。今、全国的に価格が下落している状況であります。宅地の評価算定につきましても説明を願います。

次に、生活弱者でございます。

先ほども持留議員も質問されておられました。以前、テレビ報道などで芸能人のタレントの方が、年収何千万円もの収入がありながら、親が生活保護を受けられておられたとの報道がよくされておりました。一方では、私どもの周りにも、どのようにして生活をされておられるのかと思う人たちもいらっしゃいます。生活保護者の状況につきましては、昨年度の同僚議員の質問でも、全国で受給者が過去最高の205万人、本市では平成元年度の188世帯より減少して、23年4月では133世帯とのことでございました。

そこで、生活弱者の方々が昨年度民生委員を通して、また直接市に生活相談に来られた方々が何名ぐらいなのか。それらの内容と、そのうち何名の方々が対象になったのかお伺いいたします。

次に、市営住宅についてですが、市営住宅は、住宅に困っていらっしゃる市民のための住宅であります。今は、親の家はあるが、まだ一緒に

は住まないなどの核家族化やいろいろな事情があり、市営住宅への入居者も多いかと思えます。各校区ごとにある市営住宅の入居率、戸数を伺います。

次に、教職員住宅についてですが、教職員住宅は、教職員の住宅確保のための住宅であるのは十分理解しております。また、管理についても、教育総務課で管理されているとお聞きしますが、あわせて、各校区にある教職員住宅の戸数とその入居率などを地区別にお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○税務課長（葛迫隆博） 宅地と家屋の固定資産税の評価に関する御質問ですが、まず宅地の評価算定を御説明申し上げます。専門用語が入りますことをお許しいただきたいと思えます。

宅地につきましては、国が示しております固定資産評価基準に基づき評価額を算定いたしております。路線価方式、そして標準地比準方式がございます。路線価方式は主に中央地区が対象でありまして、議員お住まいの新城地区では標準地比準方式により算定いたしております。

そのため、標準地比準方式についてのみ説明いたしますが、まず、道路の状況、公共施設等からの距離、そして宅地の種類や利用状況等により、それぞれ類似する地区を区分けいたします。その次に、その地区ごとに標準となる宅地を選定いたしまして、不動産鑑定士に時価の算定を委託いたします。そして、不動産鑑定士が算定した時価を確認しまして、標準宅地以外の宅地と比準を行いながら、地区すべての評価をいたします。

なお、評価の見直しは3年ごととなっております。平成24年度は評価がえの年で、土地、家屋とも見直しを行ったところでございます。

なお、宅地につきましては、評価がえの年でもなくとも、土地の下落が大きい場合は評価額の見直しを行うことができることとなっております。

す。本市におきましては、ここ数年、毎年評価の見直しを実施いたしているところでございます。

次に、家屋の評価方法についてですが、家屋の屋根や外壁、床、内装、それらに使われている資材、そして電気、給排水の設備状況を調査いたしまして、その結果をもとに、国が示しております固定資産評価基準により、再建築価格を算定いたします。この再建築価格に、家屋の建築後の年数による損耗の状況による減価をあらわした経年減点補正率と申しますが、このほかに物価水準による補正率、設計管理等による補正率を掛けまして、家屋の評価額を算定いたします。

今申しました補正率は、いずれも国が示す基準に基づいて評価をいたしているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文） 田平議員の御質問にお答えいたします。

昨年の12月議会で、全国の生活保護受給者数は7月時点で205万495人とお答えしましたが、昨年の12月時点では208万7,092人とさらに増加傾向にあります。

御質問のありました昨年度の本市の生活保護の相談件数は、複数回相談に来られた方を含め、延べ件数で49件でございます。実件数は42件となっております。年度別では、平成21年度が延べ件数39件、実件数39件、平成22年度が延べ件数50件、実件数46件でございます。また、民生委員を通して相談に来られた件数が7件、残りの35件が直接福祉事務所へ相談に来られた件数であります。

相談の内容としましては、病気になり収入が減少した内容が13件、失業による相談が10件、親の年金で生活していた子が親の死亡により収入がなくなり相談に来られた件数が7件となっております。そのほかにも、預貯金の減少や、

親、兄弟、子供からの仕送り援助の減少などがあります。

次に、何名の方が対象になったかということではありますが、生活保護の申請をされた件数が21件、そのうち生活保護開始になったのが20件、残りの1件は取り下げをされました。取り下げの内容は、保護の申請中に就職が決まったことによるものでございます。

開始決定が相談件数の半分である理由は、病気等で入院をされたりすると入院代を心配して相談に来られるケースや、失業して生活を心配して相談に来られるということが多くありますが、障害年金等が該当する場合や、預貯金、生命保険があり該当しない内容のものが多く、開始決定に至らないということでございます。

○土木課長（宮迫章二） 市営住宅の現状につきましてお答えいたします。

平成24年6月1日現在、各小学校区別の市営住宅管理戸数と入居率につきましてお答えいたします。

なお、この数字は、市営住宅及び定住促進住宅の入居戸数を政策空き家を除いた管理戸数で割った値でございます。

まず、境小学校区は、管理戸数が22戸で入居率は86%でございます。以下、牛根小学校区が5戸で80%、松ヶ崎小学校区が8戸で88%、協和小学校区が20戸で95%、垂水小学校区が271戸で94%、水之上小学校区が87戸で92%、柗原小学校区が17戸で82%、新城小学校区が14戸で100%でございます。

市全体といたしましては、管理戸数444戸で入居率93%となっており、数字上ではまだ空きがあるように思えますが、現在あいております住宅は修繕空き家でございます。入居待機者もいらっしゃるため、ほぼ100%に近い状況でございます。

以上であります。

○教育総務課長（川畑千歳） 田平議員の御質

問にお答えいたします。

6月1日現在、教育総務課が管理している教職員住宅の総数は31棟52戸です。そのうち入居している分は21棟32戸で、入居率は約62%となっております。

校区別の住宅戸数と入居率を申し上げます。

境小校区2棟2戸、うち入居1戸、入居率は50%です。牛根小校区2棟2戸、うち入居2戸で100%になります。松ヶ崎小校区2棟2戸、うち入居が2戸、入居率は100%です。協和小校区7棟7戸、うち入居が4戸、入居率は57%です。垂水小校区7棟14戸、うち入居が7戸で入居率は50%です。水之上小校区2棟2戸、うち入居は2戸、入居率は100%です。柘原小校区4棟18戸、うち入居12戸で入居率は67%です。新城小校区5棟5戸、うち入居は2戸で入居率は40%となっております。

この中で垂水小校区につきましては、8戸を1棟とする単身者用の住宅が1棟含まれております。柘原小校区におきましては、同じく8戸を1棟とする単身者用の住宅が2棟含まれております。

以上です。

○田平輝也議員 一問一答でお願いします。

固定資産の評価について再度質問いたします。

国道沿いの宅地、市道沿いの宅地、そしてまた幅の狭い道路沿いの宅地とそれぞれ評価は違うということは承知しているところでありますが、そこでお尋ねしますが、今、固定資産評価審査委員会ですか、評価に対する審査内容についてどのようなのをされるのかお尋ねいたします。

○税務課長（葛迫隆博）固定資産評価審査委員会における審査内容について説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法に基づく行政委員会でございます。条例及び規定に定める条項に従い設置し、運営することとな

っております。開催に当たりましては、納税対象者が固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、納付通知書の交付を受けてから60日以内に文書でもって委員会に審査の申し出がなされた際に、書類の内容等を確認いたしまして開催する運びとなっております。

審査には口頭審理、書面審理、実施調査とありますが、申し出に対する決定が下されますと、審査申し出に決定書の正本を通知し、副本を市長に提出するということとなっております。

最近では評価に対する不服等の手続は行われておりませんが、その理由の1つとして、毎年4月1日から5月31日までの名寄せ閲覧の期間中において、税務課窓口での説明により評価への理解をいただいているものと考えております。

以上です。

○田平輝也議員 固定資産評価についてはわかりました。

次に、生活弱者について、先ほど持留議員からもありましたけれども、重複するかもと思いますが、以前、ある方が親戚のことで相談にられました。その内容は、母親が87歳、長男と2人暮らしでその長男は体調が悪く、もう仕事も長くできない状態ということであります。収入は母親の年金で生活しておられます、とのこと。電気代、ガス代、そしてその母親もほとんどもう寝たきりで母のおむつ代など、また今でもテレビもないとのこと。生活に困窮しており、その方が餓死の心配をしていると話をされました。

私も、そういうことはまず民生委員の方に相談してもらおうということをお助言いたしまして、そしてまた民生委員の方々もすぐに市に連絡、相談してくださったとのことでした。民生委員の方々も一生懸命されておられます。

そこで、民生委員の利活用についてさらに、一般の方々も余り知らない人も多いんじゃないかと思うんですが、広報もさらに必要かと考え

ます。どうでしょうか。

あわせて、現在の生活保護受給者数、そしてまた本市における不正受給あるいは追跡調査など、どのようにされておられるのかお伺いいたします。

○保健福祉課長（白木修文） 田平議員の2回目の御質問にお答えします。

民生委員の利活用の広報ということではありますが、本市では民生委員、児童委員55名、主任児童委員3名の合計58名の方がいらっしゃいます。

民生委員、児童委員は、市町村の区域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、福祉推進のリーダーとして活動する民間の奉仕者で、人格、見識等に高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある人の中から、知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱された方々でありますので、生活に困窮されている世帯の情報提供や介護保険の各種サービスのことなど、幅広く保健福祉課の業務に協力をいただいております。

次に、現在の生活保護受給者についてでございますが、24年前の平成元年度は188世帯244人でございましたが、平成24年6月1日現在で127世帯169人となっております。

次に、不正受給、追跡調査についてでございますが、厚生労働省において、不正受給がないよう課税調査の徹底を図るよう指示がなされております。平成22年度における全国の不正受給についてですが、2万5,355件、128億7,000万円と、21年度の1万9,726件、102億2,000万円から件数、金額とも増加している現状にあります。

本市におきましても、6月末から7月上旬に税務課での課税調査を実施しており、23年度の不正受給は3件で、金額122万3,303円でございます。年金の増収があつたにもかかわらず福祉事務所へ届け出を怠っていた事例が2件、就労収入があつたが届け出を怠っていた事例が1件

ございました。

このような事例が発生しますと、本人より事情聴取して悪質と判断された場合は、生活保護法第78条「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」となっており、2件につきましては全額を返還していただき、1件につきましては現在、分割で返還していただいております。

○田平輝也議員 先ほどの質問に関連しますけれども、その方は市に相談に行ったところ、よく説明をしていただいたと、結果はわからないけれども、早く相談に行けばよかつたと、そしてまた帰りは、市の担当者がお母さんの状況調査をかねて自分の家まで送ってくださったと、非常に感謝されていたそうです。

テレビ報道などを見ますと、本当に今、生活に困窮されておられる方がまだまだ多くおられるかと思えます。本当に必要な方々への支援、調査などの対策をしていただきたいと思います。

先週ですかね、県内の生活保護受給者が平成21年度2万7,637人ですか、そして24年度が3万2,555名と3年間で約4,920人の増加で、今後ますます増加傾向と公表されておりました。

そこで、本市における今後の受給者の推移をどのように想定されているのか。また、生活保護者の受給基準は全国统一なのか、お伺いいたします。お願いします。

○保健福祉課長（白木修文） 3回目の田平議員の御質問にお答えします。

担当職員が自宅まで送ったということについては、寝たきりである母親の申請の意思確認を行うために自宅を訪問したものでございます。生活保護は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は原則として同一世帯として認定することになっております。そのためにも母親の

意思確認をする必要があったためでございます。

生活保護が必要な方への支援や調査などは、先ほど申しましたように、民生委員と密に連携をとり、進めてまいりたいと思っております。

また、本市の今後の受給者の推移はということでございますが、人口が減少することに伴い、横ばいか減少傾向であると推測されます。

また、生活保護の受給基準は全国統一であるかとのことでございますが、保護の基準は、全国を1級地から3級地に区分してございます。保護費の支給額が最も高い1級地に該当するのが東京都、神奈川県、京都府、愛知県、大阪府等となっておりますが、そのほかにも各都道府県の都市部が入っております。2級地は各都道府県の県庁所在地等でありまして、鹿児島県では鹿児島市が1市のみでございます。その他の県内の各市は3級地ということで、保護費の支給額が異なっております。

○田平輝也議員 最後、要望したいと思います。

市民が住んでよかった垂水市を目指してと市長もかねがね、よう言われております。また、課長もこの前の広報たるみずで、住みなれた地域で安心して暮らし続けるためのネットワークづくり、そして介護サービスの充実などいろいろ言われておられました。

今、生活保護法の見直しなどがいろいろな国でも言われている中ですが、生活弱者の市民からも垂水市民でよかったと言われるように、市民のためにさらに御尽力していただきたいと要望しておきます。

次に移ります。

市営住宅の2回目の質問をいたします。

先ほど、入居率が現在93%ですか、あいてところは修繕空き家などとのことで、市内全体で利用できる戸数が約四百四十数戸との回答でございます。

実はこれも、話は違うんですが、実は4月初めに借家住まいの方が家を出るようと言われて、

借家を探しているというまたそれも相談でしたけれども、先ほどの人とは別な方ですが、母親が90歳、子供と2人暮らしの方で、私は市営住宅があいているはずだからそこに相談しやんせということで入居を進めておりました。そして、市の市営住宅を相談したところ、いろいろ待機者など、牛根境地区の3階と4階しかあいてないということで驚きました。高齢者の方ですので、福祉の方や民生委員にも相談して探しましたが、なかなか見つからず、ある空き家の持ち主に、荷物は1つの部屋にこちらでまとめるので市営住宅が見つかるまでという条件をお願いして、6月からやっと借家住まいをされるということになったようです。

そこでお聞きしますが、現在、市営住宅への申し込みの待機者数。また、錦町のあの古い市営住宅はあいておっても入居できないようですが、なぜなのか。今後どのような計画をされておられるのか、お伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 市営住宅を申し込まれた入居待機者は、平成24年6月1日現在で26世帯でございます。このうち12世帯は、本人の希望されている市営住宅と空き部屋が一致しておりますので、順次入居される予定でございます。残りの14世帯は、本人が希望されている市営住宅に今のところ空き部屋がない方でございます。その14世帯の希望する市営住宅の内訳は、中央地区が8世帯、柘原地区が2世帯、牛根地区が1世帯、市内全域が3世帯であります。

錦町の住宅は、建設いたしましてから長い年数が経過しております。このような耐用年数を超えた一部の団地につきましては、建物の老朽化によりその維持管理が困難な状態でありまして、新たな入居募集を停止し、政策的に空き家措置を講じている政策空き家団地として位置づけております。そのため、御指摘のありました古い市営住宅におきましては、空き部屋が発生しても入居募集を停止しているところでござ

います。

今後は、そのような政策空き家団地につきましては、建てかえや大規模改修による住環境の改善あるいは用途廃止など、団地としての今後の方針を検討すべき状態にあると考えるところでございます。

このような団地を含め、すべての公営住宅における住環境の整備や管理の方針としまして、市営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら既存の公営住宅を効率的に活用するため、公営住宅の長寿命化計画を今年度策定する予定でございます。

以上であります。

○田平輝也議員 3回目お願いします。

本市の人口は年々減少しております。垂水市に住みたいけれども借家がなかなか見つからない。あっても、先ほども感王寺議員もおっしゃったとおり、荷物があるからということで貸してくれるところがないのが現実でございます。ある人が、一緒に家を見つけた人、探してもらった人ですが、田舎の家は庭が広いので、市でリースの古い倉庫でも貸し出して荷物を1つにまとめて、そして家賃よりリース代を払うような方法はできないのか。そうすることによって、空き家を貸すほうも借りる方も安心して利活用できるのではという話をされておられました。それらを検討して、先ほど質問がありました、すばらしい空き家バンク制度をさらにいかしていただきたいと思っております。

そこで、このような課題について今後検討する予定などはないのか、企画課長にできればお願いしたいと思っております。

そして、先ほど市営住宅の現状をお聞きしましたが、入居率が待機者などを含めればほぼ100%に近いということで本当に驚いているところでございます。

そこで、既に取り壊された跡地は今後どうされるのか、本市の人口増のために一部でも利用

して市営住宅など考えられないものか伺います。お願いいたします。

○企画課長（倉岡孝昌） 空き家バンク制度についての御質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

空き家バンク制度に関しましては、さきの感王寺議員の御質問に、空き家バンク制度の成果と現状、また今後の取り組みについてお答えいたしましたところでございます。

今後の取り組みにつきましては、先ほど市長からもお答えしたところでございますが、空き家バンク制度の登録物件が減少傾向にございまして、その原因の1つとして、空き家の家財処理の問題がございます。そのことに対して、市として支援の方法などないのか、今年度において検討したいと考えているところでございます。

○土木課長（宮迫章二） 本年度策定予定の公営住宅の長寿命化計画におきまして、市営住宅に対するニーズや財政面を考慮し、地域におきましては建てかえ等も含めて検討されるべきであると考えているところでございます。

以上であります。

○田平輝也議員 最後になります。

実は私ども校区、鹿屋市に近いわけですけれども、新城から通勤したいという方が鹿屋などから借家、貸し家を探しにこられることもあります。先ほど申し上げましたとおり、荷物の関係で断られるというのが現実のようでございます。先ほどお聞きしました空き家の荷物対策の検討をぜひしていただきたいと思っております。

新城、柘原も含めてですけれども、鹿屋への通勤も近いところですので、できれば南部地区に、本市の人口増のため市の住宅など建設を含めて検討できないか、市長にお願いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 田平議員、今、新城の方面の御出身でございまして、南部地区にということでもございましたけれども、北部あるいは中

央のほうからも要望があるのも事実でございますので、その辺のニーズとかコスト、投資対効果と、この辺も総合的に判断をして検討させていただきたいというふうに思っております。

○田平輝也議員 それでは、教職員住宅についてお願いいたします。

教職員住宅の現状については十分理解いたしました。今、児童生徒数も減少していく中、そしてまた既に中学校も統合されて、教職員住宅も何年も空き家になっていくところが多いようでございます。

さきの市営住宅と関連しますが、市営住宅に空き家がなければ教職員住宅があると思ひまして相談したところ、教職員住宅はいろいろの規制があるということでございました。どのような規制なのかお伺いいたします。

将来も、現在ある教職員住宅が必要であるとお考えなのか。空き家としての管理は非常に防犯などの視点からも問題があるのではと思っております。現在、空き家となっている教職員住宅の所管がえ、売却処分を含めて、教職員住宅の管理や今後の施設の方針をお尋ねいたします。お願いいたします。

○教育総務課長（川畑千歳） 田平議員の第2回目の御質問にお答えいたします。

教職員住宅の入居資格者は、垂水市学校教職員住宅管理規則第5条に入居資格として、「垂水市立学校に勤務する教職員、又は管理者が特に入居を必要と認める者とする」と規定しています。よって、今後入居予定の資格者のために幾分かの空き家も必要と考えています。

管理に関しましては、職員が定期的に巡回して草木の伐採等を行っています。一方で、老朽化のために入居不能の住宅や入居に際して修繕を必要とする住宅も見受けられますので、今後、精査した上で対応等を検討したいと考えています。その結果、多額の修繕が必要等の理由で処分が相当と思われる住宅については、これまで

どおり普通財産に所管がえを行い、取り壊し、跡地を売却する方針です。

以上です。

○田平輝也議員 現在の一部でも市民のための住宅として利活用ができればと思っております。校区民の方々がよく集まったとき、家を探するとき、住宅は住まなければだめになるのに何年も空き家で本当にもったいないという話がいろいろ出ます。いろいろ規制などもあるようですが、一部でも市民のために有効に利活用できるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○教育総務課長（川畑千歳） 教職員住宅についての3回目の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、入居資格が定められていることから、住宅によっては所管がえを行い、市民が入居できるようにすることも1つの方法だと思います。

また、市外から通勤する教職員も多くいますので、引き続き学校長を通じて、市内に、できれば教職員住宅に居住してもらいをお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、もう最後になります。

市営住宅が非常に満杯の状況であるということで、私は、ああ教職員住宅もあるんだなという発想で質問いたしました。教職員住宅も市民のために利活用できる体制づくりをさらに要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。次は、4時00分から再開いたします。

午後3時49分休憩

午後4時 開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問をさせていただきます。

安心安全について、通学路について質問いたします。

本年度4月以降、京都府亀岡市など、登校中の児童の列に自動車が突っ込み、死傷者事故が相次いで発生しています。安全対策として、本市でも教育委員会を初め、各学校で安全教育をされていると思いますが、本市において通学路に対し、教育委員会、各学校の取り組み状況をお伺いいたします。

まず、平成23年度当初の通学路の種目別道路上、がけ崩れなど、それに不審者出沒などの危険箇所を何カ所あるか教えていただきたい。

そして、23年度年度末に何カ所改善されたか。本年度24年度の取り組みの計画をお伺いいたします。

観光事業について。

5月29日の南日本新聞に、「昨年鹿児島県への修学旅行生は16年ぶりに9万人を突破」と4段抜き大きな見出しで掲載されていました。2013年度は修学旅行専用の新幹線が運行で12万の受け入れを目指し、セールスを強化しているとのこと。4年後には20万人を目指し計画がなされていますが、本市では修学旅行生誘致拡大に向けてどのような施策を考えているか、お伺いいたします。

次に、漁業体験の安全施策であります。漁船保険の県の補助制度について、3月議会の答弁で、県に対し根気強く、助成できないか相談するとのことであったが、その後どうなったかお聞かせください。

これで、1回目を終わります。

○学校教育課長（牧 浩寿） 北方議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成23年度の通学路における危険箇所

数でございますが、各小・中学校の平成23年度通学路安全点検の報告によりますと、交差点や歩道、道幅、交通量が多いなど道路上の危険箇所が69カ所、不審者が出沒するおそれがある箇所が24カ所、防空ごうやため池、がけ崩れのおそれがあるなどの危険箇所が33カ所、延べ126カ所報告されております。

次に、平成23年度末までの改善等の状況でございますが、危険箇所126カ所のうち、関係機関と連携し、改修や看板等を設置した危険箇所が24カ所、各小学校のスクールガードやスクールガードリーダー等を配置し、巡回等を行った危険箇所が111カ所、現場で児童生徒に直接指導した危険箇所が49カ所となっております。

平成24年度の取り組みについてでございますが、各小・中学校ではこれまでどおり、通学路の危険箇所を盛り込んだ安全マップを作成し、児童生徒及び保護者、スクールガード等に危険箇所を周知し、児童生徒への安全指導を徹底して行うとともに、交通安全教室等で危険予知トレーニングを実施し、子供たちの危険予知能力を高め、危険を回避する力をつけてまいります。

また、全国では今年度4月以降に、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者を出す痛ましい事故が相次いで発生いたしました。これを受け、文部科学省が、全国の公立小学校及び特別支援学校小学部の通学路を対象に緊急合同点検等を実施いたします。

市教育委員会でも、鹿児島県教育委員会の依頼を受け、8月末までに、各小学校が調査した通学路上の危険箇所を市教育委員会及び各小学校、保護者、道路管理者、警察署による合同点検を実施し、対策必要箇所の抽出を行います。その後、市教育委員会及び各小学校は、抽出した対策必要箇所について、保護者の協力を得て、道路管理者及び警察署から技術的な助言を得つつ、対策メニュー案を検討することになっております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 北方議員質問の修学旅行生の誘致拡大施策について、まずはお答えいたします。

これまでの教育旅行の受け入れの実績と予約を申し上げますと、平成21年度、中・高校生による垂水市漁協の漁協体験2校を皮切りに、平成22年度には中・高校生4校が参りまして、そのうちの1校が初めて民泊の受け入れをいたしました。平成23年度には中・高校生10校が参りまして、そのうちの6校が民泊をされております。平成24年度は中・高校生14校の予約をいただき、そのうち6校は民泊の予約をいただいておりますが、5月までに既に4校が修学旅行に來られ、漁業体験や民泊をしていただいで喜んで帰られました。

そこで、今後の修学旅行生の誘致拡大施策でございますが、まず、本市独自で関西・、中国地方の旅行会社や中学校、高校を訪問し、漁業体験などのアピールを行い、誘致セールスに努めてまいります。また、今年3月に大隅地域4市5町の行政で結成しました大隅広域ツーリズム推進協議会でも、4市5町の中で関西・中国地方へ出向き、旅行会社等へ誘致セールスをするように計画しております。

また、民泊受け入れ体制についても、地域産業活性化協議会の事業を利用しまして体験ツーリズムの人材育成事業のセミナー等を開催し、受け入れ家庭の体制の改善に努めてまいりたいと思います。

それから、民泊受け入れ家庭の戸数の確保を図るために、市報等の媒体を使い周知を図りたいと思います。

次に、漁業体験の漁船保険について、その後、県の補助制度はどうなったかという質問にお答えいたします。

教育旅行を推進する上で、本市は漁業体験を前面に誘致セールスをしておりますので、漁業

体験をさせるための保険料等の経費補助は必要なことだと思っております。ただ、市の出費を少しでも少なくするために、これまで県の補助金をお願いしてまいりました。

そこで、県の見解を申し上げる前に、遊漁船により漁業体験をさせるには、5年間有効の小型船舶登録と遊漁船業登録の2つの登録と、それに付随する1年間有効の漁船損害賠償保険が必要になります。そのような中で県の見解は、現在のところ、小型船舶登録と遊漁船業登録の2つの登録料は補助できるが、漁船損害賠償保険料については補助できないという見解でございます。

そのようなことから、現段階では漁船保険料につきましても県補助金が見込めないため、市独自において期限つきで民泊受け入れ家庭の負担を少なくする方向で補助してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

通学路についてですけれども、23年度126あって、道路上、看板などの設置が24カ所、そして現場指導が49カ所でしたかね、やられた。これに対して一生懸命取り組んでおられることは理解いたしました。本年度の取り組みといたしまして、一生懸命取り組んでおられますけれども、危険箇所マップ、そして保護者への周知とか、その点に関しても理解いたしました。

その中で、私、ちょっとわかりにくかったんですけれども、交通安全教室で危険予知トレーニングとかいろいろ二、三言われましたけれども、これは具体的にどのような訓練を生徒指導でされるのか、ちょっとひとつ教えてください。

それと、文科省から緊急合同点検実施が通達されて、それで市教育委員会では9月末までに各学校で調査するというふうにありましたけれども、緊急にということは、重大であり、そし

て急いでやらにゃならないというのが緊急という言葉と私は理解しておるんですけども、通達があつてから8月末までに報告と、そうなりますと、それからまた各関係機関と協議するにはかなりのまだ日数が後ろへ延びていくんじゃないかなと思っておるんですけど、そういう関係上、2月は大変学校の行事も忙しい時期にかかると思うんですけども、それでそのスケジュールはどんなになっているか、緊急に対する取り組み、その点をまず教えてください。

○学校教育課長（牧 浩寿） それでは、北方議員の2回目の御質問にお答えいたします。

初めに、危険予知トレーニングについてでございますが、危険予知トレーニングとは、事故や災害を未然に防ぐことを目的に、子供たちが通学路等に潜む危険を予想し、指摘し合う訓練のことでございます。

例えば、学校や通学路の日常の風景を写真に撮ったり、イラスト図を書いたりして、それらの図表の中からどんなところに危険が潜んでいるのかを指摘し、危険を回避するための解決策などを考えることで、危険を予知し、回避する能力を高めていくものでございます。

次に、緊急合同点検のスケジュールについてでございますが、先ほど述べましたとおり、文部科学省の緊急合同点検等実施要領に基づき、これが8月までに対策必要箇所抽出を行いました後、対策メニュー案の検討を迅速に行いまして、スピード感を持って対応していく所存でございます。

以上です。（スピード感はわかるんですけど、大体最終はどこ辺に持ってこられるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（宮迫泰倫） 続き。答弁漏れ。

はい、やってください。

○北方貞明議員 スケジュールの最終はどこ辺まで、報告、スピード感を持ってということでしたが、いつまでに報告の体制ができるのか。

○学校教育課長（牧 浩寿） このスケジュールでございますが、文部科学省の実施要領、こちらのほうが8月末までにとということで文部科学省の実施要領となっております。ですから、私たちは、県の教育委員会からの公文がこちらのほうに来ておるんですが、その日程もこの文部科学省からの指示の日程に沿っての実施であります。

ただ、考えますに、これは学校数が非常に、全国的に見ますと、多い、少ないという状況がございますが。例えば鹿児島市等に至っては70戸近い小学校があるわけでございますが、そういったところを勘案しての8月までの集約となっていると思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、本市は学校数等も少のうございますので、スピード感を持ってこちらのほうへは対応してまいります。この実施要領等は8月末というのが示されておりますので、私たちは当然それまでには早急に対応させていきたいと思っております。

○北方貞明議員 それまでにな、ちょっとわかりにくいんだけどな、まあいいわ。ちょっとわかりづらい。

そうしたら、とりあえずそういう実施要綱に則って早急に行動をとっていただきたいと思っております。

それでは、学校教育課の通学路に対しての教育課のほうはいいです。

道路上の危険箇所ということで、私が住んでいる城山団地のことを1例挙げさせていただきます。

城山の南側、市道城山2号線という名称がついております。この問題は既に、ここに今、写真を持っておりますから、教育委員会、土木課、あるいは皆さんこの現場は既に把握されておると思っております。把握されておるはずですよ、それで言います。

ここの写真上でいきますと、市道、先ほど言

いました2号線、2号線が約5メートルほどあるんですけれども、そのうちのここの歩道の部分、約50センチほど、そしてこの私有地が1メートルほどあるんですよね。そして現在ここを利用させていただいて生徒児童、もちろん歩行者は通っておるわけなんですけれども、以前はこの家が2階だったものですから気づかなかったんですけれども、今回改造されて1階部分になってですね、それで皆さんも御存じのように、城山は傾斜がついております、坂道が。

それで、下のほうから見ればこのようにしてかなり高く感じておるんですけれども、この上部に行けば1メートル30しかないんですよ、この屋根が。そして通行人、小学校のもう高学年になれば1メートル30は結構ありますから、顔面のところにこの屋根が来ておるわけですね。

それで、なぜ僕がここに気づいたかといったら、僕のほうで最初に気づいたわけじゃないんですけど、皆さん、住民は気づいておったかもしれませんけれども、私が夕方ここを歩いたとき、私のここに来たんですよ、屋根が、ほおのところ。これは大変やなということでそれから、どうかしてほしいというのを教育委員会、あるいは土木課へ走っていったわけなんですけれども。

そして、ここは私道の私有地なものですから、市では管理ができないわけですよ。だけど、歩行者はここを利用させていただいておる。それで、ここで今、路面がちょっと悪いんですけど、ここは私の民家の道路ですから、道路を使用させてもらっている。ここは荒れておるわけですよ。せんだって御婦人がここを通られて、小さな石ころにヒールを乗って横転されて、それで捻挫されて、そして向こうずねをすりむいたということも発生しておるわけですよ。

これはそれだけで済みましたが、今言ったように、生徒の通学路がこういう危険な状態に今さらされているのが現状です。それでこれも

市では、何ですか、僕は名前を知りませんが、ポールを2本、3本立てていまして、トラロープで張っていただきました。それでこの交通安全の旗は振興会のほうで張りました。それで、ほおが当たる部分はうちの子ども会のほうで対応しました。幸いにしてこの家主さんが、けがのないようにおたくらでできる範囲はやってください、うちは構いませんからと好意的に言うていただいてこういう防護をしたわけですけど。

こういうのを解決するにはどうしたらいいんでしょうかと思えます。こっちは市の管理、こっちは、ここは関係ないですよというのが今の市の考え方なんですけれども、市長が言われる安全対策でこの部分をどの課が、どの機関が中心になって解決の方向へ持ってただけるのか、その考えをひとつお聞かせください。

○土木課長（宮迫章二） 土木課のほうで今、応急的にやっております施設について御説明申し上げます。

今、北方議員が言われましたように、市道と隣接しておって非常に危ないということの報告がありましたので、土木課のほうですぐ調査に行きました。地籍のほうも確認いたしましたら、市道の境界と民地の境界が隣接しておりまして、今言われますように、建物は個人の敷地の中に建っております。

道路管理者としまして、防護さくもありませんので、建物がむき出しに建っているという状況であります。ですが、議員も言われましたように、道路の敷地内であれば道路管理者として防護さくなりできるのでありますが、個人の敷地であるために、そうした道路の交通安全施設というのがちょっと施工できない状況でありました。

したがいまして、まず、建物に当たらないように、本人の了解を得まして、また地域のPTAの方の協力も得まして、道路の危険ぐいを、応急的なくいなんですけれども、それを4本ほ

ど立てて、そしてまた交通安全の協会のほうから旗を立てていただいてしております。その屋根にも、許可をいただきまして反射テープなど張って対策をしているところでもあります。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥） 今、土木課長が答えましたけれども、今のケースに関しては、今申し上げたような、私の土地というようなこともありまして、今、担当が申し上げたようなことでございます。

ただ、一般的にこういった事例ですね、安心・安全大事じゃないかということであろうかと思えますけれども、ただ、ハード・ソフト両面がございまして、すべてハード的なもので対応できる部分と、やっぱりその危険度をしっかりと周知して対応していく部分が両方あると思えます。

そういったようなこともございまして、一般的に住民からの相談ですね、要望等に関しまして迅速に、的確に対応するという事で、平成16年の12月議会に垂水市課設置条例の一部改正ということで提案をして、3課の廃止とあわせて市民相談サービス課を平成17年から設置しております。

相談、要望等の案件に関しまして、窓口は市民相談サービス課でございまして、内容によって各課におつなぎをするという形なんですけれども、今回のケースのように案件が複数の課にまたがるという場合がございますので、それ以外の担当が受けて、土木課だとか何課だとすぐ判断できる部分はいいんですけれども、今回のようなケース、複数課にわたって、なおなかなか解決方法が早々には見つからないというケースに関しては、担当課を集めてまず協議することが大事だろうと思えますので、その対応を課長会議で今後指示して、すぐ答えが見つかるものと時間がかかるものだろうと思えますけれども、間違いなく課題が残っているとい

う事実はありますので、こういった方法があるのかということは今後検討していきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 各課と協議していくということでしたけれども、まず急いでやってほしいのが、地区に住んでおる住民の1人ですから早急にやってほしいんですけれども、この家の持ち主さんは、協力はするから、全面的に協力をすると言うておられるんですよ。だから、そうされると言われるんですから、相談に行って最善の、これでもまだ危ないんです、本当を言うて。実はですね、ここに、建築関係の方は御存じかもしれませんが、屋根の下に鉄板が張ってあったんです。それでも、かみそりのようなこれぐらいの薄いのですよね、屋根からこれぐらい出とったんです。そしてかみそり状態だったんです。それを子ども会のほうでこれを切断して真っすぐなっておるんですけれども、そのような危険な状態、最初は危険な状態だったんです、鋭利になって。

そういうことで、家の持ち主さんは協力をすると言うておられますから、急いで通学路、特に教育委員会のほうは市のほうに急いで要求、解決するようにしていただきたいと思えます。

以上でこの件は終わります。とにかく早急をお願いいたします。

それでは、修学旅行生の誘致拡大についてですが、平成21年度から来ていただいて、昨年も6校、私もこの民泊を受け入れている関係上、大変興味を持っております。今、市でも拡大に対しては、独自で関西方面あるいは中国方面へ誘致活動をされて、そしてまた大隅の市町村とも連携をとって誘致活動をされていることは一応理解いたしました。

その中で、民泊戸数の確保ということでありましたけれども、これはせんだっての新聞に、垂水市は100戸あるというふうに新聞記事には載ってございましたけれども、実際は聞いてみたら

80ちょっとしかないということでNPOの方は言うておられました。何であんなに100も載ったんだらうかとびっくりされていました。私もそうだろうと思っています。100は恐らく超してはいないだろう。

ということは、せんだっての186名の民泊にですね、前日まで民泊が決まらずに右往左往されておったのもあります。これ100戸あって2割、80戸が受け入れればいいですけど、3人ずつ受け入れても三、八、二十四、ゆっくり宿泊できる数字になっておると思うんですけども、実際は60ぐらいしかなかったということも聞いておりますけれども。だから、こういうことも早く安心してできるように、ここもひとつよろしくお願いしておきます。

そして、本市では特に海、そして桜島はセールスポイントでありますから、やはり漁協側との協力体制を密にしてやっていただきたい。そして、今後、拡大していくに対して、組合以外の協力体制は十分なのか、まず1点お伺いいたします。

それから市長の、先ほどもみずからのトップセールスでアメリカ、マカオなんかに行かれるわけです。観光のほうも、この間もカナダ方面に行かれました。していただいておりますことは十分理解しておりますけれども、市長みずから行くたびにPRしていただければと思っています。この点は要望しておきます。

そして質問、漁協との関係、拡大についてお願いします。

○商工観光課長（塚田光春） まず、1点目の組合との修学旅行との連携なんですけれども、先ほどお話ししましたように、当然うちは漁業体験という強い武器を持っておりますので、この漁業体験をセールスポイントに中国・関西地方の旅行会社や中学校、高校の先生たちにアピールしているところでございますので、今後はやはり修学旅行のこの漁業体験と民泊をセットし

たやつですね、この価格帯をセットしたやつで誘致セールスの強化に図っていききたいというふうに思います。

それからもう1点、拡大施策でしたですかね。拡大施策につきましては、今、現状では、鹿児島県のツーリズム推進協議会の会長をされておるんですけども、南さつま市のNPOから、現在のところ、漁業体験だとか民泊だとかこういった修学旅行生の受け入れのあっせんをしていただいているところでございます。

そのような中で、この関係は当然大事にしつつですね、これとは別に垂水市独自で旅行会社と直接契約できるように、このことも念頭に入れながら誘致セールスに回って、1校でも多く確保していききたいというふうに思います。

以上でございます。

○北方貞明議員 先ほど今、漁業体験と民泊をセットということで、どうしても漁協の協力がなくちゃいけないと思っています。その辺は十分認識して進めていただきたいと思っております。

それから、エコリンクの今現在、下請をしておるわけなんですよね。それから、言葉は悪いけれども、上前をはねられておると思うんですよ。出水市では既に昨年48校来たうちの8校を出水独自でやっているというふうに聞いておるんですけども、このように独自に持つていくにはどのような条件というか、そういうのをクリアせないかんのか。そしてまた、本市では独自を何年後に見据えておるか、その点をお伺いします。

○商工観光課長（塚田光春） 先ほど南さつま市のエコリンクというNPOが今、鹿児島県の修学旅行を一手に引き受けて受け入れをしているところなんですけれども、ここの代表者に聞きますと、県外の修学旅行生を受け入れるようになるまで10年かかったというようなことを申されておりますので、今ここが先ほど言われた

ように手数料を取ってうちのほうに回ってくるわけなんですけれども、やはりここの代表者との今後はいい関係を築きつつ、垂水のほうで直接受け入れを今後はしたいというようなことも今後は相談しながらやっていくのも非常に大事なことだというふうに思っております。

そうですね、今、エコリンクをNPO、南さつまのエコリンクを仲介しての修学旅行の受け入れをしておりますので、旅行会社から直接受け入れることによって当然仲介の手数料等もまたそれがなくなるわけですので、直接受け入れることによってまた民泊受け入れ側の体力もつくというふうに思っておりますので、こちら辺を重々理解しながら努力してまいりたいというふうに思います。

○北方貞明議員 今、独立するのに10年かかったと言われましたけれども、我が垂水市は皆さんが頑張っておるわけですから、10年と言わずに5年でもできるように一応よろしく願っておきます。

そして、そうなれば体力ができるということは、民泊受け入れ側の収入も多くなることですから、1年でも早く独自でできるようにいろんな機関に働きまして稼いでください。

次に、漁業保険についてですけれども、県のほうで2つの登録料の補助はできるということでしたけれども、賠償保険のほうはちょっとできないということでしたけれども、市のほうで保険料、民泊家庭に負担の少ないように期限つきということですが、少ない方向あるいは期限つきというのは、少ないというのはゼロということか、期限つきというのはいつまでのことか、ちょっとその点をお願いします。

○商工観光課長（塚田光春） ただいまの質問にお答えいたします。

やはりこの漁業体験というのは、本当に先ほどから申し上げますとおり非常に大事なことだというふうに思っておりますので、現在の教育

旅行の受け入れ体制は4年目ということで、まだまだ組織力や運営基盤が脆弱であることから、漁船損害賠償保険料の補助金の期限はある一定の修学旅行生数の誘致確保ができて充実ができるまでの一定期間を、3年間程度を目安に補助したいというふうに考えております。

補助率についてでございますが、県が補助に難色を示していること、それからまた住宅改造補助も4分の3であること、それから漁業体験以外の受け入れ家庭等の不公平を解消するために、できる限りの補助をしてみたいというふうに思います。

○北方貞明議員 私が言いたいのはですね、できる限りというのは、全額見てもらえるのか。3年はわかりました。一番聞きたかったのはその金額のことなんです。

だから、前の議会でも言いましたように、3,200円に掛ける定員数ということですよ、だったですよ。それを1年1年掛けていかなきゃならないわけですよ。今、こういう状態で民泊を受けていて、5,000円ぐらい確かに宿泊料をいただいております。それではちょっと厳しいんですよ。だから、垂水市はこれだけこの修学旅行生に力を入れているのであれば、市長、思い切ってばんと払って、全額見んかと、それぐらいの腹でこれを修学旅行生の民泊を盛り上げていきましょうや。思い切ってこれは全部見ますからと言えないんですか。

○市長（尾脇雅弥） お答えいたします。

ブルーツーリズム関係に関しては、前漁協組合長等を中心として非常に御尽力をされまして、北方議員初め、多くの議員の皆様にも受け入れとにも協力をしていただいております。

究極的には漁業振興ということで漁協の皆さんが、漁業を営んでおられる皆さんが手取りがふえて、そういうことを目的にしながら、ある面カンパチ祭りでありますとか、こういったブルーツーリズムという形で振興をしていただい

ているということをごさいますして、今、4年目
ということ、今、北方議員がおっしゃったよ
うな形で、大きな垂水の1つの柱じゃないかと、
思い切ってやれと、全く気持ちとしてはそのと
おりでございます。

ただ、補助率関係に関しては先ほど話をした
ような状況で、県としてはこれに関しては関知
しないというような考え方でございます。

担当課長のほうが、できる限りということで、
ある面ちょっとあいまいな形でお答えさせてい
ただいたわけですが、住宅の改造の補助
率というのが4分の3というようなこともあつ
たりですね、また漁家体験以外の受け入れの家
庭というのもありまして、そこの関係も考え
ますと全額というのはなかなか難しいと思うん
ですが、私自身としては、4分の3というこの
基準を目安として補助したいというふうに考え
ています。

○北方貞明議員 期待しておりましたけれども、
残念です。全額いただけるまでもうちょっと頑
張りますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（宮迫泰倫）本日は、以上で終了しま
す。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）次は、明日午前9時30分
から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会し
ます。

午後4時40分散会

平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 4 年 6 月 1 3 日

本会議第3号(6月13日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年 6月13日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。

6月に入りますと、梅雨入りに伴って大雨、台風等を心配する時期にもなってきました。去る5月26日、垂水市で開催の鹿児島県総合防災訓練に参加させていただきましたが、災害のないことを祈り、あわせて、十分な対策の体制も整えていただきたいと思うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。市長並びに関係課長の簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、1点目の若者の失業率についてであります。

5月20日前後でしたか、「南日本新聞」に、国際労働機関（ILO）は、ことしの若者15歳から24歳の失業率が12.7%になり、昨年度より0.1ポイント上昇するとの推計を発表しました。欧州財政危機を背景に若者の失業率は2016年までは高どまりが続くと予想されているようですが、垂水市における若者の失業率はどれぐらいなのか伺います。

次に、2点目ですが、公共事業、市道整備についてであります。

市道元垂水原田線の道路整備が今年度から、

元垂水側から整備されるようではありますが、その計画を伺います。

3点目は、上野台地にあります土砂処分場についてですが、きのう大園議員も質問されましたが、重複するところもあるかも知れませんが、御了承願いたいと思います。

土砂処分場は、垂水市にとっても、また工事関係者にとっても非常に重要な施設ですが、満杯の状態にあるとお聞きしますが、現状でどれぐらいなのか。期間利用できるのか。また、利用できないとすれば新たな計画があるのか伺います。

以上3点、1回目の質問といたします。

○商工観光課長（塚田光春）川越議員の垂水市の若者の失業率はどれくらいかという質問でございますが、失業率については市のほうではとらえておりませんので、鹿屋職業安定所に問い合わせましたところ、鹿屋職業安定所管内の失業者数はとらえておらず、有効求職者数としてとらえてあります。また、垂水市のみの有効求職者数はとらえてありません。つきましては、失業率でなく有効求人倍率になりますので、鹿屋職業安定所管内にある鹿屋市、垂水市、肝属郡の有効求職者数と有効求人倍率についてお答えいたしますので、御了承願いたいというふうに思います。

それでは、平成24年3月現在の鹿屋職業安定所管内の鹿屋市、垂水市、肝属郡の地域の有効求人数は3,007人に対して有効求職者数は4,050人で、有効求人倍率は0.74倍で、前年同月に比べて少しは上昇しているものの、依然として有効求人倍率が1を下回り、求職者は厳しい状況が続いております。中でも、川越議員御指摘のように、44歳以下の若い求職者が全体の半数以上を占め、若い方の求職者数が多い状況でございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）川越議員の元垂水原

田線の道路整備計画について、お答えいたします。

市道元垂水原田線は、起点が元垂水の国道220号の交差から、上市木、野久妻を經由し、終点は上原田の県道南之郷線との交点までの延長約7,300メートルの二級市道でございます。1期地区としましては、終点側から野久妻までの延長約2,900メートルを平成5年度から着手し、平成23年度で完了しております。

今回御質問の元垂水側からの整備につきましては、平成23年度から平成27年度までの辺地対策事業で、2期地区といたしまして上市木までの延長2,800メートルを整備する計画でございます。平成23年度は測量設計業務委託を発注し、全路線の2,800メートルにつきまして詳細設計を完了しており、平成24年度から、起点となります国道側から工事着手する予定でございます。

続きまして、土砂処分場につきまして、大藪議員にもお答えいたしました。現在の状況を見ますと、大災害が起きなければの話でございますが、あと2～3年程度で満杯になるのではないかと思っております。平成17年の大災害の後に次の候補地の選定を行っておりますが、そのほとんどが治山工事が行われており、保安林指定の設定がなされているところでございます。残土処分場だけでは保安林解除は申請も受け付けていただけない状況でございますが、処分場を確保しておきませんと、大災害時の対応に苦慮するものと考えられますので、あらゆる方策も考慮し、今後はさらに範囲を広げ、関係課とも協議を行い、候補地の選定をいたしたいと考えているところでございます。

以上であります。

○川越信男議員 一問一答方式でお願いいたします。

まず、失業率であります。もちろん垂水市だけの問題でなく、日本全国非常に厳しいとは思いますが、企業の誘致もできない、若者の流

出はふえる、何といても国・県・垂水市を今後支えていくのは若者なんです。高齢化・少子化の状況はわかります。交流人口もわかります。しかしながら、現状は水産業・建設業と、まだ若者が必死に頑張っております。若者の頑張りは垂水市に活気を与えてくれます。商店街の方々からは悲鳴の声もお聞きいたします。

垂水市の活気を呼び起こすためにも、若者の人口流出をなくし、若者の働ける場所を確保するのも行政の仕事だと思います。働く場所、雇用、失業等の政策的な提案をまだ1回も聞いていないようですが、若者の雇用、失業について、市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。

川越議員の若者の雇用、失業についての見解はという質問にお答えをいたします。

若者の雇用と失業対策は、本市にとっても重要な課題の1つだと思っています。そこで、平成24年、市の雇用対策につきましては、昨年度に引き続き地域雇用創造推進事業と重点分野雇用創出事業に取り組んでまいります。

まず、地域雇用創造推進事業は、商工観光課内に1名事務員を置いて、垂水市にある企業への求人あつせんのためのパンフレットを作成し、関西・関東垂水会などを通じてのPR活動の実施や、就労のために役立つ講演会やツーリズム推進のための講演会を実施し、35名の雇用創出を目指しております。

次に、重点分野雇用創造事業につきましては、商工観光課を初め5つの課で合計6事業を実施しております。15名の失業者が雇用される予定になっております。建設業の失業に対する取り組みは、公共事業のところで説明をいたします。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

垂水を思う気持ちは、行政、議会、市民、同じだと思います。若者の失業率から学んだこと

は、この若者が将来垂水を背負っていくわけですから、何らかの対策を検討していただきたい。強く要望いたします。

次に、市道元垂水原田線の計画を回答いただきました。

上市木から野久妻間については県の工事で立派な橋もできましたが、道路が狭い上、カーブも多く、舗装も割れております。順次整備してほしいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 上市木から野久妻までの区間の整備計画につきまして、お答えいたします。

先ほど2期地区につきましては、辺地対策事業で平成23年度から平成27年度までと御説明申し上げましたが、残りの約1,600メートルにつきましては事業計画等の見直しを行いまして、継続して整備をしていく予定でございます。

以上であります。

○川越信男議員 市道整備、公共事業の観点から、公共事業がふえ雇用が生まれないと、建設業者は非常に厳しい状態でございます。倒産、廃業も考えなければならなくなってきております。「市の単独予算措置も考えてほしい」との声も聞きます。災害時の協定も結び、いざ災害時は建設業者も垂水市民の生命・財産を守っております。雇用、防災上からも、公共事業の単独予算措置の考えについて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 御質問いただきました、防災上からも公共事業の単独予算措置を考えられないかという御質問について、お答えをいたします。

平成21年度から平成23年度までは国の施策等において各種の臨時交付金事業があり、発注件数も多く対応ができたところでございます。現在のところ、新たな交付金等の事業はございませんが、本市におきましては、今年度の市長政策調整枠の中でも道路改修工事を盛り込んでお

り、今回も側溝清掃などの補正を提案しているところであります。

このように、市単独では一定の公共事業を確保するための努力はしてはいますが、国においては、「コンクリートから人へ」の政策の中で全国的に見ても公共事業が減少しており、建設業界の景気低迷は建設業者の死活問題につながってきているものと認識をしているところでございます。

市といたしましては、今後とも、独自予算の確保とともに、国や県に働きかけ有利な事業導入を図るように要望を行うなどの努力をしてまいります。一方で、建設業者におかれましても、現状の課題解決のために、本市における国や県の工事を受注できるように体制の整備を図るなどの努力もあわせてお願いしたいと考えているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

財政調整基金の積み立ても必要でしょうが、有効な生きた予算措置も必要だと思います。このことは強く要望いたします。

次に、土砂処分場の現状及び計画をお聞きしましたが、新たな計画があるとすれば場所はどこなのか。ないとすれば、災害でも起きた場合、重要な施設であることから、今後どうするのか伺います。

○土木課長（宮迫章二） 土砂処分場につきましては、昨日も大藪議員にお答えしておりますが、現在、候補地を選定しているところでありますが、現在のところ特にありません。また、今後は関係課と協議をしながら選定していかなければならないと思うところでございます。

以上であります。

○川越信男議員 最後に、近隣の農家の方々から、満杯状態の土砂処分場から風が強いときなど砂ぼこりがひどいので、花の種をまくとか対策をとればとの声を聞きます。コスモスの花等の場合は花見もできるのでは、また、処分が終

わった土地を再利用して売却することはできないかとの声も聞きますが、見解を伺います。

○土木課長（宮迫章二）砂ぼこりなどの飛散防止のために花の種をまくなどの対策につきましては、前向きに検討したいと思っております。

処分が終わった後の土地利用として、売ることとはできないのかとの御質問につきまして回答いたします。

この処分場建設に当たりましては、平成18年度に保安林解除の手続きを行い、平成19年度に林地開発許可申請をし、許可はありましたが、その土地利用計画では造成森林ということで山林に返すことが条件となっております。したがって、処分場が満杯になりました後、その計画に基づいて整備していかなければならないため、現段階におきましては、払い下げにつきましては考えてはいないところでございます。

以上であります。

○川越信男議員 ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、11番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

野田政権発足から2度目の内閣改造が行われ、「被災地の瓦れき処理もせず、党内の瓦れき処理をただけだ」と言われております。また、「民主党は、会期延長して消費税案を通すのでは」とも言われております。自民党の茂木氏は、衆議院消費税特別委員会で「最低保障年金など社会保障政策は一体改革からおろし、国民会議で議論すべき」と野田総理に提案しました。増税だけ先行させ、片づけ、社会保障部分は分離して協議させようというもので、この計画の背後に森喜朗元首相ら、小沢切りをして民主党との大連立をもくろむ勢力が控えているそうです。この流れをつくれるかどうか、野田総理の手腕が問われているようでございます。

いずれにしましても、煮詰まって身動きのとれない消費税議論に決着をつけないと、国民の期待はどうしても第三極へ向かうのではないのでしょうか。自民党も民主党もありません。国民のため1つ1つの課題を解決するのが政治家の役目ではないのかと思います。このことを強く申し上げておきたいと思っております。

消費増税を柱とする一体改革関連法案が今国会で成立しない場合に、衆議院議員解散、総選挙と言われておりますが、総選挙は来年の夏の衆参同時でよいのではと考えております。

それでは、早速質問に入ります。

最初は、市有施設整備基金についてお伺いします。

ほとんどが庁舎建設基金と考えますが、庁舎の基本構想と基本方針について、お答えをお願いします。

次に、学校跡地についてでございますが、平成22年3月閉校後、そのままの状況です。その後、各学校とも何か動きはないのか教えてください。

3つ目は、農業問題でございます。

まず、鳥獣被害についてですが、22年度の鹿児島県の被害額は6億5,000万円だそうです。けさの新聞で、23年度の被害額は5億2,066万円だそうです。垂水市が23年度で190万5,000円だそうです。実際はもう少しあるんじゃないかと思っております。現在の鳥獣対策への取り組みと課題について、お答えをお願いいたします。

次に、農業後継者の海外研修についてお聞きします。

昨年、県は3名の海外研修を行っているようです。垂水市もこのような取り組みを導入する考えはないのでしょうか、お答えをお願いいたします。

終わります。

○財政課長（北迫睦男）庁舎の基本構想と基本方針についての御質問にお答えします。

新庁舎建設基本構想とは、新しい庁舎の建設に当たって垂水市が目指す庁舎像を明らかにするとともに、今後の新庁舎建設の基本となる方針を取りまとめたものになります。

市では、新庁舎の建設の方向性について必要な事項を調査・研究するため、3月の議会で御報告いたしましたとおり、庁内に垂水市庁舎建設等庁内検討委員会を設置いたしました。今後この庁内検討委員会では、現庁舎の背景や課題などを踏まえて、よりよい市民サービスの提供、効率的な行政運営を目指し、新庁舎の建設について必要な事項を1つ1つ検討してまいります。その検討結果報告書を市長へ提出して、基本構想案を策定いたします。そして、その後に設置します市民を交えた新庁舎建設検討委員会において審議していただき、最終的な基本構想を決定する予定としております。

また、その基本構想策定の過程では、市民参加を図るため、情報提供や市民アンケート等を通じて、より幅広い市民の御意見を聴取し、基本構想に反映していきたいと考えております。

○教育総務課長（川畑千歳） 森議員の御質問にお答えいたします。

閉校3中学校跡地のうち旧垂水南中学校跡地においては、水耕栽培企業からの事業提案を受けておりますことや、市における物産館、レストランの建設計画について関係課で協議されていることなどございます。

旧牛根中学校跡地と旧協和中学校跡地については、企業の照会を受けて現地案内等を行いました。現在のところ事業提案までには至っておりません。そこで、ことし2月に垂水市行政改革会議が牛根校区と協和校区全域を対象にアンケート調査を実施いたしました。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 森議員の農業問題につきまして、まず、第1番目の鳥獣被害についてを答えさせていただきたいと思っております。

被害額につきましては、状況にもよりますが、被害に遭っても被害の状況の報告のないことが多いと、被害額として表面的に出ていることが多いようです。これにつきましては、県の被害額についても言えるようであります。

市の取り組みと課題についてであります。有害鳥獣捕獲対策協議会を開催し、捕獲体制の確立や円滑かつ適正な捕獲の推進と被害防止対策の推進を図っております。また、有害鳥獣駆除員の方々のハンター保険料の本市のほうでの負担や、鳥獣捕獲ごとの補助金、イノシシ5,000円、猿1万円、タヌキ4,000円、カラス600円、アナグマ2,000円等の交付を実施しております。課題としましては、駆除員をやってもらっております猟友会の32名の会員の方々が全体的に高齢化してきておりますことや、会員数の減少で実態に合った有害鳥獣の駆除の実施がままならないこととございます。

続きまして、農業後継者の海外研修についてを答えさせていただきたいと思っております。

海外農業研修につきましては、議員も内容及び県内の実績に触れられたところでありますが、再度確認の意味で述べさせていただきます。

この海外農業研修制度は、公益社団法人国際農業者交流協会が主宰するものでありまして、他の一般的な留学あるいは研修からしますと、非常に安価な費用で海外の農業研修を体験できるものであります。「アメリカ・コンビネーションコース」約19カ月、「ヨーロッパ・プラクティカルコース」約13カ月等のコースが準備されているようであります。

県内の過去4カ年の実績としましては、20年度1名、21年度2名、23年度3名の計6名が体験をしているところであります。また、研修費用につきましては、アメリカコースだけ申しますと、事前及び出発前講習11万4,000円、研修参加費95万円、生活費その他諸費用で計の約200万円程度がかかるようであります。しかしながら、

そのうちの約5割は現地実習手当で賄えるよう
であります。ただし、国や県の補助金はありま
せん。今まで体験された方々は、奨学金や無利
子の研修サポート資金等を借りて研修費用に充
てていらっしやったようであります。

また、本市のこれまでの実績であります、
近年はいらっしやいません、ただ、平成22年
度に申請をされた方がいらっしやったそうで
すが、いろいろな事情により断念されたと聞いて
おります。それでも、やはり少なからず費用の
面につきましての影響があったのではと推測を
してきたところのようであります。

そこで、お尋ねのところではありますが、今年
度より実施の国の新規事業であります、人・農
地プランの新規就農者への支援であります青年
就農給付金準備型に、新規就農者の研修となる
ため要件を満たせば給付の対象となりまして、
年に150万円の支給を受けられるようであり
ます。また、帰国後、早速自分で就農を開始さ
れますと、同じく青年就農給付金の経営開始型
に、要件を満たすようでありますと対象とな
りまして、年に150万円の支給を受けられる
ようであります。

そこで、本市独自のお手伝いはということ
でございますが、今までもこの件に関しまして
は、「非常にいいことであるから、市なりのお手
伝いをされたらどうですか」というお声かけを
いただいているところでありました。そこで、
今までも情報収集を重ねてきたところであり
ましたので、先月、財政課を含めまして関係課
で協議を実施したところあります。

その内容といたしましては、垂水市農業後継
者等海外研修補助金交付要綱を、実際に体験
される方が出てこられたときに制定しよう
ということになりました。やはり対象者があ
つての交付要綱という点、またそのときの
費用面、また国・県の制度との整合性を重
要とすることが、要綱制定の有効性、対費用
効果を高めることができるのではということ
で決定したところ

であります。

以上でございます。

○森 正勝議員 一問一答で質問いたします。

市有施設整備基金についてでございますけ
れども、やはり、アンケートで市民の意見を
拾い上げるということでございますけれども、
やはり検討委員会の中に市民の代表の方も
メンバーとして入れていただきたいというこ
とを要望しておきたいと思っております。

庁舎につきましては、補修・改修・新築と
あるわけですが、これまででどういう検討
をされたのか。そしてまた、それぞれの費用
はどのくらいになるのか、教えていただか
ないというふうに思います。

○財政課長（北迫睦男）現庁舎は、建設後
既に五十数年が経過しております。施設や設
備の老朽化及び機能の低下、また庁舎の狭
隘化などのさまざまな問題を抱えておりま
して、市民の利便性、サービスの向上、円滑
な行財政運営、さらに、安心・安全な暮らし
を支える拠点としての役割に支障を来して
おります。これらに対応するためには、森議
員がおっしゃるとおり、現庁舎の補修・改
修または新築など手法もいろいろございま
すが、対策を急がなければならないと考
えております。

そこで、基本構想策定の過程におきま
して、先ほど申し上げました現庁舎の課題
や基本理念、基本方針を踏まえ、基本的
には新築か改築を考えておりますが、
庁舎としての基本機能や経済性、また事
業手法等、あらゆる角度から十分検討し
た上で庁舎建設手法を選定していきたい
と思っております。

事業費につきましては、今の段階では
まだ試算もなく、これからになりますが、
費用対効果や維持管理など中長期視点
から見て、いろいろ検証してまいりたい
と考えております。

○森 正勝議員 事業費はまだ考えて
いないということでございますけれども、
できるだけ早

く事業費の試算をしていただいて、数値を出していただかないと、我々も検討の仕様がございません。いつごろまでその数値を出していただけるのか。

それから、一方で財政改革をやると言いながら、一方ではまた庁舎建設というふうになればどうも整合性がないように考えるんですが、これについてはどのようにお考えなのか、お答えをお願いいたします。

○財政課長（北迫睦男） 庁舎建設と行財政改革との整合性について、お答えいたします。

庁舎建設の必要性については先ほど申し述べましたが、議員御指摘のとおり、庁舎建設には多額の費用がかかることから、本市財政に与える影響は非常に大きいものと考えられます。

本市は、平成22年に第2次財政改革プログラムを策定し、行財政改革を推進しております。特に、投資的経費の見直しと公債費の縮減につきましては、改革の根幹をなすものとして、優先度による事業の峻別や市債の新規発行額の抑制を図っているところでございます。現段階では庁舎建設に係る費用は基金積み立てと市債の活用で負担の平準化を図り、財政への負荷を最小限に抑えることを想定しております。

今後、事業規模や事業の実施手法などについて庁内検討委員会で1つ1つ検討してまいりますが、検討結果報告書の中で概算事業費は算出したいと考えております。報告書は、基本構想案にもなりますので、2～3年の期間は必要と考えているところでございます。

○森 正勝議員 4回目の最後の質問ですが、これは市長にお答えをお願いしたいんですが、庁舎については鳥取市が、新庁舎ということで100億円ぐらいかかるそうですけれども、新築の場合100億円と、それから耐震した場合が20億円だったそうですけれども、これをどうするかということで住民投票にかけております。結局鳥取市は、ちょっと多額の費用が

かかるということで、ノーという答えを出しておりますけれども、代議制民主主義が原則とはいえ、首長と議会だけで結論を出すわけにはいかないと私は考えるんですけれども、市長はこの辺のところはどう考えますか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの答弁で財政課長が申しましたとおり、庁舎建設に当たっては、市民や市議会の皆様との情報提供や御協力が必要であるというふうに思っております。専門的かつ幅広い見地からの御意見や御議論をいただいて、市民の視点に立った開かれた庁舎づくりに努めてまいりたいと考えております。また、責任ある住民自治の確立からも、市民の参加と協働は重要であります。自治のかなめとなる市民のための庁舎へとつながっていくものと考えておりますので、その辺も含めて今後協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○森 正勝議員 よろしく申し上げます。

それから、学校跡地についてでございますけれども、私、2年ぐらい前の議会ですかね、申し上げたんですけれども、北海道の新冠町がホームページで学校跡地を再利用される方を募集して、平成24年で、7校あった学校跡地のうち6校が再利用されております。本市もこのようなやっぱり試みを行い、本気でこの問題に取り組むべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育総務課長（川畑千歳） 森議員の2回目の御質問にお答えいたします。

市内中学校統合に当たりまして、垂水市中学校統合地区別協議会において閉校中学校跡地及び利用について協議を進めていただきましたが、具体的な経過をまとめるに至りませんでした。そこで、垂水市行政改革会議の民間活力部会で協議を重ね、跡地の利活用に地区住民の意向を反映させる目的でアンケート調査を実施し、ことし3月に取りまとめを行いました。アンケート結果からは、市民を含む校区民の利益につな

がる施設整備を望んでいる、そのようなことがうかがえるようです。

この結果も踏まえて、また、手法として森議員から提案がありましたインターネットの活用を含め、今後も全庁体制で取り組んでいくことが必要と考えます。現在、牛根地区では地域振興計画の策定が進められております。その中でも旧牛根中学校跡地の利活用についてテーマに取り上げ、議論していただければありがたいと思っております。

以上です。

○森 正勝議員 このインターネットによる取り組みはぜひ早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

宮崎県の去川小というのがあるんですけども、ここが平成21年4月に廃校となりまして、22年9月から活性化推進委員会で1年半かけて、NPOも参加しながら協議を行ったけれども、地元の活用・維持管理は厳しいという結論に至り、市に一任されたそうでございます。そして22年10月に宮崎市学校跡地等利活用検討委員会を設置して、今後の方向性を協議して、22年12月に検討委員会で利用団体を公募する旨の方向性を決定し、23年2月に募集を開始し、23年5月、3つのNPOと2つの有限会社から申し込みがあったそうでございます。その1つが決定されておりますが、その1つの会社がサングロウという会社でございまして、コミュニティ・シンクタンクでございまして、企業・NPO・大学等、各分野の専門家を多くネットワークして、テーマごとに専門家が集まるプロジェクトをつくり、事業プラン作成、課題解決、事業開発を行っているそうでございます。

宮崎県にはこのような会社があるそうでございますけれども、こういう会社の募集をする気はないか、お答えをお願いいたします。

○教育長（肥後昌幸） 地域の中核でありました中学校への地域住民の思いというのは非常に

大きなものがあるというふうに認識しております。閉校中学校跡地の利活用につきましては、先ほど教育総務課長も申し上げましたけれども、アンケート結果や地域の議論等の結果などを踏まえて、また地域住民の意向を大事にしながら、地域に、そして市民に役立てるという方向で進めていく必要があると考えております。先ほど森議員が提案されました、そういう方法も1つの方法かというふうに思いますので、先ほど教育総務課長が申し上げましたとおり、今後も全庁体制でこの課題については全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○森 正勝議員 全庁で取り組まれることは非常にいいことだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後は、市長にお伺いします。

先ほど申しましたように、こういった学校跡地に取り組む会社があるそうでございます。やっぱり垂水もこういう会社を活用すべきだと思うんですが、市長、市長のお考えはどうですか。ちょっとお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 重複する部分もあるかと思いますが、閉校中学校の跡地の利活用というのは地域にとっても、本市にとっても、施設の有効活用というところだけでなく、地域の活性化という面から重要な課題であります。できる・できないということはありますけれども、今、御提案いただいたような前向きな案件等は参考にさせていただいて、あらゆる利活用の可能性を見据えて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えますので、繰り返しになりますけれども、全庁的な取り組みの中でまずは情報を集めて、そしていいものを選択をしていくという方向性でとらえていきたいというふうに思っております。

○森 正勝議員 次は、鳥獣被害についてでございます。

鹿児島県も鳥獣対策自治体への重点支援とい

うことで、1市町村に200万円を限度として助成しているようでございます。こうした助成金を利用して垂水市も実施部隊の実動日数をふやしていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりについてはどのように考えていらっしゃいますか、お答えをお願いします。

○農林課長（池松 烈）2回目の御質問について、お答えしたいと思います。

この事業につきましては、鳥獣被害対策実践事業、鳥獣被害防止総合対策交付金による国の事業であると考えますが、駆除実施隊を組織して実施することで、その活動に対してソフト事業として上限200万円を交付するものであるようでございます。本市におきましても猟友会に打診をしたところでありますが、「本市にはなじまないのでは」との答えをいただいているところであります。

次に、駆除の実情につきましては、本市におきましては、通常の猟期を除きまして有害鳥獣の駆除の指示書を発行しているところであります。駆除員は猟友会から推薦のあった方々をお願いをしております。他市におきましては駆除隊という組織を設立しているところもありますが、本市におきましては猟友会で実施しているところであります。

駆除員の年間の出動日数は延べ945日、224名となっておりますが、表面に出てこない日数もあるようであります。駆除した主な鳥獣類は、銃とわなを合わせましてイノシシ200頭、ニホンザル19頭、タヌキ・アナグマ35頭、ドバト126羽、カラス186羽、ヒヨドリ11羽となっております。

今、御質問のありましたソフト事業導入が本市にとってはちょっと猟友会のほうとの関係で難しいようでありますので、今後は、先ほど述べましたハンター保険料の助成等も含めまして、有害鳥獣の駆除ができるだけ実施できるような実情に応じた環境整備も図っていきたいと思っ

ております。

以上です。

○森 正勝議員 今、実動部隊のことを言われましたけれども、群馬県の下仁田町では日本獣医生命科学大学と共同で、猿に発信機をつけて頭数や場所の特定、何を食べているのかを調べて参考にしているようでございます。垂水市も鹿大との連携ということを考えて、本気で鳥獣対策に取り組むべきではないかと思うんですが、これについてお答えをお願いします。

○農林課長（池松 烈）3回目の御質問についてでございますが、たしか群馬県下仁田町というところでございます。農林水産省の平成22年度鳥獣被害対策優良活動表彰で農林水産大臣賞を受賞したところではないかと思えます。日本獣医生命科学大学野生動物学教室と連携した科学的・広域的な猿の被害対策など、地域と一体となった取り組みが評価されたようです。

町では、牛の放牧やボランティアによる緩衝帯の整備、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲技術の向上など各種特徴的な取り組みと、関係者が連携した地域一体的な活動を展開しているようでございます。また、隣接市町村、大学と連携した猿のテレメトリー調査、電波発信機を用いた生息状況調査に基づく被害対策の手法が優良事例となっているようでございます。

実は、本市でも平成22年度に同様のことを実施するため、鹿児島県が鹿児島県環境技術協会に委託しまして、鹿屋市、垂水市を中心に発信機を装着する猿の捕獲を実施しましたが、捕獲することはできませんでした。そのため、この事業を断念した経緯があるようでございます。また、この対策に当たっての包括協定を結んでおります鹿児島大学との活用を今、提案をされたところでございますが、非常にいい提案だと思います。ただ、大学側の意向も確認していかなければなりません。ここは、所管であります私ども農林課と、窓口となっております企画課

とで連携を図って対処していきたいと思ひます。
以上でございます。

○森 正勝議員 ぜひ何か対策をお願いしたいと思ひます。

最後はまた市長に振りますけれども、ビワ農家の方々も自分のビワ畑のところに4メートルぐらいのネットを張って努力をされたりしておりますけれども、なかなか限界があるようでございます。集落とのすみ分け、モンキードッグの養成、ロケット花火を配るとか竹林の伐採、いろいろ対策はあろうかと考えます。もう少し農家のことを考えて何か対策をとるべきだと思うんですけれども、何か1つでもいいと思ひますので、市長、何かやるということをもう少し答えていただきたいんですが。

○市長（尾脇雅弥） 4回目の御質問にお答えさせていただきます。

本市の鳥獣被害の状況につきましては私にも報告が届いておりますし、直接市民の方々からの御意見ということで、森議員がおっしゃったような現状であるということはよく理解しております。

この問題は本市の問題だけではなくて、県内そして全国的な大きな問題となっておりますので、大きな視点での解決策といたしまして、やはり市町村の立場としましての実情を細目に県や国に報告をいたしまして、その実情をしっかり把握していただく、そして対策を検討していただいた上で、事業の実施に取り組んでいくことが肝要だとは思っておりますが、現実的に本当に大変な状況があるというのも聞いておりますので、現場の方々の声をまずは聞いて、それの中で、すぐできることから着手をしたいと思ひますので、そのことを検討させていきたいというふうに考えております。

○森 正勝議員 よろしくお願ひします。

最後に、農業の海外研修でございますけれども、非常に前向きなお答えをいただきましてあ

りがとうございます。議長もJ A E CのなんかOBだそうでございます。現在、農業に一生懸命頑張っておられます。やっぱり、こういった本気で農業に取り組む人を育てていくということも大変大事なことだろうと思ひます。私どももこういった海外研修をする人を議長ともども探してまいりたいと思っております。答えは要りませんけれども、ぜひ補助制度を実施していただいて、若い農業後継者というものを育てていけたらというふうに思ひます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。次は、10時35分から再開いたします。

午前10時24分休憩

午前10時35分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 国政につきましては森議員とちよつと考えが違ふもんで。消費税をですね、マニフェストにもなかったんですよ、民主党は。それをここで増税するというのは、私、3月議会もちよつと言ったんですけど、どうしても納得がいけないんですよ。そこで、ぜひ解散総選挙をしていただきたいということをお願いしてから、一般質問に入ります。

議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従ひまして質問をしまひます。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

先日、垂水市第5期高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画をいただきまして、読ませていただきました。

まず、今回提案されております議案第38号垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の認知症対

応型共同生活介護について伺います。

在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設としての介護老人保健施設については、第5期計画期間においては療養病床転換事業の受け皿として中央圏域に施設整備が検討され、既に本年4月から稼働しているようですが、その状況を教えてください。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画作成の基本資料として高齢者実態調査があると考えられますが、この中で災害時の避難については、どの地区においても4割弱の高齢者が、災害時の避難の際に手伝ってくれる人がいない、または無回答と答えておりますが、災害時の避難について伺います。

どの地域にどのような支援を必要とする高齢者の方々がどの程度生活しているのかといった地域の高齢者ごとの課題等を的確に把握・分析して、今後の高齢者福祉サービスを考えるということですが、第5期の計画への反映について伺います。

高齢化の進展に伴い、最も大きな課題となるのが認知症対策だと思われませんが、認知症高齢者の権利を擁護するために、市町村は市民後見人を育成することと、その活用を推進するとありますが、この点について伺います。

公共施設について。

世界に例を見ない経済成長を遂げ、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行するこの日本で深刻な問題が起り始めております。私たちの身の回りにはさまざまな公共施設があり、日々の豊かさや便利さをつくり出しています。

垂水市においても、多くの施設が建築してから何十年も経過し、施設の維持管理経費は増加していくものと予想されます。大規模な改修や改築などが必要となってまいります。古くなりつつある施設をどのように維持・保全したり、

建てかえたりしていくかという取り組みは、これからの市政運営にとって極めて大きな課題となってまいります。

自主財源である税収は伸び悩み、地方交付税なども減っていく中で、高齢者や子育てに必要な支出は増加傾向にあります。このために、公共施設の保全や整備に振り向ける予算は限られていかざるを得ません。真に必要な施設サービスの提供を持続可能なものにしていくためには公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現し、施設の総量を抑制していくことは避けて通れないと考えます。

このような公共施設の更新問題に対応するために、神奈川県秦野市は「公共施設白書」を作成しています。垂水市における公共施設の現状について、公共施設白書について、さらには、公共施設の更新と再配置について伺います。

先ほど森議員の質問にもありましたが、市民の安心・安全な暮らしを守る拠点としての市役所庁舎について、再度認識を伺います。

自然エネルギーと節電について。

県内の自治体、企業、大学でつくる県小水力利用推進協議会は、2017年度までに県内約40カ所に農業用水などを利用した小水力発電所を設置すると発表をいたしました。霧島市や大隅地域の4カ所で年内に立地協定を結ぶとしておりますが、垂水市のかかわり方についてお示しをください。

神戸製鋼は、工場の廃熱や温泉、地熱などを利用して発電する小型のバイナリー発電システム「マイクロバイナリー」を発売し、大分県由布市の温泉旅館「ゆふいん庄屋の館」で年内に稼働する予定であります。温泉熱を利用した発電について、見解をお聞きいたします。

ことしも間もなく節電の夏がやってまいります。市役所庁舎やその他の公共施設についても年次的にLED電球にかえていくべきと思いますが、九州電力の計画停電についての対策とと

もに、見解をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（白木修文）池山議員の御質問にお答えいたします。

認知症対応型共同生活介護施設及び介護老人保健施設についてですが、第5期介護保険事業計画において、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームですが、これを1カ所、小規模多機能型居宅介護施設1カ所の整備を計画しております。

このうちグループホームにつきましては、平成23年度から垂水温泉病院が行っております療養病床転換事業の一環として整備を行うものがございます。その内訳は、垂水温泉病院の介護療養病床42床を老健施設へ15床、27床をグループホームへ転換するというものでございまして、27床のうち18床は平成23年度に完了しております。

なお、グループホームは平成24年3月末現在で市内6カ所に合計72床が開設されており、いずれも満床となっております。

また、介護老人保健施設につきましては、介護療養病床15床を含む89床の老健施設として、池田温泉クリニック、旧垂水温泉病院と併設する介護老人保健施設「絆」として平成24年4月に開設しております。小規模多機能型居宅介護施設1カ所は、公募方式によりまして新城・柊原地区に整備予定でございます。

以上が第5期の施設整備計画でございますが、議員御承知のとおり、第5期の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とする事業計画でございまして、本計画策定に当たりまして、学識経験者、被保険者、保健福祉にかかわる団体、事業者等さまざまな意見をお聞きし、また、実態調査、ニーズ調査を実施することで市民の皆様の声を反映したものとなっております。また、介護保険事業計画の中で期間中の基準保険料を

4,180円と定めましたが、第4期基準保険料に比較して160円の上昇になりました。この額は県平均4,946円より766円低く、県内19市中3番目、大隅管内では一番低くなっておりますことから、これまでの介護保険事業が適切に運営されてきたたまものであると自負いたしております。

次に、3番目の高齢者実態調査についての中で、災害時の避難と計画への反映についての御質問ですが、現在、本市における災害時要援護者の登録は、6月1日現在で障害者を含む47名が登録されており、災害警戒本部設置の早い段階から避難の声かけや安否確認などの支援を行っています。しかし、平成23年度に実施しました高齢者の日常生活圏域ニーズ調査では、災害時の避難の際に手伝ってくれる方がいないと回答された方は17.2%見られるものの、登録まで至っておりません。

今後、災害時要援護者については、市民の皆様へ自助的な努力として登録を進めることや、さらに、どの地域にどのような支援を必要とする高齢者の方々がどの程度生活しているのかといった、地域ごとの高齢者の問題を把握・分析しながら、災害時の対応も含め、高齢者サービスについて取り組んでまいります。

また、災害時の支援は、地域の中での日ごろの関係性やつながりなど、住民が支え合うことが大切であることから、地域のコミュニティの活性化も視野に置き、取り組んでまいります。

次に、4番目の認知症対策の推進についての御質問ですが、後期高齢者の増加を背景に今後、認知症対策が一層重要となることから、認知症の方々や家族等への支援、地域住民の理解促進、地域における支援体制の構築、医療・介護の連携強化など、総合的に推進することが望まれます。

本市では、市民の皆様への認知症の理解を深めていただくために、高齢者のみならず、ボランティア、少年団など各世代を越えた認知症予

防教室を開催し、啓発をしております。また、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターや、その養成講座を指導するキャラバンメイトの養成講座にも市内介護施設から毎年参加していただいております。

さらに、徘徊高齢者SOSネットワーク体制の利用促進や、認知症の方の権利や尊厳が不当に侵害されることを防ぐために青年後見人制度の活用についても推進してまいりたいと思います。

○財政課長（北迫睦男） 公共施設についての御質問にお答えします。

まず、公共施設の現状についての御質問でございますが、本市の公有財産台帳整備の状況から申し上げます。

平成18年施行の行革推進法に基づきまして、国から公会計の整備推進を要請され、財務諸表の作成・公表と公有財産台帳整備を図ることを求められました。本市では、平成21年度から業務委託を含めて公有財産台帳整備に取り組んでまいりましたが、平成23年度に、市が所有するすべての土地や建物のデータ化を終えております。

その内容は、土地については、税務データや地籍図データ等を使い、位置や地目、面積等が記載された台帳の整備と地番図を作成しております。また、建物につきましては、建築年次、延べ床面積、再調達価格、耐用年数等を記載した台帳整備と位置図の作成を行いました。これにより、施設数、棟数、耐用年数の残存年数等、詳細なデータを整備いたしております。これらにつきましては全課が共有できるシステムを整備いたしましたので、各課が必要なとき、各課の端末で検索できるシステムとなっております。

これまで市有財産を詳細にまとめたデータがありませんでしたが、今回の整備により市有財産の状況が容易に把握でき、有効活用が図れると考えております。

次に、公共施設白書の御質問でございますが、公共施設は、各施策を展開する上で重要な役割を担うとともに、市民活動の拠点として機能しております。この施設を適正に管理し、将来の市民に健全な状態で継承していくことが重要であります。また、人口減少と少子高齢化社会を迎え、より有効活用を図るために、用途変更や施設機能の見直し、あるいは統廃合の検討も必要になっております。

このため、市が保有または管理運営する公共施設の設置目的や配置状況、利用者数、稼働状況、維持管理費、老朽度合いなどについて実態把握を行う「公共施設白書」の作成に取り組む団体が全国的にもふえてきております。本市でも、施設の維持管理経費が多額になるなど問題が生じてきており、公共施設白書の作成が必要な時期に来ていると考えているところでございます。

本市は、昨年度に公有財産台帳の整備を行いましたので、次のステップとして、施設の状況や運営状況、利用実態やトータルコスト等をさまざまな角度から整理・分析した白書を作成したいと考えておりまして、次の議会にはその経費について審議をお願いする予定でございます。

次に、公共施設の更新と再配置の御質問でございますが、近年の急速に進む社会的・経済的な環境の変化に伴い、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした変化に的確にこたえた公共サービスを提供していくため、公共施設のあり方を柔軟に見直していくことが求められており、また、中長期的視点に立って公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を考えることが重要であると言われております。

本市でも、公共施設白書を作成することで本市の最適保有量を把握した後、今後の公共施設のあり方を検討する公共施設統廃合計画、施設保全計画等の策定を行い、予算編成へ反映させたいと考えております。

次に、市役所庁舎の認識についての御質問でございますが、御存じのとおり、本庁舎は建築から五十数年が経過し、中庭、別館以外は昭和56年建築基準法改正の新耐震設計基準を満たしておりません。地震災害に大変な不安な建物でございます。これまで議会でも何度も取り上げられ、改築等の御提案がございましたが、本市の財政状況から先送りにされた経緯がございます。昨年度、市有施設整備基金の設置条例を可決していただきまして、その足がかりとなるものがスタートしたと考えております。

また、今年2月には垂水市庁舎建設等庁内検討委員会も立ち上げまして、これまで2回の検討会を開催いたしました。まだ情報共有や検討会の役割等を認識したところでございますが、今後、数回の会合を重ね、検討結果報告書をまとめ、その後、設置します、市民や議会を交えた新庁舎建設検討委員会へ基本構想案を提案する予定でございます。そこで基本構想を策定していただきますが、建築場所の問題等慎重な検討が必要で、報告書の取りまとめから基本構想策定まで、2年から3年の期間が必要ではないかと考えております。

その後、基本設計や実施設計、工事発注と段階を踏んでまいります。また現段階では、耐震補強工事を含めた改修か新築かは決定しておりません。耐震改修工事を実施しても、建物の耐震性を向上させることはできますが、物理的な耐用年数を延ばすことにはならないことや、庁舎の狭隘化やバリアフリー化の課題等に対応できないため、基本的には新築あるいは改築の方向で進めてまいります。課題も多く、建築着工までは数年を要すると認識しております。

○企画課長（倉岡孝昌） 自然エネルギーと節電についての御質問の1点目、2点目、4点目について、お答えいたします。

まず、1点目の小水力発電についてお答えいたします。

水力発電は、環境負荷が小さく、発電量が安定した、すぐれたエネルギー源として実績を持つものであり、その中で小水力発電は、農業用水路等の環境基盤を活用した地域の取り組みとして、エネルギーの地産地消の観点からも昨今特に注目されている発電方法の1つでございます。

ただ、費用対効果につきましては、他の発電方法と比較して、発電量に対する設置費用や設置後の維持管理、保守点検にかかる費用等について検討課題があるように思います。

事例といたしまして、高知県梶原町の発電出力53キロワットの施設設置費用は2億160万円、沖縄県における150キロの施設で1億3,200万円ほどというケースがございます。沖縄県の例では、機械のメンテナンス費用だけでも年平均に換算して120万円ほど必要になるという試算などあり、場所の選定や発電の規模の検討も重要になるようでございます。

また、昨年、県内の産官学による小水力利用促進協議会が設立され、県内各地に複数の小水力発電施設を設置するという計画も報道されており、同協議会による設置事例も今後の参考になるものと考えております。

会の活動といたしまして、小水力等の利用に関する調査・研究、情報・資料の収集、情報提供、アドバイスなどを事業に掲げられており、同協議会にお尋ねいたしましたところ、情報の提供をいただけるというようなこともお聞きしておりますので、今後、情報の収集に努めたいと考えているところでございます。ちなみに、年内に4カ所の着工を考えておられるようでございますが、実際の施工場所等は発表されておりません。

次に、温泉発電についてでございますが、県の鹿児島県新エネルギー導入ビジョン等によりますと、地下から噴き上げる源泉を利用して発電するシステムで、地熱発電バイナリー方式と

いう名称で、従来の地熱発電とは区別され、新エネルギーの1つに位置づけられております。

議員が紹介されました大分県湯布院温泉の発電事例では、70度Cから95度Cの源泉を用いて発電するシステムを導入するような計画のようでございます。本市に導入できるか考えてみますときに、市内の各温泉の湧出時の温度は高いもので55度C程度のものでございますので、御紹介のシステムを使用するには熱源としての温度は低いように思われます。

先ほど申し上げました地熱発電バイナリー方式は県内にこれまで導入実績はございませんが、県の新エネルギービジョンにおいて今後の導入の検討が進められる計画のようでございます。

次に、計画停電についてでございますが、本年夏の電力需給対策は、5月18日に行われました政府の電力需給に関する検討会合とエネルギー・環境会議の合同会議において正式決定され、その中で、御質問の計画停電につきましては、不実施が原則だが、万が一に備えたセーフティネットとしての計画停電の準備について検討に着手することとされております。

計画停電が実施されるとなりますと、電力会社が区域割やスケジュールを事前に公表し、電力の供給を2時間程度停止することになり、区域割やスケジュールの公表の時期は6月中旬になるようでございます。

電力供給に関する周知広報につきましては、新聞紙上では連日「でんき予報」として、電力供給量に対する使用状況の見通しが示されておりますほか、電力各社のホームページではその日現在の電力使用状況が頻繁に更新され、情報提供に努められているようでございます。

本市の対応といたしましては、県の照会に応じて計画停電に係る緩和措置を希望する市の施設リストを回答いたしておりますほか、政府の需給逼迫警報発令など、計画停電に関する情報は関係機関からもアナウンスされますが、市に

おいても、防災行政無線放送による市民への周知や「垂水ほっとメール」による情報配信など考えております。

また、計画停電回避策としての節電の取り組みが欠かせませんことから、市職員や各課関係先への節電協力の周知に努めますとともに、市ホームページ上で節電や省エネについて、熱中症対策に十分配慮しながら実施できる範囲での取り組みをお願いするお知らせを掲載いたしましたほか、広報7月号におきまして同様の掲載を予定しているところでございます。

○財政課長（北迫睦男） 公共施設のLED化の御質問にお答えします。

本市は現在、市庁舎、公民館、学校など63施設、481棟もの建築物を有しております。全施設での電力消費量は相当大きいものと考えられます。かねてから職員等をお願いをし、電気ポット類の撤去や小まめな消灯など節電努力はいたしておりますが、この5月には、電力消費を制限するためエコネットシステムを導入し、空調の温度管理等をさらに徹底するよう計画しているところでございます。

御提案のLED照明は、電力消費量が小さく、長寿命で更新頻度も低いことから環境負荷の低減効果がありますが、近年はLED照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落していると聞いております。

先ほど公共施設白書の御質問に、トータルコストについてもさまざまな角度から整理・分析した白書を作成したいと申し上げましたが、LED照明の導入につきましては十分検討の必要があると認識しておりますので、そのことも含めて今後対応できればと考えております。また、庁舎につきましては、建築時に導入を検討していければと思っております。

○池山節夫議員 じゃ、2回目を二、三点だけ質問させていただきます。

保健福祉課長、まだ来られて間もないんです

けれども、垂水は4,180円、第5期が、その前が4,020円で160円だけ上がっているんですよ。私は大隅の広域の議員として監査を向こうでしたりするんですけどね、鹿屋は高いですよ。鹿屋は第4期が4,600円だったのが今度は5,990円、1,390円上がっています。志布志市が4,544円、第4期だったのが、今度は5,760円、1,216円上がっています。この大隅管内だけでも160円、今さっき答弁で一番安い値上がりだという話もあったんですけど、それと一番安いんですよ。これは非常に、保健福祉課単独だけでもないんですよけど、よくやっているということで、ここで褒めておきましょう。これは大変ですよ。5,990円と4,180円ね、1カ月だから。それはもう2,000円近く違いますからね、2カ月に1回ずつ引かれたら、それはもう市民は大変ですよ。まずこのことに対しては敬意を表するとともに、もっと努力を続けていただくようによろしくお願ひしますね。これはいいと思います。

私は、この第5期の計画をちょうど冒頭本会議でいただいて、ざっと目を通しただけで質問をちょっとしたんですけど、1つ、この計画に気になるのが、今、新城の南中の向こう側、東側と言えいいんですかね、あそこをちょっと私が聞いたところでは不動産屋さんが買っているんですよ。それで、なぜ買っているんだろうかということちょっと調べたら、老健施設をつくるか、そういう介護保険事業関係の施設をつくるんだと。それについて、私が聞いたところの土地は駐車場にしたいから売ってくださってもいい、借りてもいいというようなことを聞いたんですよ。こういうのができると、今後の第5期の介護保険事業計画にどんなふうに影響してくるのか、その点について全体的に1回だけ聞きますね、その点を聞きます。

それと、公共施設についてはLEDも白書の段階で検討していくということで、非常にいい答弁だったと思います。

私は、この市役所の庁舎についてだけ質問したいんですよ。もう、前々回ですね、川越議員も質問されて、私も質問したことあるんですけど、以前、降灰対策の特別委員会をやっているときに、そこの委員会室でちょうどやっているときに地震があったんですよ。それも震度3ぐらいだったんでしょう。それでも結構揺れたんですよ。そのこともここで、議会でも言ったんですけどね、それは怖いですよ。まだ上にいるほうはいいけど、下にいる市民課、課長、怖いですよ、死にますよ、本当に。いや、もう耐震もないし、この天井とか、この床、ちょっと揺れたら落ちますもん。

私は、建物だから、財政的なものもあるし、市民の判断も聞かなきゃいけない。森議員が言われたのはもっともなんですよ。だけど、防災の拠点としての機能もあるし、それで職員の安心・安全も、そしてここに来られる、市民の方々が出入りされるわけですよ。そのときに巻き込みますよ、地震が来たら。それは地震が来ない保証もないし、震度5以上が来ない保証もないわけですから。

ぜひここは市長に伺いましょう。いろんな思いもあるでしょうけど、私はですね、我々が議員の間には間に合わないでしょう、さっきから、検討委員会で試算をするのにも2~3年かかるし、それから、かかっても数年かかるということですからね。それを改築か、まだ補修か新築かがまだ決まっていない段階ですから、もっとかかると。私はここで、議会から声を上げておきたいと思うのは、ぜひ新築していただきたい。もう耐震補修なんかやってもね、寿命がちょっと延びるかどうかわからないけど、無駄だと思いますね。私の意見です、これは。だから、ぜひ早く検討委員会でも新築の方向で皆さんで検討していただいて、ぜひ早くしていただきたい。そして、ここにおられる、我々はあれでしょうけど、1期、2期の議員の同僚議員がその新し

い庁舎でまた垂水市のために議論を活発にやっ
ていけるように、これは私からの提案です。そ
れを市長にもどんなふうにお考えか、この点に
ついて伺います。

小水力発電について伺いました。

ランニングコストがかかるということで、こ
れについてはまた今後の課題としてお願いをし
ておきます。

これはちょっと違うんですけどね、この前、
肝付町が垂水にも来られた、あるいはリニュー
アブル、あそこ今度、テレビで出ています。
太陽光発電をすると。それで、市民にも最大14
万円、肝付町は補助をするというような話があ
りましたよね。これは通告外だから、聞いても、
また通告外はするなということでもめますから
やめておきますけど。

もう1つだけ提案しておきますと、読売新聞
に4万9,800円でリプソーラーシステムといっ
てね、このぐらいのパネルなんですよ、太陽光の、
まあ5万円ですからね。それを家庭で持って
いて、日光がこういう天気的时候は2日あればフル
充電できて、LEDの照明だと20時間もつと。
それが災害とか緊急用に役立つというようなこ
とが出ていたんですけど、今後こういうもの
に対して補助をやっていけないか、こういうこ
とを検討していただきたいということで、この
点については要望しておきます。

まず、質問としては保健福祉課長、それから
市役所庁舎に対して市長に、この2つをお願い
いたします。

○保健福祉課長（白木修文）では、2回目の
池山議員の御質問にお答えします。

新城地区において有料老人ホームが計画され
ているのかという御質問でございますが、事業
計画があるのは事実のようでございます。保健
福祉課には5月末に事業を計画されている方が
あいさつに来られ、介護担当係長が対応いたし
ましたが、国土交通省の補助事業を利用した高

齢者専用賃貸住宅、いわゆる住宅型有料老人ホ
ムでございまして、これを旧垂水南中学校横の
民有地に建設するというものでございました。

施設の概要は、介護保険の対象とならない40
床程度の温泉つき高齢者専用賃貸住宅を平成24
年度中に建設し、また、敷地内に介護保険の適
用となるデイサービスセンターも併設して、広
く市内外の住民の方にも利用してもらおう施設を
つくるという説明でした。この施設は県の許可
は必要としますが、垂水市の許認可は不要でござ
いますので、垂水として施設の必要性を議論
することは事実上、不可能でございます。

○市長（尾脇雅弥）庁舎建設についての私の
見解をお尋ねでございます。そのことについて
お答えをいたしたいと思っております。

昨年の12月議会、川越議員の御質問にもお答
えをいたしましたけれども、東日本大震災の現
地に赴き、大変な状況であったということをお話
をさせていただきました。この市役所の庁舎
自身も50年以上が経過をして、判断の時期でも
あるというふうに考えておりますので、庁舎建
設についてはしっかりと検証を行い、年次計画
を立てて実施していきたいと御答弁をさせてい
ただきました。

その後、庁舎建設など庁内検討委員会も立ち
上げ、3月には市有施設整備基金の設置、管理
及び処分に関する条例も施行させていただきました。
幸い平成23年度は順調に基金積み立ても
できたところでございます。今後まだ財源の確
保が必要でございますが、庁内検討委員会での
検討結果報告書を待って、市民の皆様と基本構
想を策定していきたいと考えております。

耐震性が問題となっている庁舎であります
が、先ほど財政課長が申しましたように、耐震補
強を行っても耐震年数が延びるということには
ならないと聞いております。また、先ほども申し
ました、建築から五十数年が経過した建物で経
年劣化が著しいものと考えられます。改修か新

築かの方向性につきましては総合的に判断すべきと考えますが、そう遠くない将来実施しなければならないことであると思っておりますので、皆様と御相談をしながら、できるだけ早い時期に前向きに工事に着手できるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 大体わかりました。

保健福祉課長ね、最後に1点だけ、介護の何だったっけ、そういうのがあると、やっぱり第5期の計画自体に、施設をつくることに関しては垂水市は何も言えないということなんだけど、第5期の計画自体には影響しますよね。その点について、どれだけ影響するかという聞き方はあれでしょうけど、影響するかしらないかだけ。

○保健福祉課長（白木修文） 確かに、今回建設を予定されている介護保険施設、こういうのができますと、鹿屋市であったとおり、鹿屋市はこういう施設が年間20カ所ぐらいできて、それで、ここも市の許認可を必要としない施設であったために、先ほど池山議員もおっしゃったとおり、2,000円近い値上げとなったわけです。

今回、垂水市もこういう同じような施設が予定はされているんですけど、今のところ1カ所なんですけど、介護保険料に対しての影響というのは、その通所介護サービスが同時にできるわけですので、ある程度の影響はあるとは思いますが、それはできてみないと、そこをどれだけ利用されるかによってやっぱり影響の度合いが違いますので、もうそこは経緯を見守るといふほかしかならないと思っております。

○池山節夫議員 わかりました。

市役所庁舎については、ぜひ早急な検討をお願いしておきます。

私の質問はこれで終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、2日目、午後1番の前語りを考えておりました。お昼前のひととき、もうしばらくおつき合いいただきたいと思っております。

本市の米どころであります我が水之上校区も、6月4日に水回しを終わりました。今、トラクターによる耕うんが行われ、きれいな田んぼの土が見えております。これがあと1カ月、2カ月たちますと緑に変わり、そしてまた4カ月たちますと黄金色に変わる、そういう美しい自然の中で、自然の恵みを楽しみにして待ちたいと思っております。

さて、議長より許可をいただいております。一般質問を通告に従い、順次質問してまいります。簡潔明快な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、最初に、再生可能エネルギーについて質問をいたします。ただいまの池山議員の質問と重複しているところは割愛をさせていただきます。

地球温暖化の主要因であるCO₂等の排出規制を求める京都議定書制定より15年を経過しようとしている現在、化石燃料等にかわる代替エネルギー資源として、太陽光、風力、バイオマス等の自然の力を利用する再生可能エネルギーが注目され、さまざまな研究開発がなされてきております。

さらに、昨年3月11日の福島第一原発事故以来、原発に対する安全神話も完全に崩壊し、脱原発あるいは原発依存度の縮減などに世論が動いております。日本におけるエネルギー自給率4%の現実を肌で実感できる今、再生可能エネルギーの普及・拡大は喫緊の課題となっております。

本市でも、本城川の水力発電、牛根・岳野の風力発電、高峠の太陽光発電など、稼働あるいは計画されているものもあります。

そこで質問いたしますが、垂水市での豊富な自然の力を利用する再生可能エネルギー資源活

用への取り組み等についてお伺いをいたします。

次に、通学路、避難経路などの教育環境について質問をいたします。

まず、通学路について質問いたします。

新学期を迎え2カ月を過ぎ、大方の児童生徒が希望に満ち、学校生活を楽しんでいるだろうと思います。そのような中、京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に18歳の無免許運転の車が突っ込み、多数の死傷者を出すという痛ましい事故が発生したのを皮切りに、続けざまに全国で同様の事故が報じられました。安心であるはずの通学路上での事故であり、悔やみ切れない感情をぬぐえません。

これらの事態を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁が通学路における緊急合同点検の通達を出しましたが、このことは昨日の北方議員の質問と重複し、納得のいく、通達の内容については学校教育課長のほうから答弁があり、理解をいたします。内容については今回は割愛をさせていただきますが、この後の一問一答の中で、違う観点から1つ、2つ質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、避難経路、避難場所について質問いたします。

先月25日・26日に県防災訓練が垂水市で行われました。関係機関と密に連携した大々的な訓練を見学でき、防災の意識を改めて認識できたと思っております。中でも、津波を想定した避難訓練が市内保育園あるいは振興会等で実施されておりましたが、課題等も残されたのではないかと思っております。東日本大震災の想定外の大津波の甚大な被害が記憶に鮮明な今、命の安全は高台への避難に尽きるのだろうと思っております。

人口減少の続く本市において、宝である子供たちを預かる市内各小・中学校では、水之上小学校を除いては錦江湾の近くに位置しております。大震災の教訓を得て、教育現場では避難場

所、避難経路、避難手順などのマニュアルは策定済みと思いますが、それらの計画内容及び訓練実施等の状況について、まずお伺いをいたします。

3番目に、交通事故及び安全施設について質問をいたします。

23年度は、鹿屋警察署管内では「非常事態宣言」が出るほど交通事故の発生件数が多く、垂水市内においても死亡事故件数も極めて多かったと記憶しております。事故要因についてはさまざま要因が積み重なり、単純に決められるものではないと思いますが、過去の事故検証によるデータから見てどのような特徴があるのか、お伺ひいたします。

また、垂水市内において発生した交通事故の件数等についてもあわせてお伺ひをいたします。

最後に、定員適正化計画について質問をいたします。

単独市政を選択し、平成17年の行政改革大綱の目玉として定員適正化計画が策定され、10年間で50人の職員削減の目標に向かって、今なお改革の途上にあることは承知しております。計画当初から8年目を迎え、社会情勢、また庁舎内情勢も変化してきております。

財政立て直しが根本にあった計画内容でしたが、職員の若返り等により給与削減には大いに貢献し、財政改革では高く評価されると思っておりますが、反面、給食センターの民営化を断念し、消防広域化の協議会も今現在頓挫している現在、時代に適応した計画の進捗状況にあるのかどうか。また、職員削減による事務取り扱いへの弊害等はあるのかないのか。市役所内部からの評価をお伺ひいたしまして、1回目の質問を終わります。

○企画課長（倉岡孝昌） 再生可能エネルギーについて、お答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、風力、水力、地熱、太陽などがございますが、水力と

地熱につきましては、先ほどの池山議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

風力についてでございますが、垂水市地域新エネルギービジョンに基づく推計によりますと、市内の比較的標高の高い地域に風力発電施設設置対象エリアが存在しておりますことから、利用可能性のある資源であると考えられます。

ただし、風力発電に関しましては、県が策定しております鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインとの整合を図りつつ協議を進める必要がございますことや、事前の風況調査、及び規模によりましては環境影響調査も必要になりますことなど、準備に2年から3年の期間を要するようでございます。

太陽光につきましては、これまで御説明しておりますとおり、高峠地区におけるメガソーラープロジェクトが進んでいるところでございます。

高峠メガソーラープロジェクトにつきましては、国が決定する電力の買い取り価格・期間によります事業の採算性を精査し、本市に立地するかの最終決定がなされると、さきの議会で御説明いたしておりましたが、事業採算性が見込まれます一定の方向性が示されましたため、最終的な規模決定にまだ至ってはおりませんが、上限の範囲内での売電に関する事業者と九州電力との本協議にも入っております、協議に3カ月ほど要しますことから、協議完了後の本年9月ごろの着工に向け、計画が進められているところでございます。

また、事業者から事業規模を拡大したいとの提案がございまして、高峠のグラウンドや隣接する緑地を候補地として拡大を進めたく、地元説明会による意見聴取など行っているところでございます。

なお、本プロジェクトにつきましては、本議会において総務文教委員会の現地視察時に建設候補地をごらんいただくとともに、全員協議会においての進捗状況に関する説明をさせていた

だこうというふうな予定でいるところでございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） よろしくお願ひします。

それでは、池之上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この通学路見直し通達につきましては、先日の北方議員への答弁の内容で御理解をいただきましたということで、まことにありがとうございました。割愛させていただきます。

次の各学校の防災避難経路及び避難場所についてでございますが、各学校の津波対応の避難訓練の実施状況でございますけれども、平成23年度は市内各小・中学校で避難計画に基づき、全小・中学校が実施いたしました。今年度も既に実施済みが3校、11月までに市内すべての小・中学校が実施いたします。

なお、各学校の避難場所につきましては、水之上小学校は水之上定住促進住宅、牛根小学校・松ヶ崎小学校・垂水中央中学校が校舎屋上、残り5校が学校裏の高台を避難場所に指定しております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 池之上議員の交通事故についての御質問にお答えいたします。

平成23年中、市内における交通事故発生件数は117件、うち死者は6名、負傷者は153名でございます。死亡事故は4件発生し、内訳としまして、対向車線はみ出しによる普通乗用車と大型貨物車との正面衝突により、二川地区国道で3名、牛根麓地区国道で1名、横断中の歩行者がはねられる事故により、柘原地区国道で1名、水之上地区市道で1名、計6名の方が亡くなっています。市内の方は、柘原、水之上・牧、牛根麓の3名でございます。

ちなみに、平成24年中は5月31日現在、交通事故発生件数は42件、死亡事故は0件で、昨年

同時期と比べ減少しております。

事故発生の要因としましてさまざまな要因があるわけですが、最近は運転者の前方不注意や安全不確認、歩行者の左右不確認が多くなっているようです。

以上です。

○総務課長（山口親志） 池之上議員の質問の定員適正化計画の進捗状況及び評価についてですが、先ほども指摘がありましたとおり、平成17年11月に策定しました新定員適正化計画に基づきまして、平成17年4月時点で、現業、消防職員を含めて職員数285人を平成27年4月時点の10年間で50人削減する計画を進めております。

退職者のほぼ半数を採用し、平成24年4月時点の計画数252人に対しまして現状数は248人で、計画人員より4人多く削減をしております。このことから、新定員適正化計画に対しては計画どおりの進捗状況でありますので、成果が出ていると思われま。

以上で、新定員適正化計画の進捗状況と評価について御報告します。

○池之上 誠議員 一問一答でお願いします。

再生可能エネルギーについてはいろいろ言われましたけれども、やはりコストとかいろいろ、ほかの制約とかやっぱりあるようでございます。

売電価格と言われましたけれども、ことしの7月1日から固定価格買取制度が始まるということで、その売電のお金を、四十幾らでしたかね、そういうのを最終的には消費者が負担をすると、賦課金という形で負担をするということになっているみたいです。鹿児島県のほうも再生省エネ事業計画ということで47件、発電7万戸分ということで新聞に報道がありましたけれども、太陽光あるいは中小水力発電あるいは風力1件というような感じで出ております。

この再生可能エネルギーというのは、自然界で繰り返し使えるということ、あとCO₂を発生

しないということで非常にいい取り組み、そのもの自体はいい取り組みだろうと思っておりますけれども、要は費用対効果、投資した費用に対してどれだけのものが返ってくるかというのがこの足を踏むところじゃないかなと思っておりますけれども、行く行くは脱原発あるいは脱石油の化石燃料ですね、そういうところに向かっていけないといけないということで、今からこういう取り組みを垂水市としてもやっていく必要があると、総体的に見て思っております。

垂水のほうでも高峠のほうに太陽光ができる予定ですが、その点については、その設置場所がきのうの大園議員の話でユズ園の跡とかいろいろ出ておりました。その辺を聞くと、えっという思いもしないでもないですが、この辺についてはまた委員会等でもうちょっと詰めていければなと思っております。再生可能エネルギーについては、これからの地球を考えたときにぜひ必要な取り組みであるということを申し述べて、垂水でもできるところは頑張ってやっていただきたいというふうに一応要望をして、終わりたいと思っております。

次に、通学路見直しについてお伺いいたします。

文科省の通達については、きのうの話で一応納得しました。それは8月までにそういうところを点検をすると、合同で点検をするということだったみたいですけれども、北方議員も2度目、3度目にちょっと突っ込まれましたけれども、私も危険箇所の抽出というのはもう毎年毎年やっておられるということでわかっていると思うんです。

要は、このフローチャートがありますけれども、このステップ2ですね、この中で、じゃどういふ対策をしていくのかということが私は一番気にかかる所じゃないかなと思っております。どうしてこういう通学路の緊急合同の点検を国からしなさいとなったかという、

そこにそういう問題があったところについては何らかの補助をするんじゃないかという淡い期待を持っているわけですし、そうなったときに単独でできない箇所もいっぱいあると思うんです。だから、そういうのを市役所の皆さんは目を大きく開いて、チャンスを逃さないような体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、我が水之上を見ますと、私も昨年12月の議会で質問したことがあるんですけども、例の本城川の右岸側ですね、牧橋から今川原橋というところで「実態をわかっておりますか」と言いましたら、前の課長は「わかっております」ということで、何らかの対応をしたいということをおっしゃっていただきました。今回こういうふうに通学路の見直しということが出ましたので、それに引っかけて今回また質問をするわけですけども、そういう制度を見つながら取り組んでいければ、できない仕事もできてくるんじゃないかなというふうに思っております。

そのところで聞きますけれども、市道塩田・田畑線ですね、そこについてのその後の検討内容といいますか、市役所内、土木課内ではどのような検討をされてきているのか。まだ半年しかたっておりませんので、事を急ぐのも何かと思えますけれども、そういう話が進展しているのであればお知らせください。

○土木課長（宮迫章二） 塩田・田畑線の路面改修について、お答えいたします。

議員言われましたように、この件に関しましては昨年12月議会でも質問され、その同じような回答になるかもしれませんが、一応現地も確認しているところでございます。

御指摘のとおり、牧橋から今川原橋までの区間につきましては、路面がひび割れ、特に河川側の路肩が下がっており、交通車両や通学生など歩行者の通行に支障があると認識していると

ころでございまして。路面の傷み方を見ますと、オーバーレイだけの復旧ではまたすぐにひび割れが入ってくるものと思われまので、路盤から改修しなければならないと考えるところでございまして。

そうなりますと、通常の単独費では財政面で厳しい状況にありますので、過疎事業やその他の有利な事業等があれば活用することも視野に入れ、計画していかなければならないと考えるところでございまして。それまでの間は、特に傷みの激しい箇所につきましては応急的な対策を行いたいと考えているところでございまして。

以上であります。

○池之上 誠議員 応急的な対策ということでした。一緒のことですけど、市長、ほかの市内の各小・中学校を見ますと、大体国道沿いですね、歩道もちゃんと整備をされていると。水之上の、私がこだわるんですけども、市道です。水之上には市道しかない、もう何回も言っております。そういう中でやっぱり、今さっき市民相談サービス課長が言われたのは、運転手の前方不注意とか歩行者の左右不確認とか、人間の不注意が主だと思っております。そういう中で市道の管理者ですね、市長、そういう人がその道を悪いと思っていながら直さんかったと。そうしたら、車の運転で路肩にハンドルをとられたと、たまたまそこに子供がいて大きな事故につながったとなったときに、だれに責任があるかとなると、道路管理者になるということだと思います。

そういうところで、単独では難しいと言われてましたが、もし、私が言ったのは、こういう通学路の見直しと、そういう国の補助とかそういうのがあればそれに引っかけて何か事業をなさいと、してほしいなということではあるわけですが、そのことについて市長、一言あればお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 昨年、大変残念な事故も

起こりました。私自身、5歳のときに交通事故に遭って2人の友達も一緒に、一緒というか、亡くしたという経緯もございます。やはりそういった意味からも安心・安全、大事なことであるというふうに考えております。

今、御提案いただいた、現状では担当課長が申したような状況ですけれども、情報収集をして、いろんな方策があれば、その中で、環境的に道路が悪かったから今おっしゃられたようなことになってはいけないと思っておりますので、その辺はもう一回集まって現場も検証し、いろんなことも検証しながら対応していきたいというふうに考えております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。前向きな回答をいただいたと思っております。

水之上校区も毎月振興会長さん方が集まってもらって、ボランティアの草払いをやっております。その中で今言った通学路の問題とかあって、やっぱり草が生い茂っていますと逃げられません。そういう意味でも、視界をよくする意味でもそういう活動をしている校区でございますので、市長が言われたところで、余り財源がない、厳しいということだけで済ませてもらう代わりに、ぜひ優先順位を上げてもらって何とか対処してほしいというふうに要望をして、この通学路の件については終わりたいと思います。

次に、避難経路、避難場所について学校教育課、教育委員会のほうにお聞きをいたします。

避難訓練とかは完全に実施をされているということで安心をしました。これからもいつ何どき災害というのは起こるかわかりませんので、気を抜くことなく、訓練のほうについてはちゃんと実施していただきたいと思っております。

そしてまた、避難場所を言われました。水之上は海から遠いということで定住促進、この何階に上るかわかりませんが、定住促進。海拔も20メートル以上あるのかなと推測いたします。その後、校舎の屋上に逃げると言われた

のが何校、4校でしたか。（「3校です」と呼ぶ者あり）ああ3校ですか。海拔の高いところにある学校もありますし、そこでも3階建てもありますし、それでも十分なのかなと思っております。

ただし、垂水中央中学校も入っていたみたいですが、あそこは2階建てですね。建物自体でも高くても7メートル、屋上は7メートルないだろうと思っております。海拔が5メートルばかりですか。そうしたら12メートルぐらいの高さしかないということで、果たして、避難場所として安全なのかなというちょっとクエスチョンマークがつくんですけれども、その点についてはどうか。

そしてまた垂水中央中学校についても、見てみますと、屋上に手すりはついておりますけれども、落下防止のフェンスとかそういうのは全然ない、格子もない。非常に屋上に上がったときに危ないと。ふだんでも多分、屋上は利用していないだろうと思っております。その点についてどうお考えか、あわせてお聞きをしたいと思います。

そしてあと、高台避難というのが5校ぐらいありましたかね。そういうところで、高いところに逃げるとというのが一番安全なんじゃないかと思っております。各小学校を見ますと、20人以下の小規模校がいっぱいだと思います。それであれば、急峻な山であれば海拔、海からの高さを20メートル以上と想定した場合に、それがとれないところは避難場所をつくってあげると、コンクリートでつくってあげると。あるいは道路を、新しく避難経路をつくって、そういう避難場所を設置してあげるということも必要じゃないかと思いますが、その点について答えられる範囲でこの点はいいですけれども、よろしくお願ひします。

○学校教育課長（牧 浩寿） それでは、池之上議員の御質問にお答えいたします。

まず、安全性、各学校の避難場所の安全性についてでございますが、学校裏の高台を避難場所に指定している学校では、裏山が地震等で崩れ、避難が困難な場合には、校舎屋上または校舎の最上階を第2避難場所に指定しているところでございます。各学校では、校舎屋上に避難する際は転落防止のための職員の配置と児童生徒への安全指導を行います。

先ほど御質問がございました中央中学校の屋上のことでございますが、6月22日、今月の22日に中央中におきまして津波対応の避難訓練が計画されております。その結果等も受けまして検討していくという考えでおります。

それから次に、避難道路の確保についてでございますが、各学校で避難経路の安全点検を実施し、避難経路を指定しておりますけれども、災害発生時は災害の状況に応じて避難経路を確保することにしております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。先生方の避難誘導ということで一応計画はされているみたいですが、果たしてそれで安全なのかというクエスチョンはぬぐい切れないというところであります。

これからちょっと市長、市長にお話をするんですけども、中学校の場合、本当に海拔十何メートルですね。大震災も想定外の津波が来たわけであって、今、津波3メートルという想定をされておりますけれども、その想定外が来たときに屋上にいた子が流されたとなれば、本当に目も当てられんという気がします。本当に高台、近くに上野台地があるわけですが、そこには本城川があると、大きな危険箇所です。そういうところで私が思うには、マイロードがありますね、マイロードからちょうど上野の入り口までにね、直線なんですよ、そこに人道橋をつくれば避難もすごく早くできるし、あるいは中学校周辺の皆さんも国道の込んでいるところ

まで出なくても、そこを使って避難ができるんじゃないかというふうに思っているわけです。これは多額なお金がかかりますけれども、そういう避難経路をつくってあげるということについて、市長、今々でもないですけれども、安心・安全のためにどうですか、この意見は。どう思われますか。

○市長（尾脇雅弥）津波が発生した場合、高台に逃げるということが東日本大震災の本当、大きな教訓だと思います。県の総合防災訓練、そしてまた、せんだっては南三陸のいろんな体験の話も聞かせていただいて、改めて命を守るということの環境整備、大事なことだなというのを感じることでございました。

今、池之上議員が御提案いただきました垂水中央中の生徒や付近の住民ということを対象にして、避難する事態が発生した場合に直接的に上野台地の高台に逃げられるようなということでの御提案で、全然考えてもおりませんでしたけれども、1つの提案としてありがたいことだというふうに理解をしております。

ただし、御自身も申されましたけれども、人道橋を設置するということになりますと、構造的な計算をしなくてはならなかったり、距離も250メートルあります、かなり工事費もかかるということ等もございますので、それと、大津波が来たときに非常に助かるということでありませうけれども、かねての利活用というのがなかなか難しい部分もございますので。

ただ、御提案いただいた趣旨というのは非常に理解をいたしますので、あらゆる可能性の1つではありますので、もちろん人の命というのはほかにはかえられませんので、そういった観点も含めながら、総合的にまず検証をしていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。ちょっと唐突な質問でしたが、やってできないことはないだろうというふうに思っております。

あと、かねての利活用ということも言われましたが、そこから見る高隈へ上る朝日、あるいは錦江湾のちょっと先の鹿児島の方に沈む夕日、これをマイロードを利用しながらそこを見て、上野台地まで上るといふ活用も非常に考えるわけですので、利活用もその辺にあるんだということを知っておいてほしいなというふうに思います。これはぜひ、できるのであれば要望をしておきたいというふうに思っております。

次に、交通事故あるいは安全施設についてお聞きします。

先ほど課長の答弁から、昨年より減少をしているということでした。昨年は死亡事故は6人ですか、6人あったということで、我が水之上からも1人の、小学生でしたけれども、犠牲になってしまいました。そういうところから見て、非常に交通事故というのは大変なことだというふうに思っております。

そこで、ちょっとまた聞くんですが、浜平大都線と瀬戸山線の交差点、すなわち水之上の田んぼの真ん中の交差点ですね、ここは結構事故が多いんです。もう大きな音がします。これは本当に、道路はどっちも広くて立派な道路ができていますけれども、これはまず運転手の確認が悪いということと、あるいはどっちがたん停止なんだろうかという不徹底さもあるだろうし、地元民はわかっておりますけれども、よく鹿屋方面に行かれる方、鹿屋方面から来られる方はその辺がわからずに突っ込んでしまうということが大方だと思っております。

そういう中で、地元ではそこに信号機をつけてくださいということを行政連絡会でも何回も多分言っているだろうと思っております。この信号機については公安のほうで優先順位を決めてやっていくんだということですが、何かこう、一番危険なんだけどな、何でしてくれんかなというふうな思いが強いわけですね。市役所のほうも多分その辺のことは状況を把握されてい

るだろうと思っておりますけれども。

そこで、お聞きいたしますけれども、瀬戸山交差点ですね、何件ぐらい事故があったのか。どういう事故だったのかですね。そして、信号機の要望についても多分聞かれているだろうと思いますが、その辺についての対応はどうだったのか、お聞きいたします。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 2回目の質問にお答えします。

まず、市道浜平大都線と瀬戸山線が交差する田畑交差点での交通事故発生状況ですが、23年中に人身事故が2月と4月の2件発生しておりますが、2件とも軽傷で済みました。24年中には1件の人身事故の報告を受けております。

次に、信号機設置の計画についての質問ですが、信号機の設置につきましては、議員も御存じかと思いますが、鹿児島県公安委員会の管轄になることから、新たな信号機の設置につきまして鹿児島県警に問い合わせをいたしましたところ、まず地区住民から管轄警察署へ要望していただき、管轄警察署で過去の交通事故発生状況、交通量の調査や交差点・道路の条件などを総合的に判断して、設置の必要性があれば警察本部へ上申し、警察本部で内容を検討して予算措置を行います。また、別機関の信号機設置に関する公安委員会で設置を決定することです。このような段階を踏まえてようやく設置となるわけですが、年間200件程度の要望があり、年次的計画における優先順位や緊急度により30件程度が設置されると聞いております。

田畑交差点の信号機設置については、垂水幹部派出所に聞いたところ、口頭による要望はあったようですが、文書による要望書が提出されていけませんので、設置についての第1段階として要望書を提出していただければと考えております。

議員も御存じのとおり、本市ではここ数年交通事故が多発し、とうとい命が奪われておりま

す。市といたしましても、市民の安心・安全を守るために、地区住民のみの要望に任せるのではなく、要望書提出時に市と連名での申達などについて警察と協議してまいりたいと考えております。

ちなみに、信号機1台の金額ですが、押しボタン式が300万円、通常の定周期式が500万円、感応式が900万円程度と聞いております。

以上です。

○池之上 誠議員 市も連携して要望書については出していただけるようなことを今言っていたいただきました。要望書を出していなかったのが悪かったんだろうと今、反省をしておりますけれども、市のほうもそういうのが出ていなければ、これを出したほうがいいですよというのもひとつ、ぜひやってほしいなと思っております。

それで、今、信号機の値段も出ましたけれども、今、市長が議員時代、鉄道跡道路と瀬戸山線の交差点、あそこに点滅信号をつけてくれと再三言われたことがあります。それは、市長が言われてから1年か2年で多分ついたんじゃないかなと思っておりますが、政治力かなと思っておりますけれども、市長の政治力を今回ぜひ使っていただいて、200件中の30件の中にぜひ入るように御配慮いただきたいなと思っております。この件についてはよろしく願いをして、終わりたいと思います。

続きまして、これは土木課長も現状は把握されていると思いますが、先ほど言いましたように、悪いところをわかっていながら直さんかったのはやっぱり道路管理者の責任だという意味合いから質問をしておりますが、この嫁女川のガードレールについての対応、今後の対策、それを少しお知らせください。

○土木課長（宮迫章二） 嫁女川用水路ガードレールの現状把握でございますが、この箇所につきましては、毎年水之上地区の行政連絡協議

会からも要望が提出されており、現場も確認し、ガードレールの支柱が根元から折れ、大変危険な状況であると認識しているところでございます。この箇所は、ガードレールの延長が長いため、なかなか施工に着手できていないところでございました。

ガードレールにつきましては、毎年実施しています交通安全対策事業によりまして、設置されていない箇所を優先して設置しているところでございますが、この箇所につきましては、ガードレールの支柱が折れ、大変危険な状況でありますので、今年度から、住宅の隣接している付近を起点にし、年次的に設置していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○池之上 誠議員 大変ありがたいお言葉をいただきました。感謝申し上げます。いっどきせいとは言いませんので、年次的に予算の範囲内でやっていただきたいというふうに切に要望しておきます。

最後になりますが、定員適正化についてお聞きいたします。

総務課長の話では、計画の前倒し、4名ぐらい前倒しができて評価はできるというふうにおっしゃっていただきました。その評価の中で、職員が削減されているということは、今、事務量は変わらずにあるいはふえる方向にあるだろうと、地方分権になってですね、地方に任される事務量というのは結構多くなってきているんだろうと思いますが、そういう点について、職員を削減したためにそういう弊害はないかというところを2回目、お聞きしたいと思います。

あとはまた事務分掌ですね、課の人間が少なくなれば今の課のままでいいのかあるいはまた課を分けたほうがいいのか、そのためにまた課長もつくりたくないかんけれども、その辺は人間が減っているわけですから大丈夫じゃないかなと思いますが、そういう庁舎内の動きをちょっと

教えてほしいなど、課長ですね。そういう事務分掌についても、課の適材適所についても、その辺について検討される課題はないかどうか、そこ辺をお聞きいたします。

次に、参事制度というのがありますけれども、これについて垂水市のほうも参事さんというのはよく聞くところがございます。参事制度、このもの自体、果たしてその参事が果たす職責とか役割とかそういうのはどういうふうになっているのか、改めて教えてほしいなと思いますので、これは市長か総務課長か、どちらか。

そしてまた、あと副市長も県から来られておりますので、そういう参事とか参与とかそういう制度も熟知されているだろうと思っております。そしてまた他市町村のことについてもわかっておられるだろうと思っておりますので、わかっているところがあれば教えていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○総務課長（山口親志） それでは、まず、新定員適正化計画に基づきまして、先ほども申し上げましたとおり職員を削減しておりますが、1回目で成果の報告をいたしました。その一方で権限移譲等もありまして、議員指摘のとおり、職員は事務量もふえ、減ることはなくふえ、職員への負担が相当ふえていると思っておりますし、その声も総務課のほうには聞こえてまいります。このあたりも含めまして、ただし、定員適正化計画に基づきまして計画を進めていくということで10年間の計画を進めておりますので、そのことも職員には我慢をさせていただきながら、一生懸命頑張らせていただいているところです。

ただ、先ほども御意見をいただきました事務分掌の見直し、それから課の統廃合等を含めまして、もう一回この新定員適正化計画の人数から、それから事務の分掌から検討をしまして、行財政改革会議の中での会議とあわせて部会でも今年度中にしっかりそのあたりの事務分

掌、それから課の統廃合も含めて今年度中に検討してまいりまして、お答えをいたしたいと思っております。

それから、参事職の職務についてをお聞きされましたのでお答えしますが、参事の職務は垂水市行政組織規則におきましては「上司の命を受け、特に指定された事務を処理する」と定めておりまして、現在は本市では、先ほども申し上げました職員削減等もありますので、1担当者として業務を行っていただいております。

以上であります。

○副市長（寺地浩一） 副市長は県から来ているということなので、県はどのようなふうに行っているかということによろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、総務課長が答弁がありましたけれども、県の場合も県の行政組織規則がございます。この中で、本庁に置く役つき職員の職という形での位置づけ、あるいは出先機関に置く役つき職員の職ということで位置づけがしてございます。

設置につきましては、本庁であります。県庁の場合、部とか局とか出納局がございますけれども、必要な部・局・出納局のほうで人事当局と協議をして参事の必要性を訴えて置いてもらっているというようなことでございます。

その業務でございますが、本庁の場合は主管の部・局に置かれますので、部長・局長から言われた事務を処理すると。先ほど市の場合は「上司の命を受け」とありますが、これと同じということで、指定された事務を行うというような形で行っておりますということでございます。部長直属ですね、部長直属ということなんです。

だから、例えばわかりやすい例でいきますと、商工労働水産部に参事がございます。職務は観光地づくり担当というふうになっておりますので、その方は観光交流局の観光課におかれまして観光地づくりの業務、それは局長からこの事務をやれと言われて、その事務においてやって

おります。さっき1担当という話がありましたけれども、これは部長から命じられた事務を1人で独任職としてやっております。ですから、観光課には課長がいて、補佐がいて、係長がいて、担当がおりますが、このラインではなくて、観光地づくり担当として独任の職で置かれて、部長から言われた事務をやっていると。ただ、観光地づくりにつきましては観光課のほうに係がございいますから、それでやっています。

以上です。

○池之上 誠議員 今、参事のことは総務課長が市長にかわって答弁されたと思っております。まあ言えば副市長の言われたことは、部・局の上司からの特命と、多分特命だと思えるんですね。できないことをその人に任せて、やらんかというような感じで参事をつくっておられるだろうと思います。そして総務課長が言われたのは、1担当者ということで、職員がいない、足りないというところで事務をしてもらっているという意味だろうと思います。現実を見ても、1一般事務ですね、そういうところに参事の方が入って市民のために汗をかいておられるという現実があると思います。それでいいと思いませんけれども、いいですね。

それを思うときに、やはり課長までされてきた方が最後の1年参事になると。そういう中で、本来であれば昔なら、余裕があるころはもう窓際族というような感じで、「仕事もせんじ、のんびりしやんせ」というような時代もあったかもしれませんが、今は時代が違くと、そのことは認識した上で言いますが、やはり参事という仕事は、市民に対して難しい仕事を最後の奉公として頑張ってもらおうと。だれでもできるような一般事務はもうそんな臨時職員でもいいわけです、雇ってやってもらおうと。やはり市民に還元できる体制をつくってほしいなど。あるいは職員に対しても、40年近い市役所生活を還元できるようなポストでその参

事職というのを充てたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思うわけですね。

市長も2回の人事を経験されております。その中で、参事をつくっておられます。これは市長の人事権ですから我々が言うところはないんですけれども、今さっき言ったような、果たしてその参事の方がその職責というか職務に対して、「よし、頑張ろう」というような気合いを持ってやれるような職務についておられるのかなと思うと、私はちょっと疑問に思います。

その中で市長のお考えは、今、2回されたけれども、そういう参事制度をつくって2回やられましたそのお考えはどの辺にあったのか。市長の思いですから知らんな知らんでもいいかもしれませんが、答えられるのであれば答えてほしいと。

そしてまた、今後もこの参事制度というのは続いていくのかなという思いもしておりますが、今後、私が言った意味合いを含めた上での参事制度に変えて、変えてということはないかもしれませんが、やはり一般事務をやらすというようなことを続けていかれるのかですね、その辺の今後についても少しお気持ちをお聞きしたいと思います。よろしく。

○市長（尾脇雅弥） 今、池之上議員からお話がありました。私も基本的な考えとしては同感でございます。そして、市の状況、県の状況ございました。申し上げたような形で、条件等々違うという現実もあるということをお理解はしていただいていると思います。本年度も課長を参事にしたわけですが、課の統廃合、今後ですね、あるいは退職者の人員とか若手の育成などいろんなことも考えながら、また、参事が参事というポストの中でしっかりと仕事をしていただける環境づくりということはやっていかなければいけないというふうに考えております。

今後ですけれども、基本的にはそういった状

況も踏まえて、課長職退職の1年前は基本的に参事というポストの部分で継続をしていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 最後ですね。今、市長の言葉から、その辺の参事のポストを考えていくということをおっしゃいました。そして今後、1年前は参事ということも明言されてしまいました。ちょっと、果たして、1年前に、もうやめないといけないということで職員の方々が本当に何かな、やる気が出るのかなと思ってしまいます。ちょっとトーンがダウンしますけれども、ちょっと失望の意味でやっていますからね。

行政改革をする中で、市長は水迫市政の継続ということをおっしゃっていました。それで選挙戦も戦われて、現在、市長の職にあられます。その中で、総務課長も市長と同時にかわられたわけですが、話を聞くところによりますと、水迫市長は、もう課長は最後までやらうんだというようなことを述べられたようなということも少し聞いております。その辺は、今それこそ参事という職で固定資産の現地調査に回っておられる前総務課長がいらっしゃいますので、もう一回、その辺の内容を聞いてほしいなというふうに思います。それは水迫市政の行政の継続ということであれば、そういう話があったんだということがあれば、それももう一回考えていただく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので。

何でもかんでも1年前にはもう「はい、交代」ということじゃなくて、課長が「もう1年前は参事でよかか」という人なら別に構わんけど、「まだ1年、こいずいせないかん」という思いがあれば、それはさせないかんのじゃないかなというのが私の心情です。その辺をもう一回確かめてみてください。その辺は、今まだ職員でいらっしゃいますので、「いけんやっただけ」という言葉でいいんじゃないかなと思います。参事のポストをそれなりのポストにするとい

うことに期待はしておりますので、そういう仕事を見つけていただくように、課長も含めて、市役所執行部の皆さん頑張って、垂水市勢の発展に尽くしていただきたいと思います。

もう1つ、市長は公約として「継続と挑戦」ということを言われてきております。そして、今年度予算から政策予算という、政策調整予算やったですかね、そういうことで一律3%のカットを一般の課にはしておりますけれども、その余ったお金で政策調整予算ということで、単純に計算して2,500万円ぐらいの予算を持ってもらえるということです。

その中で、今回、ブリ・カンパチの販路拡大ということでトップセールスというところを考えていらっしゃいますが、それは、その政策予算を使うという中で非常にいいんじゃないかと思っております。市長は、水迫市政の継続ということで自主的に給与カットも続けていらっしゃいますので、大変に努力をされて難儀をされている中で、自分で使える政策予算を持つということは非常に私はいいいんじゃないかと思っております。

このことについては、どういう結果になるかわかりませんが、挑戦という意味ではやってもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、垂水市発展のためにぜひ頑張って外遊をしてきてほしいと思っております。

以上で、ちょっと長くなりましたが、58分という約束でしたので、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。次は、1時25分から再開いたします。

午後0時18分休憩

午後1時25分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 お昼どきの一番眠い時期に質問することを御了承をください。

農家の方におかれましては、カライモの植えつけも終わり、水田の田植えの準備も終わったのではないかと思います。その中で梅雨に入り、また、6月議会の質問をすることをお許しを願いたいと思います。

それでは、議長のお許しが出ましたので、順次質問をさせていただきます。

グローバル社との等積交換について。

取り付け道路の設計について、詳しく執行部の説明をお願いいたします。

現物の擁壁工事とコンクリート・ウォルコンとの差額、入札差額ですね。道路幅は直と勾配とはそれぞれ利用価値が違うと思いますが、どうして工種が変わったのか、その理由をお願いいたします。

2番目に、牛根地区の鉄道跡地について。

管理についてどのように行われているのか。また、今後の活用はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目について、市有林について。

過去10年間の投資額について幾らぐらいあるのか、お尋ねします。また、現在の総積数はどのように把握されているのか。また、売却の要素はないのかをお尋ねいたします。

4番目、市長のトップセールスについて。

アメリカ3泊6日、マカオ2泊3日の根拠について。水産物の販路拡大の内容をお願いいたします。また、日程の予定日等を詳しくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。関係課長並びに市長の明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○水産課長（岩元悦郎） 徳留議員の質問にお答えいたします。

基本的な考え方として、道路工事は土地の交換相手であるグローバル・オーシャン・ワークスにしてもらうわけでありましたが、完成後の道路は市に移管されますので、設計と工事の管理には市が関与する形で作業を進めております。設計に当たりましては、まず、交換する同面積の用地の中でどのようにしていくか、道路配置を考えました。

そこで、グローバル・オーシャン・ワークス側の道路につきまして、道路工事と敷地造成の一部を同時期にされるということでしたので、新設道路の整備に当たっては、転落防止の観点から、車道をなるべくグローバル・オーシャン・ワークス側に寄せて配置したかったことから、土どめ擁壁はグローバル・オーシャン・ワークス側の敷地内において処置いただくようしたところであります。

道路の基本構造は、車道4メートルと両側にそれぞれ路肩幅1メートルを設けた総幅員6メートルで、同様の構造であります。道路をグローバル・オーシャン・ワークス側に寄せて配置したことや道路延長も短くなっておりまして、牛根大橋側に3メートルほど幅ができましたので、この部分を利用することで土どめを擁壁じゃなく、安定角度を持ったのり面をモルタルコンクリートで覆う工法にしたところであります。

また、この幅は、漁港整備により後々に埋立地は牛根大橋側に延伸されて埋立地は大きく広がる予定でありますので、海潟漁港などの例を考えた場合に、漁港を往来する車両も多くなり、現状の取り付け道路は幅が狭くなり、拡張を検討することになると思われまので、その道路拡張や余裕があれば歩道の設置も可能だと思われま。後々このような利用に役立つものと考えております。

次に、擁壁の工事費は、延長や擁壁の高さも違いがありますが、既設のもので設計額で96万7,000円、新設のものが56万9,000円になってお

ります。

次に、直壁と勾配のある擁壁との利用価値についてであります。さきに申した理由から、グローバル・オーシャン側の土どめはグローバル・オーシャン・ワークス側の敷地に、同社の考えから、直立のプレキャストコンクリート擁壁になったところでもあります。

直立につきまして、道路には車道幅のほかに1メートルの路肩を設けてございますし、確かに議員が御指摘のように圧迫感を感じることもあると思いますが、延長も短く、道路構造上も問題ございませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 徳留議員の牛根地区の鉄道跡地の管理について回答させていただきます。

土木課所管といたしましては、牛根地区の鉄道跡地を市道として整備し、現在4路線、総延長890メートルを管理しているところでございます。その内訳は、牛根境地区の境7号線、これは鉄道記念公園横の桜並木道路です。と、境8号線、境下水処理場前の道路です。それと二川地区の二川6号線、これは牛根小学校横の道路であります。それと二川7号線、これは旧牛根中学校横の道路でございます。

今後の活用でございますが、境7号線につきましては、公民館で桜を植栽され、桜の季節には花見をされるなど、地域の皆様の憩いの場として有効に活用していただいているところでございます。除草作業等の管理につきましては、年1回は環境整備班で対応し、あとは地元振興会で対応していただいているところでございます。また、ほかの路線につきましても、地域の皆様の奉仕作業等で対応していただき、有効に活用していただいているところでございます。

路面につきましては、施工年度が比較的新しいことから、現在のところ舗装の傷みもなく、

特に補修の要望等もございません。今後も必要に応じて対応していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○農林課長（池松 烈） それでは、農林課所管の牛根地区の鉄道跡地の管理について答えさせていただきます。

農林課所管の牛根地区鉄道跡地の未整備延長につきましては、約2,600メートルぐらいありまして、そのうちの仏石側から道の駅までの約720メートル区間は林道海瀉麓線の舗装計画がありますが、同じ計画路線を利用して県建設部の通常砂防工事居世神谷工区が施工している状況であり、重機車両が通り舗装を傷めるおそれがあることから、砂防の完成予定の平成26年度以降に実施する予定でございます。

また、通常の管理につきましては、予算枠、予算の範囲におきまして、できるだけ地区の方々の要望に沿うような形で、委託によります除草の実施とかガードレールの設置工事等を実施してきているところであります。

本年度につきましては、居世社裏周辺を重機借り上げによります乗り入れ設置工事を既に発注しておりますし、接続しております排水路の改修工事、防護さくの設置工事を発注する予定であります。

今後の活用についてでございますが、宮崎川付近から平野川付近までの区間は商工観光課が、県のお手伝いをいただいで魅力ある観光地づくり事業、垂水しおかぜ街道景観整備事業牛根ルート、サイクリングロードの構想があるようであります。

残る区間につきましては、これまで農林水産省所管の補助事業の導入を試みてまいりましたが、耕作面積が少ないこと等により補助事業の採択基準を満たすところまでいかなかったことや、国の政治的政策で農道整備事業ができなくなりまして、補助事業の導入が困難になってき

ているところであります。このようなことから、今後も予算枠、予算の範囲におきまして、できるだけ地区の方々の要望に沿うような形で、危険度の高い箇所重点を置きながら、年次的に市の単独で実施していこうと考えるところであります。

また、魅力ある観光地づくり事業、サイクリングロードの構想の件につきましては、所管であります商工観光課と常に連携をとりながら、事業との整合性を持って臨んでまいりたいと考えております。

次に、市有林について答えさせていただきます。

まず、過去10年間の投資額についてであります。間伐を実施してきております。施業実施総額が6,035万4,000円で、市の負担額分が1,667万7,828円でございます。これに伴います搬出量が897.863立方メートル、販売金額が200万1,817円になっているようであります。現在の総積数でございますが、11万6,305立方メートルでございます。

また、売却の要素についてであります。議員におかれましては御自分でも森林の整備に携わってこられた経緯がございますし、原木の価格にもすごく精通されておりますので、御存じのことになるかもしれませんが、現在の原木価格が市場渡しの2,000円毎立方メートル程度と低価格で推移しているようであります。確かに40年以上の樹齢のものが相当あります。本来ならば皆伐して植林の時期に来ているのかもしれませんが、しかしながら、なかなかそこに至っていないのが現況であります。

そこで、現在本市が取り組んでおりますのが、路網の整備、林業作業道整備でございます。各種事業を導入し、整備を実施することによりまして木材搬出等のコストを削減していこうということで、原木価格の低価格に対応できるのではと考えるところであります。

平成21年度から補助率100%の事業が始まりまして、新城高塚に林道を整備し、除間伐の作業に利用されております。平成24年度、今年度につきましては、大野原地区、市木光石に1,000メートルの林業作業道を計画しておりまして、今後、市有林40ヘクタールの除間伐、皆伐の作業に利用するよう考えております。平成26年度には高峠の下方に1,500メートルの林業作業路を計画しておりまして、市有林、民有林100ヘクタール程度の利用を見込んでいるところであります。

また、民有林につきましては、県の認定事業者・森林整備公社等が毎年市内各所を合わせまして1,000メートルから1,500メートル程度の原木搬出用作業路を整備し、約5,800立方メートルを搬出しており、森林所有者へ寄与するとともに、林内環境の整備に努めているところであります。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥） 徳留議員の市長のトップセールスについての質問にお答えをいたします。

アメリカ、マカオへの訪問の根拠についてとのごとでございますが、昨日の川畑議員への答弁と重なることを御了解をいただきたいと思えますけれども、御承知のとおり、ブリ・カンパチは年々国内需要が低迷をしている状況であり、国内マーケットに加えて、牛根のブリはアメリカを中心に、海潟のカンパチは東南アジアを中心に販路を求めているところであります。

ブリ輸出につきましては、牛根漁港隣接地にアメリカ向けの民間の加工品企業でありますグローバル・オーシャン・ワークスがあります。市の誘致企業であり、現在約35名の雇用があります。そのグローバル・オーシャン・ワークスは、アメリカ向け冷凍ブリフィーレの輸出業績が非常に好調なため新たな工場増設に着手し、本年11月には創業を開始する予定であり、そうなりますと、さらに15名の雇用拡大につながるものと期待をしております。

市といたしましても、販路拡大に多方面から支援をすることで、低迷をしている業界の方々を支援をして、結果的に垂水市にとっても有益なことであると考えております。その一環といたしまして私自身がトップセールスマンとしてアメリカに赴き、垂水ブランドのPR活動を行い、新たな販路拡大のための商談会に参加したいと考えております。

垂水市漁協のキャンペー「海の桜勘」につきましても、5月9日、中国のマカオ市に向けて第1便が輸出され、新聞等マスコミでも大きく報道されたところでございます。このようなことから、今後の商談を確実にするため、垂水市漁協から私自身へマカオ訪問の依頼もあり、アメリカ同様、マカオへの訪問も計画しているところであります。

水産業は垂水市の基幹産業であり、垂水市活性化の起爆剤になり得る産業でございます。「まかぬ種は生えぬ」ということわざもございまして、議員の思いの一端、理解をすることでございますけれども、公約であります垂水ブランドの販路拡大への挑戦へ向けて努力をしていきたいと考えております。

また、訪問予定に関しましては、今回の補正予算が可決してから詰めていきたいと思っておりますけれども、現段階での予定といたしましては、アメリカへは9月の末から10月上旬、マカオへは7月の末から8月ということをして検討させていただいております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 一問一答式で御回答を願いたいと思っております。

今、水産課長の答弁の中で大体理解したんですが、等積交換の説明の中で、図面もないし、ただ土地の等積交換だけを説明をされたもんですから、どのような等積がなされるのかと思ったら、取りつけ道路の分で、今、工事をしておりますけれども、どうしてあのような現物の構

造物が変わっていったのか。そしてまた、水産課でその検討がなされたのかですね。構造物の施設一つをとってもこれは市の財産であるわけなんですね、やっぱり。市の財産であるのは市民の財産でもあると、私はそういうふうに解釈をしております。だから、実際工事がなされていく中で、やっぱりウォルコンとしては道路の活用が、私は直と勾配の差の中で道路の活用がうまくできていかないのではないかと。

今おっしゃるとおり、今の作業場の面積が倍も3倍もなってくれば、やはり車両は多くなってくると思うんですよ。実際に見てみればわかると思うんですが、私は、もう大型の場合なんかはもう最低でも30センチは道路の活用ができない、この勾配と直の関係はですね。どこでそう議論をされたのか、その分をまたひとつお尋ねをいたしたいと思っております。そしてまた、設計はどこでされたのか。そのちょっと2点を。

○企画課長（倉岡孝昌） 経過について、私のほうから存じている部分もございまして、済みません、私のほうから答えさせていただきます。

グローバル・オーシャン側の今回できております直立の擁壁につきましては、先ほど水産課長が答弁いたしましたとおり、等積交換（119ページの発言により訂正済み）をするに当たって、グローバル・オーシャン側ののり面処理について、道路を転落防止の安全対策の面から少しでもグローバル・オーシャン側に寄せたいという事情がございまして、のり面処理について、グローバル・オーシャン側で検討していただけないかということをお願いいたしましたところでございます。それを受けまして、のり面については、グローバル・オーシャン側の敷地内において処理するというので、今の直壁のコンクリート擁壁でされたところでございます。経過としてはそういうことでございます。

それと、設計につきましては、水産課のほう

でグローバル・オーシャンさんの意向も受けましてやられたところでございます。

それと、通行車両につきましては、議員御指摘のとおり、現状でいいますと、養殖施設の作業場という限られた施設であるわけでございますが、今後、あの埋立地は牛根大橋側へ延伸されてまいります。そうなりますと、面積も広くなり、車両の交通も多くなってまいります。当然大型車の離合を考えなきゃいけないということになるかと思えます。その場合には、今の道路の幅が2メートル・2メートルの4メートルの車線でございますので、それを大型車でありまして、例えば片側2メートル50でありますとか、そういう車線への対応ということが必要になってこようと思っておりますので、その時点でまたこの道路については改善の必要があるかというふうに考えているところでございます。

○徳留邦治議員 今、答弁をもらったわけなんですけど、やがては改造すると。やがてはやがてのことで、それはもう約束にもならんとですよ。だから、実際にウォルコンをつけた時点で、もう勾配がある部分と、直の部分はカーブミラーも当たるし、勾配の場合は当たらん、それだけの道路活用ができるわけなんでしょう。

だから、どうしてまた、グローバル・オーシャンの造成をしたようなものでしょうが、今のあの現状を見れば。前の既存の設計をもって、そのままつくれば何も問題はないわけでしょう。延長をするときは延長したで、また道路の車線を変えればいいわけであって、なぜそのように。だから、1企業にそこまで何でせんならんのかと。既存の設計があるわけだから、そのまま設計を活用すれば何も職員の手を、時間、手間暇かけてやる必要もないし、何でそうなるのかという。そういう説明もないままにずっとやられて、もう私は、その工事自体も側溝が両サイド入っている、その片一方だけ。まあ

安価で工事を済ませようという気なのか、そこらはちょっとわからないですがよ。

それなら、水産課が勝手にやったわけなんですか、図面をひいて。協議はなされたわけでしょう。その中には市長もおられたわけでしょう。そういう意見もなかったの。水産課だけで設計をして、水産課だけで施工したわけじゃないと思いますが、そこらをちょっともう一遍。

○企画課長（倉岡孝昌） 擁壁につきましては、道路構造をとお考えいただきますれば、道路は2メートル・2メートルの車線、それに路側が1メートルございます。そういう道路構造を考えますと、直壁でも支障はないものと考えます。確かに議員のおっしゃるように、寄ってくるとかいうところでの圧迫感とかそういうのは確かにあるかと思えますけれども、道路を走っていただく幅というのは4メートルの幅で走っていただくような構造になっておりますので、そのところでは道路構造上は支障ないというふうに考えております。

それと、今、側溝についての御質問もあったわけでございます。ちょっとこのことについてお答えさせていただきますと、既存の道路は道路の両側に側溝を設けておりまして、埋立地に設けました排水路から左右に分かれる形で排水されるようになっておりまして、道路はかまぼこ型の、要するに両勾配の道路になっております。一方で、今度新設されます道路は、埋立地の排水路の流末側になりまして、片勾配の流れる排水路に沿う形で、それに取りつける形で道路をつくらなきゃいけないという事情がございまして、現状に合致する形で路面の排水対策でありますとか取りつけ上の問題から、一般に言いますところの路面は片勾配の構造になっておりまして、側溝も片方についたというようなことで、現場状況を考慮してのことでございます。

設計につきましては、水産課に技術者担当がおりましたので水産課でやりましたけれども、

もちろん現場状況と、また交渉の過程と企画課でも調整させてもらいましたし、その過程についての報告もいたしております。市長へ報告もいたしております。

○徳留邦治議員 どこでどうなっているのかわからんですけどね、この等積交換も私が漁協の理事に聞いた話では、市側から、等積交換ができるということで等積交換をしてくれというお願いがあったと、私はそう聞いております。だから、そういう中で、私も質問はこの分はしたくはないんだけど、やっぱり道路の利便性とかいろいろ考えた場合に、しなければやっぱり市民のためにもならんのかなと思ったもんだから私はただで、あなたの言う2メートル・2メートルの道路はやっぱり2メートル・2メートルというのは活用はできるんですよ。だけど、片一方が張り込んで勾配をつけている、片一方は直でなっている場合は、直になっているほうの活用が、バックミラー等が出ている分だけは活用はできないのは、もうちょっと考えただけでもわかるはずですよ。実際通ってみればいいの。私も何回も現場も足を運んでいますから、等積交換の分についていろいろと市民の方々からも意見が出ましたから。

そこらをして、市長がおっしゃられる誘致企業なのか進出企業なのか、私ももう一步、釈然としないところもありますが、誘致企業ということでいいんでしょうかね。もう最後になりますけど、その点を1点だけ市長にお願いします。進出か誘致か。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどお話ししましたように、市が誘致をしている企業ということになります。

○徳留邦治議員 2点目について、牛根地区の鉄道跡地について今、回答をもらいましたが、私が言いたいのは、管理その他、今後の活用、その根拠は何なのかというと、転換交付金が一般財源に繰り込まれたと思うんですよ。その額

が6,000万円弱。その中で、今後、鉄道跡地をどうしていくのかという質問の中で、とりあえず一般財源に繰り込んで、随時6,000万円の枠の中から整備をしていくという答えをもらっているもんですから、それがもう10年ぐらい前ですかね、まだそんなにならないと思うのか、その点で、今後、整備がどうなされていくのか。もう早い時期に整備なり活用を見出していないと、もう牛根地区の鉄道跡地だけが草ぼうぼうで、そのまま取り残されている。もう過疎になればなるほどまた草が生えて、活用もだんだん難しくなっていくのかなという気がします。

サイクリング道路、いろんな県の補助金、整備かれこれの中で、その中に含まれていない分を早急にやってもらって牛根境まで一本線つなぐ、そういう形をとってもらいたいと思っておりますが、執行部の考えの中ではいろいろと案があるようですが、その転換交付金については一応どのように考えておられるか。

○財政課長（北迫睦男） 私のほうからお答えさせていただきます。

転換交付金につきましては、国鉄大隅線跡地利用整備事業基金というふうで管理をしておりました。この基金につきましては、それぞれ各地の鉄道跡地の整備事業に充当しておりましたが、平成13年度末に確かに6,200万円ほどございました。その後、少しずつ取り崩し、平成15年度末に4,800万円となっております。平成16年度の財政改革プログラム策定時に、基金の有効活用を図る観点から基金全般の整理統合を行いまして、国鉄大隅線跡地利用整備事業基金は廃止して、一般会計へその金額を繰り入れております。今、議員がおっしゃいましたように、一般会計へ入れましたが、その金額が4,800万円でございます。

基金につきましては今申し上げましたような経緯でございますが、牛根地区鉄道跡地の整備は、これまで基金事業と地域活性化交付金事業

で整備してまいりましたけれども、確かに牛根地区の鉄道跡地につきましては、ほかの地区と比較いたしまして整備区間が少なかったかなという気はいたしております。地形的な問題や、ほかの要因があったのではと推測いたしております。今年度も若干の予算措置はしておりますが、先ほど農林課長が申しあげましたように、県の事業による整備や市単独事業の導入について主管課と協議してまいりたいと考えております。

○徳留邦治議員 鉄道跡地については、財政課長のほうから転換交付金の内訳はよく説明してもらってわかりました。残された基金が少しでもあれば、特に牛根地区の鉄道跡地についての活用をお願いをしておきます。

3番目の市有林について、お聞きいたします。

1回目の質問で各担当課から説明がありましたけれども、県は40年じゃなくて50年をめぐりに植林から伐倒まで行っているようですが、これに、県に準じて市もそのような改造といいますかね、人工造林の手がけを考えてはおられないのか。

そして、農林課長、この市有林については私も前言ったとおり、マニフェストをつくってくれ、出してくれということで、担当課が「今つくっています」と言ってからもう何カ月もたって手元に来んもんだから、どうなっていくのか。こうしてもらいたいといういろんな要望もあったわけなんですけど、間に合わなかったのかなと思っております。

だから、間伐で少しずつではあるが、増収ではあるんですね。増収はありますよ、少しなんだけど。その点、市の支出のほうが大きいだろうけど。もうここらで年数が来たものは切りかえて、市の財政が少しでも潤うようにしたほうがいいのではないかと思うんですが、その点については一言お願いいたします。

○農林課長（池松 烈）今、県のほうが50年

でまた皆伐をやって植林していくと、市のほうも県に準じて植林といいますか人工造林等を考えていないかと、過去に間伐を実施することで市の財政にも収入という形であらわれてきているがということをおっしゃったところがございますが、確かに40年以上の樹齢のものが相当あります。本来ならば、先ほども申しあげましたように、皆伐して植林の時期に来ているのかもしれない。ただ、議員御存じのとおり、なかなかそのところまで至っていないのが現況であります。

先ほど申しあげましたとおり、平成21年度から林業道路等の100%の事業が始まりましたので、まずは皆伐の前に間伐のできるような、また将来的には間伐、それから皆伐、植林に至るまでの林業道路、そういうものができるような林業道路を造成して、創設していきたいというのが今の考えでございます。先ほど言いました、21年度の高塚に始まりまして、今年度の大野原の市木の光石地区、また26年度には高峠の下方のほうを考えているところであります。

それから、森林計画等のマニフェストといいますか、そのようなものが作成中であるとずっとなっているが、どうなっているのかということについて、ちょっとお答えさせていただきたいと思っております。

もとになります市有林の樹齢、樹種等については、県が発行しております「森林簿」に記載してありますし、市有林のみの「森林簿」も本課に備えているところであります。この「森林簿」は公開してありますが、個人情報の含まれるものにつきましては本人から承諾を要することになっております。「垂水市森林図」も備えておりますので、樹種、樹齢、施業の確認はできるところであります。

「マニフェスト」という言葉が出ましたが、森林計画等についてであります。垂水市森林整備計画につきましては平成23年度に変更した

ところでございます。平成24年1月以降、告示・閲覧等を実施し、九州森林管理署、鹿児島県等の意見を聞きながら変更してきたところでございます。本年度は、変更しました垂水森林整備計画を県が中心に計画内容を検討し、本年10月をめどに垂水森林整備計画に反映させ、また、「垂水市森林図」、「森林簿」に反映できるように準備を行っているところであります。

この県が計画内容を検討してというのは、5月末、1週間かけて内容等について、実際本市のほうに足を運んでいただきまして内容を検討していただいたところであります。

また、本年度は森林法に基づきます垂水市森林計画を樹立させ、地域の実情に合った間伐、皆伐、植林、路網の整備等を検討し、実行できる内容に計画していこうとしているところでございます。

以上でございます。

○徳留邦治議員 どうもありがとうございます。

私も課長の答弁で大分わかったんですが、市有林がどこにあるのか、何年生が何本ぐらい、反等、何反ぐらいあるのかですね、やっぱりそういうのを把握しておかんな、やっぱり森林計画も何もできていかないと思うんですよ。だから、私なんかもその中で年齢の古い木があったら伐開して、財政に少しでも収入が得られたらいいのかなというふうに考えて、また、計画的にそういうのを植林をしたりやっていかなければ、将来的に未来の子供に財産も残せないのかなというふうに感じておりますので、また、ひとつそこらはまた新たな計画で御説明をいただきたいと思えます。

次に、市長のトップセールスについてですが、市長、3泊4日アメリカ、マカオ2泊3日、その中でブリとカンパチの販路拡大ということで、アメリカのどこに行かれるのか。ただ、アメリカも広いんですよ。だから、そこらについてもうちよつと。

そして、確かに市長のおっしゃるとおり、ブリはアメリカ、カンパチはマカオなんです。まあ東南アジアですね、マカオより東南アジアと言ったほうがいいのか。果たして、またその中で、アメリカのどのあたりで一番購買力があるのか。そこらを市長は把握されているんですかね。その点、ちょっとお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今の御質問でございますけれども、行く場所、行く相手、だれとどういった交渉をするかというのは、今の段階で計画的なものはある程度でございます。ただ、この海外進出というのは、きのうも申し上げましたけれども、同業他社の皆さんあるいはほかの地域の方々も同様の思いというのがありまして、そういった意味からも、会社名を挙げてというわけにはいきませんが、9月の議会が終わったあたりの週末を利用して先方へ赴いて、グローバルさんが中心になっていくわけですが、漁協の関係者の皆様方やら行って、30年ぐらいのおつき合いのある中でのルートとかいえるようなこともあるようでございますので、ちょっと詳細は申し上げられないところがありますけれども、そういうような計画でおりますので御理解いただきたいというふうに思っております。

○徳留邦治議員 この点について水産課長、水産振興費から出ていますけど、予算的に70万5,000円でしたっけ、その根拠はどこから出ているんですかね。アメリカのどこに行くのかもわからん。ただ予算だけが先行する。そして、漁協の職員も今、行かれると市長がおっしゃったんですが、果たして本当にそうなのですか。漁協の職員は知らない人が多いですよ、話をした時点で。だから、そこらをちょっと説明をお願いします。

○水産課長（岩元悦郎） 事務的にということだったんですけど、とりあえず財政課の予算要求にはサンフランシスコ、アメリカの西海岸です

かね、向こうのほうで予定しております。そしてこの3泊6日としていますけど、普通日本的には3泊5日なんですけれども、飛行機で行く場合はどうしても日付変更線の関係で3泊6日ということになります。

それとあともう1点、漁協職員とどうのこうのとありましたけれども、とりあえず、名前を言っているのかあれですけども、とりあえず、ことしの2月、4月、今の参事、元参事、それと清水部長ですか、と大体打ち合わせはしています。ただ、どうしても予算がまだついていないもんですから、ひょっとしたらアメリカと一緒にいこうねと、そういうことは申し上げております。もし市長が行くんだったら、もちろん漁協も一緒にいこうか、どっちみち、もし、ちょっと話しますと、10万匹6キロサイズが輸出となりますと、6キロの10万匹、大体600円で引き取っていますので、もう7キロサイズですと、600円の4億2,000万円ですか、それがもう牛根漁協の総収入になるわけですけど、経費を引かましても。そういうことで、漁協ももうその心構えは持っていると思います。

以上です。

○徳留邦治議員 私もこの件に関して、漁協の理事とかいろんな方と話をしてみました。こうして市長が行くんだがということに関しまして、やっぱり今までも、グローバルじゃなくてもいろんな会社が今、フィーレをやっています。個人的にも水産業者がフィーレをやっています。その中で、漁協の理事なんか話をした中では、今までたくさんの方がセールスも行ったと。アメリカ、東南アジアも行っているけど、効果があらわれなかったと。漁協の理事の話では「効果が上がらんとじゃねか」というようなことです。

だから、市長が行けば今度はまた変わるかもわかりません。それはセールスの腕次第でしょうけど。その中で果たして、いろんな人を引

張って、いろんなところ、ただグローバル社がついて行く。市の金のない財政の中から捻出して行かれるわけですから、その大半はブリ・カンパチの販路ということでしょうけど、よっぽどの心構えがないと私はこれは成功しないと思うんですよ。

だから、いろんな人と話をして、今まで来られた海外の人なんかとも話はされたんだろうと思います。やっぱりその中で行った人たちの意見等をいろいろ聞いて行かれたほうがいいのでは、行くのであればですよ。私は「行くな」とも「行け」とも言えないんですけど、市長の判断ですが、やっぱりそうして市の税金で行くわけですから、生半可な考えで一次産業だけの利益のために、二次産業、三次産業、垂水も結構ありますから、そこらをちょっとどう考えておられるのかなと、ほかの産業との均衡が保たれるのかなという気がいたしますが、市長の考えを。

○市長（尾脇雅弥） 貴重な御意見を本当にありがとうございます。議員の御指摘いただいた部分は本当によく遵守して、前向きに取り組みたいと思いますけれども、私も選挙のとき、あるいは23年度の公約の中で2番目として、垂水ブランドの販路拡大と、トップセールスとして国内はもとより、アジア、世界へ向けて販路拡大を目指したいということでした。私も自分の人生をかけた戦いでありましたので、生半可な形でそのことを掲げたわけではありません。ことし2年目ということで、具体的なものの1つとして一次産業の六次産業化と観光振興というのを3つの柱の中の1つとして掲げております。経済政策ということになりますけれども。

その中で、いろんな業種もあります。ただ、初年度に申し上げましたけれども、形ができている、ある程度水産業から始めたいということで事例を申し上げてということで、今お話しし

ましたように、牛根漁協はブリが中心でございますので、非常に寿司ネタとかそういった意味でのニーズも高いと。現在、20万尾ほどの海外へ向けてやっているわけですがけれども、8億4,000万円ほどの収益があると。これに加工場ができて、また10万尾加わることによって4億2,000万円というような見込みがあつてという話もございます。

議会の皆さんの御理解をいただいた上で決まる話ではありますけれども、そのことはよくよく理解をしながらも、結果として牛根漁協がそのことで非常に経済状態が豊かになって、漁業を営む人たちが利益を上げて、結果として税収がふえたり、雇用が発生したりするということにつながるというふうに思っております。

同様に、垂水漁協も非常に厳しい状況ではありますけれども、カンパチなんかにしても、おいしいんだけど高いということを国内マーケット中心に聞いております。技術的なものを上げなさいということが課題ではなくて、要するに値段の部分とか販路の部分で課題であるというふうに考えておりますので、そういった意味で、高くてもおいしいという市場へ向けて販路を広げていく。マカオというのは、1つそういったものであろうかと思っております。もちろんブリ・カンパチともに国内マーケットの販路拡大というのもありますけれども、それ以外に今申し上げたようなところに対して販路を拡大していく。そのために私がトップセールスとして赴くことによって、今、金額の表示がありましたけれども、投資対効果があるように一生懸命な努力をしてきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○徳留邦治議員 なかなかいい答弁がなされて、ありがとうございました。行くんでしたら、いろんな人の意見を聞いてまた検討してもらいたい。そして、要望です。これで終わりますから。

時間も来ましたので、要を得ません質問で、また、ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。次は、2時30分から再開いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○企画課長（倉岡孝昌）先ほどの徳留議員の御質問に対する答弁の中で、「等積交換」とお答えすべきところを「等価交換」とお答えいたしておりました。おわびして訂正申し上げます。（113ページで訂正済み）

○議長（宮迫泰倫）12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 大阪で出所したばかりの男が2人の人間を刺殺をいたしました。いろんな理由があるにしろ、とても許せる行為じゃないだろうと思います。亡くなられた方、それから遺族の皆さん方に心から哀悼の誠をささげたいと思います。

なぜこのような事件が起きるのか。やはり日本が少しいびつになってきたのかなという気がします。鹿児島でも数年前に、自衛官だったと思うんですけども、タクシー運転手が殺されたことがありました。こういうことが頻繁に起きていることはどこかに問題があるんだろう。私なりに考察をしてみました。やはり教育に大きな原因があるんだろう。命の大事さ、尊厳、さらには人間として生まれてきた以上、しっかりと働く。このような教育が欠けているのかなというふうに思います。

それと、マスコミの報道ですけれども、非常におかしいなと思います。確かに、ああいう事

件を起こした人は許しちゃならない。弁護をするわけじゃないんですけれども、「もし彼が勇気があって、出所してから行動を遺書としてまとめて自殺をしてくれたなら、またマスコミの連中も変わっていたんだろう」。弁護するわけじゃないけれども、日本の仕組みがまだ変わっていかねばならない、そのように思いました。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

県の防災訓練についてでありますけれども、この件につきましては3月議会で総務課長に質問しております。そのことを踏まえて御答弁をいただければありがたいと思います。

2点目、農業についてでありますけれども、我が国の農地農業は、今、再生を図らなければ必ずなくなります。TPPの問題とかいろんな問題があるわけですが、食料品は戦略的物資であります。ここがしっかりしていかないと日本の将来はあり得ない、そのように思います。そういった意味で、過去に私は企業農業等について何回も質問をしております。そのことを踏まえて、農林課長に再生についての思いをお願いをしたいと思います。

教育についてでありますけれども、学校跡地について、中長期的にはきのう森議員のほうから企業誘致の話とかもろもろ出ました。私は短期的に、今この時期、特に雑草が繁茂をいたします。ここいらについても今、ボランティア頼みなんだろうと思います。ぜひ、ここいらについてもいつまで続くかがわからないので、ボランティア頼みじゃなく、しっかりと管理者で管理するマニュアルをつくっていただくことについて、どう考えられるかということでもあります。

それから、中央中の学力についてでありますけれども、私は前々から、やはり学校教育を行う以上、学力の向上が一番である、そのように思います。ぜひ中央中の今の現状を教えてください。

そのことと、今、中学校での成績イコール小学校の成績なんだろうと思います。ここいらについての小学校への取り組みはどうされているのか。

また、あわせて、教育長、小学校に入る前の幼稚園なり、家庭なりの教育についての本市のレベルといいますか、ここは教育長なりにどのように考えられるのか、教えていただきたいと思えます。

それと、降灰対策事業の中で各学校にエアコンを導入をいたしましたけれども、前も私は申し上げたんですが、クーラーイコールやっぱり夏場だと思うんです。しかも、灰が降るからつける。ところが、本市においてはなかなか夏は降ってくれないし、それから一番暑い盛りは夏休みであります。そのことについて申し上げたことを記憶をしておりますが、そこで、クーラーの設置はしたはいいのだが、使用状況、それから電力の使用量について答弁をお願いをいたします。

4点目でありますけれども、過去の事業によって建設した施設の利用状況について。

民主党が事業仕分けをいたしました。なかなかまともな事業仕分けになっていなかったというふうに総括をされておりますけれども、この4点につきましても、私は過去にもおかしいんじゃないかと。当初の目的どおりの使用がされているか、事業になっているかということを経験しましたけれども、なかなか私が納得できるような答弁をいただいております。

そこで、1、2、3、4、4つ、それぞれの課長からその後の現状について御報告をいただきたいと思えます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志） 川尻議員の鹿児島県総合防災訓練における問題点についてということで、3月議会の各総合防災訓練等の今までのもの踏まえて検証もしなさいということも含め

まして、質問にお答えいたします。

5月25・26に開催しました平成24年度鹿児島県総合防災訓練については、昭和63年以降、24年ぶりに垂水で防災関係者61機関が参加し、相互に緊密な連携を保ちながら、情報連絡、伝達、救出・救護、避難誘導、水防工法及び災害復旧等の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう、防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的に、危機管理対策室及び危機管理監を中心に、県または関係機関とやがて1年をかけて協議・検討してまいりました。その間、各関係機関ごとによる確認事項ややりとりも密にして、今回無事終了できました。

今回の総合防災訓練においてはさまざまな問題点、検証事項等もありました。潮彩町住民による高台への避難集合訓練では、果たして上野台地までの徒歩による避難が高齢者に耐え得るのかという問題もあり、高いビルへの避難場所の検討が必要であるとの意見も出されました。体育館での避難開設に伴います避難住民の誘導のための窓口の職員の対応、体育館内のほこり等による衛生面、また各担当者と県との連携等、さまざまな意見を28日から本市でも聴取いたしました。また、早速県とも28日に意見交換も実施してまいりました。

今回は、県主催ではありますが、垂水市にとりましても重要な訓練と位置づけて、近隣の住民、自主防災組織等への参加要請、潮彩町の住民の方々、コスモス苑、慈恩保育園等からの訓練参加もいただきまして、防災意識の高揚につながっていただけたと思っております。

最後に、消防本部が中心となりまして、大がかりな合同救出救助訓練が各機関の連携のもとに実施されましたことについては非常に感銘、心強さを感じたところです。

そのようなことから、県主催ではありましたが、垂水市で行われることを意識し、各対策部及び担当者個人からの意見もいただき、確実に

検証し、市長が最重点の取り組みとして掲げております安心・安全な垂水のまちづくりのため、今後の防災対策に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○農林課長（池松 烈）川尻議員の農地農業の再生について答えさせていただきます。

まさに国の、また本市の農業の現状を凝縮した言葉であると思います。それゆえに、とても大きな意味も含んでいると考えるところがございます。今、農地農業の再生が図れないと農業がなくなってしまうと、TPPの問題、食料品は戦略的な物資であるという言葉もありました。まことに申しわけありませんが、今出た話の中でも本当に私、手探りの状態からですので、議員のここ5年間の質問の中に何かしら答えを導く必要があるのではと、会議録をひもとかささせていただきました。

平成20年3月に「食料自給率39%、これを支えている人はわずか2.4%、10年後は1.4%」、平成20年12月、「農家が少なくなるとするならば企業農業ということも頭に入れてやっていくべき」、平成21年3月、「農家で本当に後継者がいる家庭が何軒あるんだろうか。農地が荒れるイコール国土が荒れるということであります」、平成23年12月、「ここに職場として私はとらえたいんですよ。企業農業であり、農事法人であり、その育成をしていくこと。企業農業とか農事法人とか組織にその分をしょっていただく」というような表現をされています。

本市の農地農業の再生は、企業農業、農業法人の育成を今後しっかりと本市農政の柱組み、柱になれるよう、またそのための環境整備をする時期に来ていると認識すること、そのように考えたところでもあります。

以上であります。

○教育総務課長（川畑千歳）川尻議員の御質問にお答えいたします。

現在の管理状況について、お答えします。

安全点検として毎週2回、教育長を初め、教育委員会3課で閉校3中学校を巡視しています。校内の草木管理については、教育委員会職員で対応できるものは職員で、年1回は市予算で対応しています。また、地域の方々や居住する市職員のボランティア作業、垂水市校長協会・教頭会のボランティア作業もしていただいております。

ただいま川尻議員提案の管理マニュアルの作成については、効率的な管理を行うために検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿）失礼します。

川尻議員の御質問にお答えいたします。

中学校では、平成19年度から中学生3年生を対象に国語及び数学について、主として知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題による全国学力・学習状況調査が実施されております。本年度は理科も加えて実施されましたが、本年度の結果につきましてはまだ出ておりません。

また、昨年度は東日本大震災の関係で全国一斉に実施されておりませんので、平成19年度からの累積結果の推移及び全国・県の平均値との比較についてお答えいたします。

国語の知識に関するA問題の正答率の推移は70.9%から80.8%の間、国語の活用に関するB問題は58.1%から76.3%の間、数学の知識に関するA問題は59.2%から64.2%の間、数学の活用に関するB問題は46.3%から54.1%の間を推移し、実施年度により、上下の変動がございます。また、実施年度により、問題内容の難易度に差があったり、同一生徒でなかったりする関係で、この結果からだけでは学力が向上したのか低下したのか判断することがなかなか難しい状況です。

しかしながら、垂水市の結果を全国及び県の

平均値と比較してみますと、平成21年度の国語の活用に関するB問題が全国及び県の平均を上回ってはいるものの、そのほかは全国及び県の平均を若干下回っておりますので、十分な学力が身につけているとは言いがたい状況にあるかと存じます。したがって、本年度は学力向上を最重点課題として力を入れてまいりまいる所存でございます。

確認でございますが、今後の対策につきましては2回目の答弁でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○教育総務課長（川畑千歳）川尻議員のクーラーの使用状況と電力使用料についての御質問にお答えいたします。

市内の学校施設における空調設備につきましては、平成22年度から平成24年度までに全小・中学校に設置をする予定となっております。議員の御質問にある使用状況と電気料につきましては、設置後に丸1年経過した松ヶ崎小学校と協和小学校に係るデータで説明をいたします。

使用状況につきましては、松ヶ崎小学校で昨年7月からことし2月までに延べ37室で476日使用しております。協和小学校では昨年7月からことし2月までに延べ31室で335日使用しております。

次に、電気料でございますが、今回の空調設備設置により電力使用量が増加したことに伴い、毎月の基本料金が高くなっております。したがって、空調設備を使用しない月においても電気料が高くなってまいります。松ヶ崎小学校で平成22年度58万1,075円、平成23年度94万9,757円、金額で約36万8,000円、率にして63%の増となっております。協和小学校では平成22年度79万182円、平成23年度131万5,613円、金額で約52万5,000円、率にして66%の増となっております。

空調設備使用に当たっては、学校において適切にかつ有効に活用されるよう、教育委員会に

において垂水市立小・中学校空調設備運用指針を作成いたしました。概要としまして、冷房の稼働期間をおおむね6月から10月までを基本として、温度設定は市庁舎同様に環境省が推進している摂氏28度としております。また、暖房の稼働期間をおおむね12月中旬から3月上旬までを基本として、設定温度を摂氏20度としております。今年度の空調設備設置完了に伴い、引き続き適切な維持管理について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 川尻議員の過去の事業によって建設した施設の利用状況について、土木課からは、垂水新港の利用状況につきまして大隅地域振興局建設総務課に問い合わせしましたので、その状況についてお答えいたします。

平成23年度1年間のフェリーターミナル以外での使用でございますが、主に工事の専用で、野積み場が年間約250日、荷さばき場が約40日、ブロック製作ヤードなどとして活用されているところであります。それに不随しまして、陸上で製作しました消波ブロック等の運搬で岸壁の係留利用があるようでございます。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 川尻議員の質問にお答えいたします。

南漁港、新城につきましては、23年3月に第一種漁港としてすべて完成したところです。利用状況についてでございますが、泊地につきましては、新城地区漁業振興会員である漁船及び遊漁船17隻が係留しておりますが、物揚げ場につきましては、時々網やワカメなどを干す程度で、ほとんど利用されていないのが実情でございます。何かいい利用方法はないかと考えてはおりますが、平成19年1月、垂水市漁協と新城地区公民館とで「新城地区沿岸における養殖漁業に関する一切の作業は行わない」と新城沖合養殖漁場誘致契約書を交わしているところであ

りまして、垂水市漁協も「今のところこの契約書を遵守したい。せっかく新城沖で本格的に養殖業が始まったばかりなので、しばらくは状況を見守りたい」との意見であります。

市としても今後も有効利用の努力をしておりますが、議員もいい知恵がございましたら御教示願いたいと考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 私のほうからは、道の駅のウォークボードの利用状況について御説明いたします。

このウォークボードは、平成19年度の県の魅力ある観光地づくり事業として整備されまして、平成20年10月からの管理について市へ移管されております。その当時、指宿市にあるウォークボードをイメージしてつくられましたが、本市の場合、当箇所が護岸であることから、維持管理のために車両の通行が可能になるように現在の整備形態になったものでございます。

当時、足湯の人気もあり、しかも足湯の近くでもあったことから、多くの利用者があるものと期待してテーブルやいすを設置し、レストランメニューであるソフトクリームなどの出前販売やその他の飲食物の販売などを行いましたが、その利用は思わしくない状況でございました。それと、設置されたころから桜島の火山活動が活発になり、降灰が頻繁にあることや、日陰になるものがないことから夏場は非常に暑くなること等が利用を妨げる原因になっているようでございます。

現在もテーブルといすを置いてありますが、春と秋など気候のよいときは部分的に利用されておりますが、それ以外の季節では利用されていないのが現状でございます。そこで、昨年度管理運営を指定管理しましたグループへ、何かよいアイデアや利用方法はないか検討するようお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○生活環境課長（森下利行）生活環境課所管の牛根境地区の漁業集落排水処理施設の利用状況について、お答えいたします。

牛根境の漁業集落排水処理施設につきましては、平成20年4月1日より供用開始し、4年が経過したところであり、これまで、下水道加入促進委員会の委員であります境地区の振興会長さんや排水設備工事店連絡会の方々の御協力をいただきながら、事業加入促進に努めてまいったところでもあります。しかしながら、牛根境地区も、高齢化により年金暮らしの高齢者世帯が多くを占めていることから、工事に多額な費用を要する処理施設への加入はなかなか進まない状況にあります。

平成24年5月末日現在の集落排水の加入状況につきましては、排水処理対象の400世帯中198世帯が加入されており、加入率は49.5%であります。また、ここ数年の年間の加入件数は平均6件程度となっております。

以上でございます。

○川尻達志議員 たまたま、けさの読売新聞の一面で、多分「指導者トップの要件」というコラムというんですか、だったと思うんですが、けさ読んだら、こういうことが書いてありました。

東京工大の永井先生という人が、机上の危機管理シナリオや計画などは、多くの予期し得ないトラブル、つまらぬミス、事故など無形の要因のために実践にさほど役立たないということが書いてありました。私も3月で、こういうことを予測をして、避難訓練等は計画どおりいったからよかったじゃだめなんだよという話をしました。で、失敗したところ、間違ったところはしっかりと議事録に残して、後世に役立たせることが大事だということも提案をいたしました。

ぜひ、これから雨のシーズンでもあります。避難訓練を生かす皆さん方であってほしい。や

ったから終わりじゃない。消防長もいらっしやいますけれども、訓練が終わったからよかったじゃなく、ここがおかしいんだということをもう一回、あえてもう答弁は求めませんけれども、このことについてはもう一回、心に置いていただきたいと思います。

それで総務課長、本市の自主防災組織の話がきのうも出ましたけれども、本市の自主防災組織、一部を除いて本当に機能するのか私は心配します。多分役員の交代もあったんだろうし、年齢的なこともあるんだろう。ここいらについての実態把握をされておるかということと、今回の県の防災訓練の反省もされたはずです、当然。その中で、そういった議事録の公表は考えていらっしゃるのか。この2点。

○総務課長（山口親志）まず最初に、答弁は要らないと言われましたんですが、3月に質問やら指示もいただきまして、確かにそのような考えで行っていかないと今回の総合防災訓練は成功しなかったと思っておりますので、3月議会で指摘いただいたことに対しまして、まず感謝申し上げます。そのような形で、今回は全スタッフと力を合わせましてその意識でしたつもりでありますので、ありがとうございます。

まず、自主防災組織であります。自主防災組織は平成17年大災害が起きる前は組織率が10.3%でありましたが、安心・安全のための重要な施策としまして組織率を上げるということで、現在で89.5%まで組織率が向上してきております。

ただし、今ありましたとおり、組織率が上がったからこれですべて安心ということではありません。確かに、各自主防災組織の組織で取り組みに対しても非常に意識の違いがあります。毎年ほとんどの住民を参加しての訓練を実施している自主防災組織もあります。減災のためにもこの自主防災組織の取り組みが非常に重要であるということを認識しておりますので、そ

のあたりの今、心配をされているその意識も当然私も持っておりますので、そのあたりは自主防災組織連合会等でも研修会等でも実施しておりますので、そのあたりで根気強く意識の高揚を高めていきまして、防災に対する意識を、自主防災組織の方々から御協力をいただくことが垂水市の防災にもつながってまいりますので、根気強く意識を高めていきたいと思っております。確かに組織で違いがあることは十分承知しております。

それから、議事録であります。今回は鹿児島県が主催の総合防災訓練でありました。先ほども申し上げましたとおり、協議やら検討を進める段階で1年近くの時間を要してきましたが、指摘のとおり、その都度その都度変更がありました。まして関係機関61団体もありましたので、いろんな意見が出てまいりまして、その都度その都度シナリオ等の変更、それから、そこで出ました意見等も議事録にまとめております。

ただ、今回、今、県のほうにも問い合わせてはみませんので御回答はできませんが、開示というより、開示については御回答ができませんが、指示がありましたとおり、議事録をきちっととりながら今回の総合防災訓練に取り組んでまいりましたので、議事録はきちっとって、会議録もとっております。それがありましたから、今回成功したんだと思っております。（「課長、公表は」と呼ぶ者あり）

公表についてはまだ、今回主催が県でしたので、県に公表していいのか公表していないかはまだ聞いておりませんので、そのあたりは要請がありましたら県のほうに確認をして、公表に関しては問題はないとは思いますが、知事の視察とかいろんな行程もありますが、公表については今この場ではちょっと御回答ができませんのをお許してください。

以上です。

○川尻達志議員 ぜひ県には、これは公表すべ

きだと私は思いますので、本市のほうから県には厳しく要請をしていただきたいと思います。

次に、農地農業の再生ですけれども、近年、農業を取り巻く環境が非常に厳しくなっている中で、法制とかいろんなことで環境が変わっていると思うんですが、そこいらについての動向を課長が把握されている範囲内で結構ですので教えていただきたい。

○農林課長（池松 烈）2回目の質問にお答えさせていただきます。

それでは、まず、農地について述べさせていただきます。

議員は農業委員でもありますので、もう御存じのこととは思いますが、平成21年12月に施行されました改正農地法は、農地の有効的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方を維持しつつ、農地の減少を食い止め、農地の確保を図り、農地を貸しやすく借りやすく、農地の効率的な利用を図ることを目指しております。

また、農地利用集積円滑化事業も創設されました。遊休農地を有効活用する対策の充実としまして、毎年1回農地の利用状況調査をすることが義務づけられ、所有者に対する指導、通知等、一貫して農業委員会が行うこととされました。

農業経営基盤強化法促進に基づく利用権設定等促進事業では、利用権、賃借権は期間が満了すると自動的に終了し、離作料がないなど、農地の貸し借りがしやすくなっており、経営規模拡大の意欲のある担い手農家への提供が円滑に行われ、集積が進んでおります。

次に、農業についてであります。国は、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に基づき、新規就農者の増大、農地集積の推進を図るため、今年度から新たに、新規就農総合支援事業、青年就農給付金事業及び戸別所得補償経営安定推進事業、農地集積協力金

交付金事業を実施します。これら事業の支援を受けるためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方や新規就農者を含む地域の中心となる経営体を定めた人・農地プラン、地域農業マスタープランを作成することになりました。

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図として、地域の今後の中心となる経営体、個人・法人はどこか、中心となる経営体にどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者・兼業農家・自給的農家を含めた地域農業のあり方、また、生産品目、経営の複合化、六次産業化を集落・地域における話し合いによって決めることとなります。

今、農地と農業として、最近の法改正、新規事業を述べましたが、まさに農業生産法人、企業農業に活動の場、活躍の場を提供しているところとありますが、本市のここ数年の新規就農者が、平成21年度5名、22年度5名、23年度1名、24年度、今現在で5名で、この方々の将来に農業生産法人への選択という考えが見えてくるようであればいいのではと考えているところとあります。

○川尻達志議員 そのようなことで、方向性は見えてきているのかという気がします。

そこで1点、法人化した場合のメリットはどういうことを考えていらっしゃるのか。

○農林課長（池松 烈） まず、法人化のメリットを考える場合は政策定義や経営上のメリットもありますが、制度上のメリットと制度外のメリットという観点から大きなくくりで説明させていただきます。

まず制度上のメリットとして、税制で事業所得の税金が軽減されたり、課税の特典を活用することができるようであります。また、制度融資での制度限度の拡大ができるようであります。制度外のメリットとしましては、家計と経営の

分離が図られ、経営体として確立されたり、経営が合理的に運営できるようになるようです。また、本市の防災営農対策事業などを取り入れることもメリットとなっていくと考えております。

○川尻達志議員 4回目ですけれども、今までずっと言ってきたにもかかわらず、なかなか進んでいない。この原因は多分、先進地を見に行くとか情報をとるとかそういうことが欠けているんだろうと思います。今そういう情報はインターネットやら、はんらんをしております。

まず、そこで、市長、市長は今回アメリカに行かれる、マカオに行かれるわけですけれども、これは私は非常に大賛成であります。やはりトップが外を見てくること、大きな意識改革になるんだろうと思います。ぜひこういったことには金を使っていただきたい。

中央駅の前に、青春の群像ですか、ありますけれども、あの当時のトップがあえてああいう事業を起こしたから維新の回転もなったんだろうし、わずか数十年のうちにロシアにも戦争で勝っちゃったと。やはり、外を見ることが一番勉強になるんだろうと思います。今、本市は、緊縮財政の名のもとでほとんど若い人たちが外に勉強に行かない。出張旅費がなかなかとれない。このことも大きな本市衰退の要因であろうと思います。

そういった意味で市長、ぜひ、とりあえず農林課の農業法人なり企業農業についての勉強に対する予算について、ぜひ今からでも、そんな大きい金は必要じゃないと思う。ぜひとっていただきたい。ただし、行くためにはそれなりの目的をしっかりと持たせること。そして、帰ってきたら、みんなが納得できる復命書を書ける人を出してください。そうすれば幾ら使おうと、みんなわかってくれると思います。やはり、外に出て外の空気を吸う、吸わせてやるのが、ここにいらっしゃるひな壇の課長さん方の責務

です。自分の課で人を育てるためには、外を見さすことです。ぜひそのことについて市長の答弁をいただきたい。

○市長（尾脇雅弥）今、川尻議員のお話がありましたけれども、基本的に私もそのような考え方でおります。まさにいろんな意味で時代の転換期であります。垂水の宝というのは基本的には一次産業、これを中心にとということでもありますので、そのためにも農業分野においても先進地を見ていくということは非常に大事なことだと思っておりますので、主管課と十分協議をさせていただいて、基本的に必要なものに関しては予算措置をしていきたいというふうに考えております。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

次に、教育についてですけれども、学校跡地の管理については了解をいたします。

それから、学力について、小学校、それから学校に上がる前の環境というんですか、ここについて御答弁をいただきたいと思えます。

○学校教育課長（牧 浩寿）学力向上の今後の対策というようなことで述べさせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、川尻議員の御質問にお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたが、本市では学力向上を本年度の最重点課題として位置づけ、全小学校・中学校に対して次のことに取り組んでおります。

まず、教職員の現状に対する危機意識を喚起し、各学校が指導方法改善に努めるように指導いたします。そのために各種学力調査の学校ごとのデータを示して競わせると、そういったようなことはできませんけれども、本市の平均を各学校に公表し、各学校が自分の学校の現状を比較できるようにすることで、それぞれの学校が自分の学校の課題を明確にし、危機意識を持

って学力向上に取り組めるようにしております。

そして、本年度は校長及び教頭の管理職研修会の年間テーマを「学力向上」といたしまして、校長研修会・教頭研修会はもちろんのこと、教務主任等研修会や教職員を対象とした夏期合同研修会など、各種研修会を学力向上の視点から関連づけながら開催いたします。

その際、校長研修会や教頭研修会などにおいては、各学校の実践例等を発表する場を設定して、学校間で学力向上に対する意識を高め合わせるようにいたします。このように各種研修会において各学校が刺激し合い、やる気を持って学力向上を目指すよう、その運営のあり方を工夫いたします。

また、これまでの市の授業モデルの見直しを行い、本年度は、1人1人の児童生徒に確かな学力を身につけるために、これまでの「考える」

「わかる」「楽しい」という文言を改めまして、「考える」「わかる」「力をつける」という授業モデルを作成いたしました。この授業モデルをもとに、毎時間の授業を「力をつける」ということに視点を置いて充実させてまいります。

また、電子黒板等のICT機器や県が作成している「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」等を有効に活用し、学習内容の確実な定着を目指すとともに、活用力を伸ばすための工夫も行います。さらに、学力向上を図る上で大切な家庭学習の充実にも努めます。

平成22年度実施されました全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、本市では家庭学習の時間が少ないという実態が明らかになり、家庭学習のあり方が課題となっております。教育委員会では平成19年度、家庭学習の手引きとして「垂水市家庭学習キラリプラン」を作成し、各学校に配布しておりますが、この「家庭学習キラリプラン」に基づき、家庭での学習時間をふやすとともにその習慣化を図るなど、各家庭において家庭学習のあり方の見直しをしっかりと

行うように、各学校への指導を充実させてまいりたいと思います。

最後に、本年度は特に、小学校・中学校・高等学校の連携のさらなる強化を目指しながら、学力向上に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 学力向上については今、学校教育課長がお話をいたしました。さきの御質問は、小学校に上がる前までとおっしゃいましたですか。（「そこ辺もひっくるめて」と呼ぶ者あり）小学校に上がる前の状況というのはちょっと教育委員会では把握しておりませんので。（「私の意向を踏まえてくだされば、それで結構です」と呼ぶ者あり）わかりました。

今、本市のいわゆる今年度の教育委員会で非常に重要視していきたいと思っておりますのは、先ほど言いましたように学力向上でございます。いろんな学校訪問等でいつも私が先生方に、あるいは管理職にもですけれども、申し上げているのは、教師の仕事というのはいわゆる授業だけじゃなくて、いろんなのがあると。しかし、最大の仕事というの、各学年の発達段階に応じた、学年に応じた基礎学力をきちんと身につけることであると。いわゆる基礎学力を身につけられない教師は指導力のない教員と言われると、そういうことにならないようにしてほしいということをいつも言っておりますが。

一方、先ほど学校教育課長が申し上げましたように、本市の子供たちの実態を見てみますと、家庭学習の時間が非常に短い。その実態をちょっとお知らせしたいと思っておりますが、月曜日から金曜日まで30分未満、全くしないという子供を含めてですね、全くしないというのが全国平均で15.2%です。鹿児島県は10.7%、垂水市は27.8%、かなり多いですね、これは30分未満。逆に、2時間以上勉強をするというのが全国平均が25.7%、鹿児島県が24.7%、垂水市は5.6%です。非常に少ない。それから土曜・日曜日、そ

れから休みの日ですね、これは1時間未満しか勉強をしないというのが全国平均で35.4%、鹿児島県では33.8%、垂水市は44.5%。今申し上げているのは小学校のですね、小学校です。それから3時間以上、土曜・日曜ですね、全国平均が11.5%、鹿児島県が9.9%、垂水市が5.6%。

このように家庭学習が非常に足りないということで、これは前からも言われたことでしたので、平成19年度に「垂水市家庭学習キラリプラン」というのをつくって、家庭学習をさせてほしいと家庭にお願いをした経緯がございます。毎年これもやっているんですけども、今後さらに具体的に協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○川尻達志議員 今、貴重な意見を伺いました。学校だけの責任じゃない、やはり問題は家庭にあった。この家庭を動かすためにどうすればいいかということに大いに知恵を働かせていただきたいと思っております。例えば市や国あたりを利用するとか、いろんな場で啓蒙をしていくこと。あなたたちだけじゃなく、ここにいらっしゃるみんなも、我々議員もひっくるめて、この家庭での学習が少ないということは啓蒙していかなくちゃならん問題だろうと思っております。

それと、もう答弁は要りませんけれども、空調の話ですけども、学校の。28度とおっしゃったけれども、要するに、少々暑かろうが頑張らせると、それから冬は着させればいいんですよ。あるから利用するんじゃなく、本当に子供の健康を考えたときにはね、暑さ寒さに耐えること、ここが一番大事だと思うんです。さっきの自殺の話じゃないけれども、本当に厳しい状況の中で子供は育ったほうが、「なにくそ」と生まれると思う。また、そういう教育をしていかなくちゃいけないと思う。導入して、電気代でもかなり使っているわけですよ。やはりここいらについては市長、ぜひ、おしかりを受けるかもわからんけれども、けがせかしなくやいい

と思うんです。ぜひそういったことについても財政課長、電気代の使用料についてもしっかりと気を配っていただきたいと思います。

次に、最後の4点目ですけれども、新港については過去にもカツオ船の誘致をしようとかいろいろなささまざまな動きをしている、なかなか前へ進まない。これは理解をいたします。

ただ、南漁港については、新城と漁協で話をしたからということで逃げている。あえて申し上げます。私の知恵をかりたいとおっしゃいましたけれども、十分です。ただし、その前に垂水漁協から新城沖出しまで時間がかかる、それから燃料代もかかる。

今、きのうもブルーツーリズムの話がありましたけれども、漁協の皆さん方、本当に苦しいんですよ。それどころじゃ、ブルーツーリズムどころじゃない人も必ずいらっしゃいます。それでも、それでもね、しっかりと協力しているんですよ。受け入れて、見せて、泊めて、少々の金じゃないと思います。ところが、市の方針だから、市に厄介になっているからという気持ちで協力をしてきているんだろうと思います。

ぜひ、そういうことをしているんだったら、課長ね、例えば年間で南漁港を使った場合と今の状況とどのくらい個数が違うか、計算をしたことはないでしょう。そういったことをした上で人に頼むんですよ。はっきり申し上げておきます。我々議会は議決権しかないんです、議決権しか。皆さん方は執行権があるんですよ。そのことを忘れないように。これ以上はもう言いません。

ウォークボードについては十分理解をしておりますが、しかし、やはり何らかのイベントを1回でもやってみたら。まず一歩踏み出すことだと思う、失敗してもいいと思います。いや、ただ、あとはそのことについて維持費がかからないようにすることだろうと。ぜひこのことについても御検討をいただきたいと思います。

それから、牛根の漁集ですけれども、今のままだと大変、いつまでかかるかわからない、一般財源をつぎ込まないかん。これを合併浄化槽にかえると、地方債の償還残高、そこいらもひっくるめて早期に償還はできないのか。そういうことをひっくるめて検討する時期にあるんだろうと思います。そうしないと、この漁集のツケは未来永劫続く。どっかでかだれかがけりをつけなければ、しかも早いうちに。境に人が住んでいる以上、何らかの方策が必要であります。ぜひ、地方債の残高、償還期間をどう考えているか。

○生活環境課長（森下利行） 川尻議員の2回目の御質問にお答えいたします。

これからの地方債の償還や牛根境地区の人口動態、加入率を考えた場合、合併浄化槽への切りかえも検討していくべきではないかということですが、牛根境地区の排水処理施設は、現在稼働している施設であることや、国の漁業集落環境整備事業により、排水処理施設整備のみでなく、集落道、飲雑用水施設、防災安全施設への補助金の返還や地方債の繰り上げ償還などいろいろな問題が生じてまいりますので、合併浄化槽への切りかえにつきましては現時点では難しいものと考えております。

しかしながら、将来にわたって運営していく上では、議員御指摘のとおり、人口動態や加入率を勘案して幅広い見地から検討していくことが大切なことだと考えております。今後はこのことを視野に入れながら、しっかり検証してまいります。

次に、漁業集落排水施設に係る地方債の未償還金残高でございますが、平成24年3月末現在約3億6,000万円であり、償還期間は平成49年度までとなっております。ただし、元利償還金の約68%は交付税措置が講じられているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 これについての償還の繰り上げについて、財政課長、何か考えられないか。だれでもいいよ、答えられる人で。

○生活環境課長（森下利行）川尻議員の3回目の御質問にお答えします。

繰り上げ償還を考えていないかということですが、平成24年3月末現在の未償還金残高は約3億6,000万円で、その元利償還金の約68%は、先ほど申しましたとおり、交付税措置が講じられているところではありますが、繰り上げ償還を行った場合、この交付税措置が受けられず、償還期間の平成49年度までの利子相当分も含めた金額を償還しなければならないため、現時点での繰り上げ償還につきましては難しいものと考えております。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、将来にわたって運営していく上では幅広い見地から検討していくことは大切なことだと思っておりますので、今後、5年後、10年後、そういった今後の状況を調べながら、境地区の世帯数や人口並びに加入率など多くのデータをもとにしまして、事態の変化や進展を分析するなどのシミュレーションを行いながら比較・検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 交付金の話がありましたけれども、その中に一般財源からの持ち出しもあると思うんですね。やはりそういったことや比較・検討をしながら、要するに牛根境の皆さん方が快適に暮らせればいいんですよ、余計な負担をしないで、目標は。ぜひしっかりと頑張ってくださいと思います。皆さん方の双肩にこのことがかかっておりますので、ぜひ頑張ってください。

なぜこの4点を持ち出したかといいますと、これは執行部がしっかりと精査をしないまま出して、議会もそれを受けたということが一番の原因だった。今後こういうことがないように、

しっかりとすべての事業についてメリット・デメリットを検証すること、そのための一石になればと思って質問をさせていただきました。

終わりますが、もう一度、けさの新聞に戻ります。

市長、一度決断した後の指導者のたたずまいについては、陸上自衛隊の幹部学校で指導者論を教える西元徹也元自衛隊統合幕僚会議議長が本紙インタビューでこう説いたと。最も重要かつ困難な局面で人々に理念や戦略、目標を明示する。その後はあれこれ干渉せず、結果の責任はとる。これが本物のリーダーだということがあります。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明14日から21日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、22日の午前10時から開きます。

△散会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会します。

午後3時28分散会

平成 24 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 24 年 6 月 22 日

本会議第4号(6月22日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年 6 月22日 午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

九州電力より今夏の節電への協力のお願いがありましたので、そのお願い文書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議会改革調査特別委員会委員長から、議会改革に係る研修視察の報告がありますので、これを許可します。

議会改革調査特別委員長川尻達志議員。

[議会改革調査特別委員長川尻達志議員
登壇]

○議会改革調査特別委員長（川尻達志）おはようございます。

私ども議会改革調査特別委員会の4名及び随員1名は、去る5月24日から25日まで佐賀県嬉野市及び熊本県御船町において視察研修を実施をいたしましたので、報告をいたします。

まず、嬉野市であります。嬉野市は、人口2万8,000人で、佐賀県の南西部に位置し、日経新聞第2回議会改革調査で全国3位にランクされたことで有名であります。

嬉野市では、議会改革及び議会基本条例について研修をさせていただきました。

まず、議会基本条例を制定した背景については、「市民の中から市政について市議会議員に付託しているが、政策の提言など議会が行わず、単に市長の政策の追認をしているだけではない

か」という声があり、「全国的な議会改革の中では、議会、議員としての本来の職責を果たすため、議会改革が必要であり、議会基本条例を制定する動きとなった」とのことでありました。

議会基本条例制定後に当選された新人議員については、「議会基本条例の中に議員としての資質向上のための内容が盛り込まれており、議員としての職責を改めて再認識するものとなっている」とのことでありました。

次に、議会報告会については、「議会や議員を、そして活動内容を市民の方々にもっとよく知ってもらおう。また、議員の方々との意見交換の場として年1回以上開催している」とのこと、「小学校区ごとに開催されていましたが、参加される市民の方が固定化されてしまった」とのこと、「昨年度より、より細分化した地区で開催し、それにより、今まで参加されていなかった方も参加されるようになった」とのことでありました。

また、議会報告会での質問事項に関する答弁は、議員個人としての立場ではなく、議会全体として答弁するように議員間での意思の疎通が図られていました。

議会と行政との関係については、「執行部全員に反問権が与えられておりましたが、現在のところ執行部側が行使したことはない」とのことでした。

議会審議における論点、情報の形成については、「一部実施されているものの内容等についてはさらに検討する部分が多い」とのことでありました。

御船町についてであります。御船町は、人口1万8,000人で、九州のほぼ中央に位置し、九州のへそと呼ばれております。

また、日本で初めて肉食恐竜の化石が発見され、恐竜のふるさとづくりが進められています。

御船町では、熊本県合志市と合同で議会改革及び通年議会運営について研修を受けました。

御船町議会では、全国でも珍しく通年議会を実施をしております。「御船町の場合、4月に町長から1回目の招集を受け、翌年の3月の31日までが会期となります。通常は、他の議会と同様に3・6・9・12に開催されておりますが、全員協議会と委員会を毎月開催しており、緊急な議案が発生した場合に迅速に開会している」とのことでありました。

また、一般質問については、「必要であれば一般質問のみの議会開催も可能である」とのことでした。

通年議会については、「議員提出案がいつでも提出・受理できたり、専決処分の必要性がなくなったり、非公式な会議がなくなるなどのメリットがあります。

一方で、執行機関が議会運営に拘束される時間が多くなるなどのデメリットもあり、行政側に理解があることでうまく機能している」とのことでした。

以上のように両議会とも議会の持つ職責を果たすために議員みずからが議会改革に取り組みられており、説明も議員みずから行っていただき、地方分権が進む中、議会の果たす役割と責任の重大さを再認識するものでありました。

本委員会においても今回の視察研修を参考にし、議会基本条例制定に生かしていきたいと考えております。

以上で視察研修の報告を終わります。

△発言の申し出

○議長（宮迫泰倫）次に、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、今回の台風4号・5号の発生に対しまして、本市が取り組みました対策を報告いたします。

まず、台風4号については、6月15日金曜日13時に情報収集体制に入りました。

6月18日月曜日16時30分、本部長に状況を報

告しまして、翌19日の火曜日の朝6時半に各警報等の発生に伴いまして、同時刻に災害警戒本部を設置いたしました。あわせて自主避難所4カ所を7時30分に開設をいたしました。

災害警戒本部は、全課長で対応し、市民への周知は、防災無線、垂水市ほっとメール及び消防団の方々に依頼をいたしました。

状況等の変化に伴いまして、10時30分、16時と災害警戒本部会議を開催し、各対策部長からの報告を受け、16時15分に災害警戒本部を廃止いたしました。

台風4号においては、自主避難所への避難者はおられませんでした。

続きまして、台風5号に伴う梅雨前線の活動に対する対策の報告をいたします。

台風4号の対策が終了しました6月19日火曜日の16時15分から情報収集体制に入りました。当然それ以前からも情報収集は行っておりました。

6月21日木曜日13時に本部長に状況報告を行い、大雨対策としまして13時30分に災害警戒本部を設置し、14時30分に5カ所の自主避難所開設を行いました。

今回は、土砂災害警戒情報も発令されておりましたので、垂水市市民館の自主避難所だけではありますが、ピーク時で9世帯16名の自主避難者がおられました。大雨の影響及び自主防災組織の活動があり、市木地区の住民の方々が多く避難をされました。

16時、19時と災害警戒本部会議を開催し、状況報告、状況の共有化を図り、各本部長も21時まで本部に詰めておりました。

本日6月22日金曜日8時から災害警戒本部会議を開催し、警報・注意報等の解除を受け、また、避難所の方々が5時20分に全員退所されたのを受け、8時10分に災害警戒本部を廃止し、避難所も閉鎖いたしました。

各情報等については、ホームページで素早い

更新で情報発信を行っております。

また、今回の台風4号・5号においては、大きな被害の報告もありませんでした。

これからも安心・安全なまちづくりのため、人災ゼロのために各対策部を中心に空振りを恐れず、早目の情報提供、避難を図ってまいります。

以上であります。

○議長（宮迫泰倫）以上で諸般の報告を終わります。

△議案第34号～議案第36号、議案第38号、議案第39号、陳情第8号、陳情第9号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、議案第34号から日程第4、議案第36号まで及び日程第5、議案第38号並びに日程第6、議案第39号の議案5件及び日程第7、陳情第8号及び日程第8、陳情第9号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第34号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 案

議案第35号 垂水市老人介護手当支給条例及び垂水市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 消防団消防ポンプ自動車第1・8分団車購入契約について

議案第38号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

議案第39号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

陳情第8号 皇室典範改正反対に関する陳情

陳情第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長大藪藤幸議員。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）去る6月4日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月15日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第35号垂水市老人介護手当支給条例及び垂水市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「農林課所管において「森の駅たるみず」の事務掌握について」との質問に対し、「「森の駅たるみず」活性化施設の加工室を除いた部分すべてを商工観光課で所管し、加工室の部分のみを農林課のほうで所管する」との答弁がありました。

次に、水産課所管において、「ブリ・カンパチの海外販路拡大のための旅費については、市長の意気込みもわかるが、旅費を使って行った場合の効果があるのか。そして、なぜアメリカには随行がついて、マカオには市長のみで行かれるのか」との質問に対し、「グローバル・オーシャン・ワークスのほうから依頼があり、市長という行政のトップがみずからトップセールスを行うことで、販路拡大の可能性があり、また、マカオには、垂水市漁協の営業部長も同行する予定であるが、アメリカの場合には、しっかりと復命をするためにも記録係の同行が必要と考えられ、職員の随行1名の旅費を計上した」との答弁がございました。

また、「今後、ブリの輸出が10万匹ふえるのであれば、改めて行く必要はないのではないか」との質問に対し、「市長が直接行くことで、垂水産ブリのアメリカでの販売についてしっかりと足がかりを固めていきたい」との答弁がござ

いました。

そのほか側溝清掃の国の補助に関する質疑及び側溝清掃の時期についての質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算(第1号)案中の所管費目について諮ったところ、次の要望を付して原案のとおり可決されました。

1つ、農林水産業費のうち水産振興費の旅費について、ブリ・カンパチの水産物に限定せず、垂水産の全品の販路拡大につなげていく気構えで海外へのトップセールスに臨んでいただきたい。

次に、議案第39号平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号)案については、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、総務文教委員長北方貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明） おはようございます。

去る6月4日の本会議において総務文教委員会に付託となりました各案件について、6月19日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第34号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号消防団消防ポンプ自動車第1・8分団車購入契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成24年度垂水市一般会計補正予算(第1号)案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第8号皇室典範改正反対に関する陳情につきましては、結論を得るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号少人数学級の推進など定数

改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請については、採択することにし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 産業厚生委員長に対して質疑をしたいと思うんですけども、先ほどいろいろと中身について議論の要旨をかいつまんで話をさせていただきました。

その中で、水産産業振興費、いわゆる市長のトップセールスの渡航費用の問題についていろいろ議論があり、私も傍聴させていただいて、そのことを参考にしながら判断もしようというふうに思っていたわけです。

私は、1番目に考えたのは、一つは、当然今の打開していくためには、さまざまな形でこのような販路拡大対策というのは必要であろうという認識は共通のものがあると思います。

もう一点は、今回の場合の公益性の問題です。果たして公益性がどうなのか。いわゆる準備とかその中身とか含めて、本当に今回の場合の公益性が本当にあるのか。いわゆる公共の利益になるのかということだというふうに思うんです。

いろんな段階で市長がトップセールスされるということは、今の現状の中で産業振興を図るためには、ある意味では必要な条件には確かになっていると思いますけれども、今回の場合の準備とか取り組みとかという点で、もう一点の公益性がどうなのかということをいろいろお聞きしたいと思って、各議員のいろんな質疑等も注目をしていました。

その中でいろいろ意見も出たかというふうに思います。なかなかそういう点では、最終的にそのことがどうだったかというのは、論点が絞られなかったかというふうに思うんですが、やはり私はここでしっかり見ていかないといけな

いのは、予算を使うと。当然費用対効果を含めて投資効果も中身がありますけれども、今の段階で本当にこの公益性というのがあるのかどうか。やっぱりこれが一つの最大の判断基準じゃなかったかなというふうに思うんですが、いろんな意見が確かに出たと思います。そのあたりも紹介していただきながら、この点についての総括的にちょっと回答をいただければ助かります。

○産業厚生委員長（大藪藤幸） その水産業振興費の渡航 の70万強の旅費、議員のほうからは「一業者と行政のトップが同行して営業活動にかかわるのはいかがなものか」という意見も出ましたが、執行部からは、「グローバル・オーシャン・ワークスさんは、牛根のブリを扱っており、牛根のブリの養殖業者の今後の出荷体制に大きく寄与する」というような答弁がございました。

よって、もともと同会社は、たしか指宿の出身だと存じておりますが、「指宿あたりから魚を持ってきてアメリカに販路を拡大していく。そのような状況ではない。アメリカに売り込んでいく魚は、すべて牛根の漁業組合の商品である」というような答弁がございましたので、最終的には、垂水市の牛根地区における漁業の繁栄につながるものだと、そのような意見の一致を見たところでございます。

○持留良一議員 本来であれば一般質問とか、また、委員会で質問の機会があれば一番よかったんですけども、なかなかこの点を執行部、いわゆる市長とでも意見を交わすことができませんでしたので、この機会にこういう場で聞ければ一番いいんですけども、今のルールではそれができませんので、あえてやっぱり問題点だけを指摘しておきたいというか、やはり公益性となると、一企業との関係もありましようけれども、ここに組合、いわゆる準公共的な立場にある漁業組合等がかんっていると。そこが中

心となって漁業経営者及び垂水の漁業振興を図っていくという大事な点があるかと思うんです。どうしても今回の場合というのは、やっぱりそのあたりが、今後、回答の中でもそのあたりは取り組んでいくような中身も示されましたので、そういう方向性があれば、私は問題ないのかなというふうに思いますけれども、やはり私は、準備段階でそういうことも含めてきちっとやっていくと。やはり客観的に見てもそれが本当に公共性があり、なおかつ市民の利益につながっていくんだということがはっきり明確に打ち出してほしいなど。そうでなければやっぱり私たちが議論するときに、先ほど出ましたいろんなさまざまな議論が出てくると思うんですよ。

そういう意味では、やはり私は指摘したいのは、公益性が本当にどうなのかと。そういうためにはそういう中身の問題と行く体制の問題も含めて重要じゃないかなというふうに思います。

そのことを改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

○議長（宮迫泰倫） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第34号から議案第36号まで及び議案第38号並びに議案第39号の議案5件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 御異議がありますので、議案38号を除き、各議案を各委員長の報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第38号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第38号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第8号及び陳情第9号の陳情2件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は閉会中の継続審査、陳情第9号は採択することに決定しました。

△意見書案第8号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第9、意見書案第8号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案についてを議題とします。

案分は配付いたしましたとおりでありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第8号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案について

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案（案）

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定教化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げする必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また、鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもの対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28力国）の中で日本は最村立となっています。また、三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するととも

に、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元すること。

3、全国どこにいても教育の機会均等を保障するため、複式学級の解消をはかること。

	1学級当たりの児童生徒数
日本	小学校 28.0人 中学校 32.9人
OECD平均	小学校 21.4人 中学校 23.5人

教員1人当たりの児童生徒数
小学校 18.6人 中学校 14.5人
小学校 16.0人 中学校 13.5人

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月22日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

総理大臣 野田 佳彦 殿
官房長官 藤村 修 殿
文部科学大臣 平野 博文 殿
財務大臣 安住 淳 殿
総務大臣 川端 達夫 殿

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第8号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案は原案のとおり可決されました。

△議案第40号・議案第41号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第10、議案第40号及び日程第11、議案第41号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第40号 平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第41号 平成23年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（宮迫泰倫）両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川越信男議員、堀内貴志議員、大菌藤幸議員、感王寺耕造議員、北方貞明議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上7名を指名したいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

○議長（宮迫泰倫）以上で、日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫）これをもちまして、平成24年第2回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員